

BULLETIN OF IBARAKI WOMEN'S JUNIOR COLLEGE

No.34 (2007)

< CONTENTS >

1. **Masanori TAKEDA** ;
Modern and current authors of dramas and novels based on "Heike- monogatari"
— A list of works according to author — 1
2. **Shinji UCHIOKE** ;
Trial Rendition of "A Revelation of Love" by Julian of Norwich: Part III (51)
3. **Gen UCHIYAMA** ;
Some Historical Perspectives on American School Sexuality Education
and Key Issues related to Japanese Health Education (29)
4. **Gen UCHIYAMA and Tomoko NAKAMURA** ;
Safety, Danger, Risk, Hazard and Mental Health regarding
Safety Education (II) (21)
5. **Gen UCHIYAMA** ;
Facing Issues of School Safety Education (I) : (1)

PUBLISHED

by

Ibaraki Women's Junior College

IBARAKI

執 筆 者（執筆順）

武 田 昌 憲（教授・日本中世文学・軍記）

内 桶 真 二（講師・英語学・英語史）

内 山 源（教授・健康教育、保育保健）

中 村 朋 子（非常勤講師・学校保健）

茨城女子短期大学紀要 第34集

平成 19 年 3 月 31 日 発行©

編集者 茨城女子短期大学紀要委員会

発行者 額 賀 良 一

発 行 茨城女子短期大学
茨城県那珂市東木倉 960-2

印 刷 ワタヒキ印刷(株)
水戸市城東 1-5-21
Tel. 029-221-4381

学校安全教育の状況と問題（その1）

— 科目保健における安全教育の内容・カリキュラムの構造的改善 —

内山 源

何かことが起きると、それに慌てて対応する教育的策定、法制の変更や対応的実践が目につく。その中の一つが安全教育である。池田小事件後の安全教育、安全管理の対応は一時的に過熱化したが一過的に流れている。防犯型・不審者対策の安全教育は、その義務教育化で中教審・審議化されたりした。新文科大臣次第で安全教育、や安全管理の内容、実践が簡単になる。安全教育の基本的内容、要素、構造等はないか、である。例えば、学校における暴力、脅迫、巻き上げ等のいじめはハザード、リスク、安全の対象外か、である。これらが問われ、研究されることもないままに「後追いの」に「付加・追加」されたりしている。そして珍妙な安全教育カリキュラムが提示されたりする。安全教育のカリキュラムの構成にあたって、なにが欠けているのか、何が問題なのか、を基本的に問うことが求められる。予防の理論やリスク、ハザード、危険概念との関連も殆んどなく、安全教育は動き、研究は薄く浅い。その中の一つに、メンタルヘルスとの関連がある。安全教育でも何が問題か、問題の存在、所在はないか、問題性や水準は何か、問題の緊急性、対応性の順位等が基本的に問われなくてはならない。

1 学校安全教育実施の3型・現状と保健教育・教科教材の問題

学校安全教育の実施状況は科目保健教育と並んで低調不振である。それは古くから科目保健の中に位置づけられ、その中に教科書教材が編成されている。しかし、実施状況がよくないから安全教育も実施されないことになる。科目外の安全教育は保健・安全指導としてなされることになっている。だがこれも 性教育と同じくして、定位置、定時間・量などが不明確、不安定である。そのため、教育としてのCommonplacesである構造的な要素関連性などは殆んど欠落したままである。つまり、計画的、定常的に系統性や連続性・継続性、発展性等をもって実施されることは無い。近年は「不審者」「通り魔」的の事件が発生し、小学校低学年男児が高層のビルから放り投げられたり、女児が惨殺されたりしている。大阪教育大付属池田小での事件以来、この種の児童の殺傷事件は後を絶たない。そして「安全教育の徹底を図る」と校長はメディアを通して応える。安全教育も大切だが「安全事業管理」の方が、幼稚園や小学校の場合、もっと大切なことである。

新文科省大臣は「安全教育の義務化を」と述べ、中教審に諮問している。思いつきのような制度変更が続いている。制度だけを改変しても変わらない。低調・不振の原因・条件の究明である。（資料-1、2参照）安全教育がその目的達成の成果を得るには事件の後に、①型、「後追い」「一時的」な安全教育を実施しても無理である。教育としての活動になっていないからである。系統的で連続性、一貫性、発展性、が無いことには効果は上がらないことになる。そのため最低限、②型、母体としての「科目保健」の中での安全教育の実施である。中学・高校では教科書教材化されている。これが大学になると「姿を消す」教科書が少なくない。③型は「特設型」の安全教育である。②型の大学の共通・一般教養保健は未だにバイオメデカル・モデルの枠組みに縛られているものが少なくない。この点については1995年に共同研究の報告書¹⁾「大学におけるエイズ予防教育内容・カリキュラムの改善と実践的研究」を出した。病者・患者の生活、行動の事実が欠落しているし、医療者・医療界、福祉界、保健界の対応の事実が抜けている等である。まして、安全との関連など殆んど存在しない。近年ではもっぱら「生活習慣病型」の予防焦点化となっている。生活習慣「関連・

資料－１－①

安全教育には次のような目標がある¹⁾。

- ① 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようにする。
- ② 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- ③ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

表Ⅲ－５ 年齢別・校種別の安全教育の目標¹⁾

校種等	目 標
幼 児	日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を身に付けることができるようにする。また危険な場所での行動や事件・事故災害時には、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。
小学生	ア 低学年では、安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気づくことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害発生時には、教職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。 イ 中学年では、生活安全、交通安全、災害安全に関わる様々な危険の原因や事故の防止について理解し、危険に気づくことができるとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。 ウ 高学年では、中学年までに学習した内容を一層深めるとともに、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また自分自身の安全だけでなく、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。
中学生	小学校での理解をさらに深め、交通安全や日常生活に関して安全な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。
高校生	自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関わる活動や災害時のボランティア活動に積極的に参加できるようにする。
障害のある児童生徒等	児童生徒等の障害の状態、発達段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

文科省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

注)

- 1) 資料の表はいずれも文科省の出した全国的レベルの安全教育の目標である。
- 2) 安全教育の目標としては、それなりに充実した多面的な目標となっている。
- 3) 教育内容・カリキュラム・教材・方法等はこれらの目標を達成すべく選択、構成される。つまり選択構成原理に従って作成されることになる。
- 4) だが、である。文科省の提示した安全教育は、この安全教育の目標とどう論理的に、理論的に繋がるのであろうか、導出が可能か、である。
- 5) この状況、風潮は安全事業管理の教化、充実よりも「防犯教育」に傾斜している。しかも大学教員・研究者までがこれに従っている。

(内山)

資料－1－②

GROWING AND DEVELOPING	INTERACTING	DECISION MAKING
Concept: THE POTENTIAL FOR HAZARDS AND ACCIDENTS EXISTS, WHATEVER THE ENVIRONMENT Long Range Goals		
Cognitive Domain The student: ● <i>understands</i> the dynamics of accidents resulting from interrelationships of variously motivated human behavior and aspects of the physical environment. ● <i>realizes</i> that taking safety precautions will protect the individual's well-being and that of others. ● <i>comprehends</i> that taking safety precautions is encouraged by knowledge, certain emotional, and forces, while ignorance and other emotional needs and social forces promote risk-taking. ● <i>concludes</i> that the environment may be either conducive or antagonistic to continued well-being.		
Affective Domain The student: ● <i>accepts</i> the fact that some accidents are inevitable, but develops an interest in determining how safe behavior can reduce the possibility of personal involvement, injury, or death. ● <i>is sensitive</i> to the dangerous aspects of an expanding environment. ● <i>forms</i> judgments on the influence of social pressures toward and the appeal of certain forms of risk-taking. ● <i>respects</i> the efforts of those trying to make the environment less hazardous.		
Action Domain The student: ● <i>applies</i> reasonable safety precautions in daily living and in known hazardous situations. ● <i>attempts</i> to make the environment safe and assists others in such efforts. ● <i>evaluates</i> potential risks, uses sound judgment in avoiding or coping with them, and alerts others to such risks.		

注)

- ① 構造化の中の1つに目標をブルームの3領域を活用している。
- ② ハザードやリスク、危険の側面と安全との関連で目標化されている。
- ③ わが国の方は、どうであろうか、構造化、概念化、現代化等の「6つ」の学び、検討、研究し提示したものは何もない。その中の「3つ」は小倉が提示、実践した。残りは「そのまま」である。
- ④ 2004年版のSIECUSでさえ、SHESからの学びとモデルとした、としている。
- ⑤ 安全教育の内容・カリキュラム論では、その中の1つもない。これは安全教育だけのことではない。タバコ、飲酒、ドラッグ、食育等のすべてに欠けているものである。
- ⑥ 2006年の学会レベルでも、日本国ではリスク、ハザード、危険と被害・損害・第2次・N次等との関係が理解されていない。

(内山)

資料－2

(第三種郵便物認可) 2006年(平成18年)3月20日(月曜日) 言 説 宣

「安全教育」必修に

文科相が
検討表明

「安全教育は、犯罪の多い場所を示す「地域安全マップ」作りなどをしている学校もあるが、実施はなかなかやられていない。指導要領に明記されれば、実施が事実上義務づけられるようになり、社会の時間なり授業が行われるようになり、い

文部科学省は19日午中を標榜した犯罪の多発を受け、犯罪から子どもが身を守るための「安全教育を小学校などで必修とすることを検討する方針を固めた。小坂文部科学相が同日、岐阜県大垣市で開かれたタワニミーティング後の記者会見で表明した。文科相は記者会見で、「子どもに危機回避能力を身につけさせることが必要な時代になってきた。今後の学習指導要領(の改訂)で『安全』とどうものを検討する」と述べた。指導要領改訂に向けて近く開かれる中央教育審議会(文科相の諮問機関)の教育課程部会に検討を指示する考えだ。

関与病型」の方が消えているのである。ヘルスプロモーションの用語や定義が示されているが、オタワ憲章の「英文2行」のだけのものとか、それに唱導等の3つの用語を単に並列・結合したもの

(4)

が少なくない²⁾。(資料－3)³⁾

資料－3

ところで今回の新学習指導要領には、どんな特徴があるのでしょうか。つまり、第6次の学習指導要領では、理念、目標、内容、方法から時間枠まで大きな改訂がなされた。小・中学校は平成10年12月、高校は平成11年3月の改訂である。全体的には「生きる力」の育成を主目標とし、保健分野では「ヘルスプロモーション」の理念との関連づけが強調されている。しかしながらオタワ憲章のヘルスプロモーションを強調するものの定義の原文・英文2行に力点がおかれ、アドボカシー、エンパワーメント、社会的公正、倫理面との関連はうすい。

特に著しい改訂は小学校の第3、4学年での保健学習の新設である。また、G保健は新F、G保健となり時間数もふえた。

前回の改訂では全般的に四つの観点が強調された。①心の教育の充実、②基礎・基本の重視と個性教育の推進、③自己教育力の育成、および④文化と伝統の尊重と国際理解の推進、である。今回のものもこれらの観点と大差はない。ただ「生きる力」と「ヘルスプロモーション」の理念が強調され教育内容の厳選と基礎基本の徹底、個性を生かす教育、人間性とたくましい体などがキーワードとなっている。だが、内容的には領域も構造もほとんど変りはない。ライフスタイル改善型、生活習慣病予防型となっており、社会や文化における保健、医療、福祉、教育、保育等・政策、法律、政度、行政の病理、ミス等の問題性、つまり「外的事項」の問題の内容化、深化、拡大はみられない。中学、高校レベルでは、保健や医療等の制度や保健、安全行動の事実認識の他にそれらの問題性や水準等の認識、理解のための教育内容化が不可欠である。これらを欠くとオタワ憲章のヘルスプロモーションにはならない。

アドボカシーや Social justice, Health Ethics, Empowerment 等の付帯する説明が無いのである。大学の教養保健であるならば、これらと並んで「安全の科学」の内容が構成されなくてはならない。次は、②正課としての安全教育充実である。高校の科目保健の中での安全はどのようなになっているのだろうか。平成17年の高校保健の教科書はもっぱら「交通安全・事故予防」が主な内容である。確かに高校生の事故傷害は多い。だが、これだけではあるまい。他に必要な基本的事項・概念があるはずである。昭和50年代の保健の教科書では「Ⅲ 職業と健康」の中で「1」「職業病と労働災害」がある。その中に「①労働災害の種類」や「②労働災害の実態」がある。「2」では「職場の安全衛生管理と健康増進」がある。この中の③には「安全教育」がある。その内容は専ら労働災害予防のための安全教育となっている。(高等保健教育、P150、大修館、昭和56年文部省検定済み)だが、「交通事故・安全教育」に関する内容はどこにも無い。現実には多くの公的な報告書に示されているように「十代の交通事故」の数値・比率が大量・高値なのである。

当時の学習指導要領作成委員の「オツム」の中か、文部行政上層部の「抑え」なのか、不明であるが、「消えてイル」のである。というのは昭和40年代の教科書(保健体育、P152－166)には「第4章、事故災害とその防止」があり、P159には「③交通事故」がある。時代的推移で交通事故の事実が消滅してはいないのに、「社会的生活的」事実・問題を解決、改善すべき対象は学校教育の教科書内容から「出たり、消えたり」している。これはどう云うことなのか、である。(資料－3、4、5、6)

カリキュラム・教育内容をどう選択し構成するか、は教育理論としての「教育内容の選択、構成の原理」⁴⁾⁵⁾が理論として存在する。カリキュラム理論である。近年では世界的に著名なのは Hilda Taba⁵⁾ の Curriculum Development である。安全教育内容の構成についても同様である。しかし、現実的に国家的には「学習指導要領」「教科書検定済み」として実施されている。このような「不様な」事態が続いている。この種の「健康教育内容の選択、構成の原理」の研究発表、報告、説明を日本学校保健学会・シンポジウム(1972年)以来、筆者は繰り返し、学会誌や論文、著作等で行ってきた。

資料－４

表５－１ 小学校、中学校、高等学校の保健学習

学校区分	小学校	中学校	高等学校
教科・科目 区分	体育科 保健領域	保健体育科 保健分野	保健体育科 科目保健
指導学年 と 教育内容	3～4 学年 (1) 毎日の生活と健康 ア 1日の生活仕方 イ 身のまわりの清潔や生活環境 (2) 育ちゆく体とわたし ア 体の発育・発達と食事、運動などの大切さ イ 思春期の体の変化 5～6 学年 (1) けがの防止 ア 交通事故や学校生活の事故などの原因とその防止 イ けがの手当て (2) 心の健康 ア 心の発達 イ 心と体の密接な関係 ウ 不安や悩みへの対応 (3) 病気の予防 ア 病気の起こり方 イ 病原体がもとになって起こる病気の予防 ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防	1 学年 (1) 心の機能の発達と心の健康 ア 身体機能の発達 イ 生殖にかかわる機能の成熟 ウ 精神機能の発達と自己形成 エ 欲求やストレスへの対処と心の健康 2 学年 (2) 健康と環境 ア 身体環境に対する適応能力・至適範囲 イ 空気や飲料水の衛生的管理 ウ 生活に伴う廃棄物の衛生的管理 (3) 傷害の防止 ア 自然災害や交通事故などによる傷害の防止 イ 応急手当 3 学年 (4) 健康な生活と疾病の予防 ア 健康の成り立ちと疾病の発生要因 イ 生活行動・生活環境と健康 ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 エ 感染症の予防 オ 個人の健康と集団の健康	1～2 学年 (1) 現代社会と健康 ア 健康の考え方 イ 健康の保持増進と疾病の予防 ウ 精神の健康 エ 交通安全 オ 応急手当 (2) 生涯を通じる健康 ア 生涯の各段階における健康 イ 保健・医療制度と地域の保健・医療機関の活用 (3) 社会生活と健康 ア 環境と健康 イ 環境と食品の健康 ウ 労働と健康
配当時間	3～4 学年は各単位時間（8 時間程度） 5～6 学年は宅 8 単位時間（16 時間程度）	3 学年で適切に配当 48 単位時間 （前回の 55 時間から－7 時間）	原則として入学学年と次年度の学年（各 35 単位時間） 必修 2 単位（70 時間） 第 3 学年はなし

注)

- 1) 先に資料－１と－２の関係について問題点を述べたが、先の注)の 3)の観点で、資料－４を見るとどうということになるだろうか。
- 2) ここでも小、中、高を通して、論理的に、理論的に破綻していることが分る。むしろ、大学の方は論外である。
- 3) そのことは教科、科目の時間枠上の規定、制限があることから、現実的には止むを得ないことかもしれない。だが、そうであるなら、研究としての安全教育のカリキュラムを SHES レベルでも、検討、研究し、提示すべきである。
- 4) Risk も Hazard、Danger もない安全教育の内容、カリキュラムとは何ものか、であろう。 (内山)

資料－５

高等学校 保健体育科用 文部科学省検定済教科書【50】大修館 保体 001

現代保健体育

保健編

1 単元 現代社会と健康

7

- 1 7 交通自己の現状と要因…………… 46
 - 1 交通事故の現状 46
 - 2 交通事故の要因 47
- 1 8 交通社会における運転者の資質と責任…………… 48
 - 1 安全な運転のための資質 48
 - 2 交通事故の責任と補償 49
- 1 9 安全な交通社会づくり…………… 50
 - 1 法的な整備と施設・設備の充実 50
 - 2 車の安全性の向上 51
- 安全な交通社会をめざしてプランをつくろう…………… 52

注)

- 1) 資料－５、現行・使用の教科書内容の一部である。安全教育の内容として、資料－１の目標との対応関連でみると、どうなるか、である。ここでも偏倚、論理的、理論的関連破綻である。
- 2) こう述べると、「教科外活動で実施している」とする者が出てくる。だが、その現実は何か、と問うと空論、幻想でしかないことが分る。教育であるからには系統性、連続性、一貫性、発展性が不可欠なのである。 (内山)

資料－6

表5－2 中学校における保健授業実施の周期性

調査年度	48 n=203	49 n=209	50 n=192	51 n=200	52 n=182	53 n=204	54 n=202
定期性							
保健授業は定期的に実施された	45.3	37.8	42.2	42.5	52.3	51.0	52.6
保健授業は定期的に実施されなかった	51.7	62.1	52.6	50.5	43.2	48.0	46.5
その他・NA	2.9	0	5.2	6.1	4.5	11.0	1.9

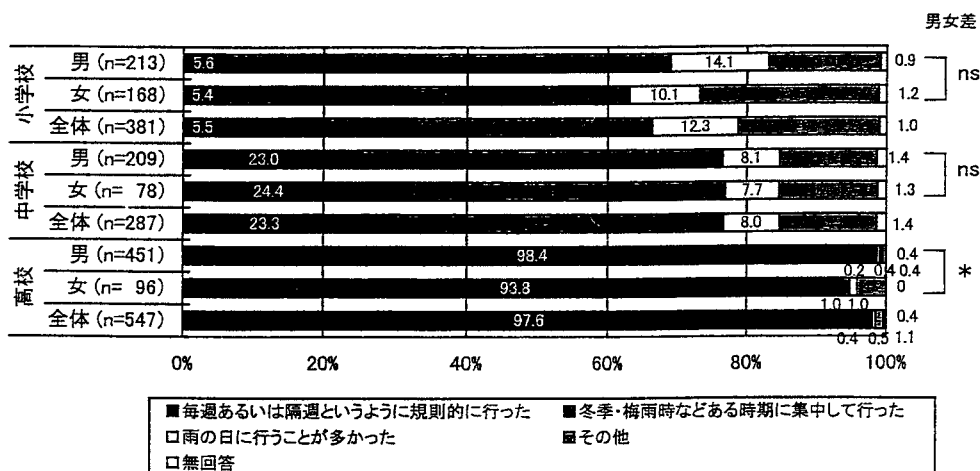
調査年度	55 n=204	56 n=209	57 n=205	60 n=203	61 n=202	平3 n=206	平8 n=392
定期性							
保健授業は定期的に実施された	48.0	52.6	51.7	39.4	38.6	42.7	15.5
保健授業は定期的に実施されなかった	51.5	46.9	47.3	58.7	59.9	52.9	79.8
その他・NA	0.5	0.5	1.0	1.9	1.5	4.4	2.6

(注) ①「実施されない」理由:(a)雨の日、雨の時、梅雨期、(b)先生の出張、(c)先生の都合、(d)冬季集中、(e)まったく行われなかった、など。

②高校1年生を対象に入学直後に、主として中学3年生時の保健授業について調査したもの。

1) 保健学習の計画的な実施

図IV 教師－1 「あなたは、保健学習をどのように行いましたか」



(注)

- 1) 安全教育の母体である教科保健・科目保健の実施の状況である。表5－2は生徒を対象にしたものである。図IVは教員を対象にしたものである。
- 2) 中学校の保健授業の実施状況は低劣をさわるものとなっている。高校ではそれが制度上、高率化している。
- 3) だが、保健授業の内容を問うと、これもまた惨憺たるものが少なくない。これは大学、短大1年生対象の入学直後の調査によるものである。

(内山)

2 安全教育内容選択、公正原理の必要実施の第③型・特設型安全教育の問題及び学校安全教育の問題

だが、これに対する反応は「あんな抽象的なことをやっても現場に役に立たない」「粗雑なモデルをもちだしたところで何の役に立つのか」「もっと実践的な教材作りが大切だ」等と陰で反対、批判されてきた。ここでのモデル・理論は世界的に有名だったH ホイマンの疫学的モデルやレベ

ルやクラークのモデル、SHES⁶⁾等のモデルである。先方、アメリカの方には1967年のSHESがあり、その中には安全教育の基本概念が10の下位概念の中に構成されている。40年も前のことである。だが、日本国には「危険」のことば・用語だけがあり、現在でも「ただ」それだけの用語、表記でなされ、内容の解説は「国語辞典、英語辞典」的意味でなされている。安全教育の講習会・研修会と言うまでもなく、学会ですら平成18年に時点でも「危険」の単一・単純用語で説明されている。上記のSHESには“Risk”と“Hazard”がある。(資料-7)

論を戻して、保健教科書教材内容に「交通事故関係教材」が「出たり」「きえたり」のレベルではない。同じくして、現在は「公害病」や「職業病」「先天性・遺伝性疾患」が「消えたり」「陰が薄くなったり」で、系統性、一貫性、発展性、関連性等から見ても安全教育の内容は理論的、実践的根拠を欠かいたものとなっている。凡そ、以上は②型の教科教育における安全教育の問題に触れた。高校の下に中学、小学校、幼児教育とあるが、これらも同様であり、ここでは省略する。

次は③型である。「特設型」Incidental Teachingの安全教育である。これは昭和40年代に少なからず見られたものである。子どもの交通事故の増加に対する安全教育としての対応である。高度経済成長期で車の交通量、生産台数、自家用車等の激増で交通事故・傷害は社会的問題となった。子どもを如何に交通事故から守るか、である。そのため、実地訓練的な指導も強化され、校庭には実物大の交通信号機や歩行者用の横断歩道のモデルまでセットされ、その指導が行われた。道路は狭く整備もされていない時代だったから、子どもがいかに素早く車の接触とか衝撃から避けられるように「回避」運動の強化指導も行われた。この回避能力の育成は子どもの安全、事故防止にとって何ものか、である。(それが40年後の今、防犯・危険回避能力育成型の安全教育が強調されている。)(資料-2)

昭和40年代、筆者は院生であり、博士課程の時には、主任教授から「身体反応時間」の「発達段階」との関連やその発達と安全行動・運動に関する研究を指示された。岐阜大の三井名誉教授はその中の一人である。小学生や中学生の身体反応時間の測定・実験をかなり実施した。ランドセルを背負わせて実験台の上で跳ばせたり、帽子、服装等の条件を変えて測定したりした。しかし、この種の測定、実験の意義や意味は安全教育と安全事業管理(School Safety Service)に結びつける時、極めて消極的であった。それでも社会的風潮、マスコミ、メディアは子どもを車社会から守れ!であった。当時、NHKのTV「茶に間の科学」に出ることにもなってしまった。実験台をNHKに運び、やって見せたのである。だが、これらを現場の学校安全、安全教育にどのように結びつけるか、である。

校庭に、交通事故防止用の信号機モデルのセットはあっても、その訓練的練習に、どの学年に、どれほどの時間をかけて継続・連続的に誰が指導するか、となると、問題は続出した。この種の特設型の安全教育は校長の転出とともに「静かになり」その後は放置された。「特設型の教育」は15年ほど前のエイズ教育・性教育と同様である。文部省指定の研究校・研究地区ともなれば「3年」間は県教委の支援、支持もあって動く。それが過ぎると当該校・地区は静かになり、そして、消えて行く。①校長が自ら積極的に「引き受け」手くる特設型の教育と②文部省の指定・支持的な研究校。地域の特設型2種があり、①の方は当該校の教職員がa、十分に理解・了解、納得しているものとb、そうではない不平・不満・反対しているものがある。a、とbはさらに細かく分けられるが、ここでは深入りしない。子どもの教育のために純粋に反対するものと、そうではなくて自分の「利害」との関係で「面倒」なことは「ゴメン」「得にもならない」「最低限の授業だけで十分だ」「自分の出世の手段・道具に我々を使うな」等である。30年ほど前までは、この他、教員組合の運動

資料－7

Concept : THE POTENTIAL FOR HAZARDS AND ACCIDENTS EXISTS, WHATEVER THE ENVIRONMENT

Behavioral Objectives : Progression and Sequence for Teaching-Learning Experience

SEQUENCE

B	C	D
<i>Detects</i> some environmental factors which affect well-being. (1,3)	<i>Indicates</i> hazards existing in the home, neighborhood, and school. (1,3)	<i>Identifies</i> procedures which help protect personal well-being and that of others. (2,4)
<i>Illustrates</i> relationships between accidents and human behavior. (1,3)	<i>Reports</i> the effects of certain environmental factors on individuals and groups. (1,3)	<i>Examines</i> hazards and risks found in home, school, and community activities. (1,3)
<i>Discusses</i> the interrelationships among accidents, attitudes, and emotions. (1,2,3)	<i>Describes</i> ways in which certain natural and man-made environmental hazards can be modified or controlled. (3,4)	<i>Categorizes</i> major hazards on the basis of incidence and consequences. (1,3)
<i>Concludes</i> that accidents are related to human frailties and complex behavioral factors. (1,3)	<i>Distinguishes</i> between environmental factors which engender feelings of security and those which are threatening. (3,4)	<i>Examines</i> the influence of one's personal desires and of social group pressures on participation in certain risk-taking activities. (2)

Behavioral Objectives refer to the Subconcepts to which the Behavioral Objectives contribute.

- 注) ①資料－7はアメリカの40年ほど前の健康教育としての安全教育の内容の一部である。知識爆発に対する構造化、概念化、系統化、現代化をねらったカリキュラムとなっている。
- ②「人間はどんな環境にあっても、ハザードという危険の原因の可能性と事故は存在する」という基本的概念で構成されている。
- ③この基本的概念の下に下位概念があってそれらは3次元にそれぞれ構造化されている。
- ④これらに対して行動目標が示されている。資料に見えるようにここでは hazard and risk が明確に分けられている。英和辞典ではすべて「危険」である。当時の訳出文は誤訳となって区別なく「危険」となっている。
- ⑤これらの行動目標と日本国の資料－1に示した目標とを比較してみると、その差は大きい。それは当然のことである。行動目標化したものと、そうでないものとの違いである。
- ⑥だが、資料－1－②の SHES の一般目標の差は大きい。繰り返しになるが、ここでも述べておきたい。日本国の方は「…の現状、原因及び防止方法について理解」とあるが、先方は「人間の行動と自然的環境の各側面との相互関係から事故が発生するという非固定的、非静態的力動性を理解」となっている。この差は目標としても大きい。その他は省略。
- ⑦Hazard と Risk は概念、意味が違うのである。共通点は危険であるが内容が異なっている。これについては JCO 事故以来、筆者が学会等で多く報告、説明した。

(内山)

資料-8

防犯教育の 基礎基本

日頃の点検活動・チェックリスト

安全教育カリキュラムの基本構成

日本女子大学教授

清永賢二



子どもの安全

子どもが危ない。特に犯罪からの安全が危ない。

犯罪から安全であるためには、まず子ども自身が自分で守る力（安全基礎体力）を付けることが必要だ。また、家庭や学校の力、地域や警察の力も必要だろう。

ただ、一挙に安全基礎体力を身につけることは出来ない。たとえば、幼いときには、自分の力よりも周囲の家庭や学校等の力で見守って行かねばならない。そして、徐々に子どもは自らの安全基礎体力をつけ、安全を確かなものとして行く。

たとえば、子ども自身の力と周囲の見守りとの関係を図示すると図1のようになる。

安全教育四つの基礎柱

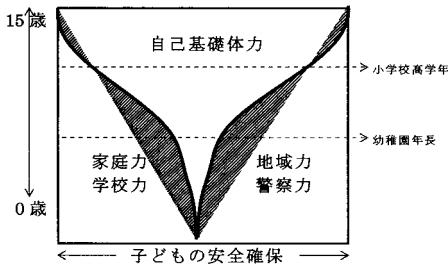


図1 諸力による子どもの安全確保

問題は、最も重要な子ども自身の安全基礎体力をどの様に体得させて行くかだ。犯罪からの安全教育は実学であらねばならない。今日の安全明日の安心に直結するのが安全教育である。

安全基礎体力の形成を目指す「子どもの安全教育」には、四つの基本柱がある。安全教育カリキュラムのコア部

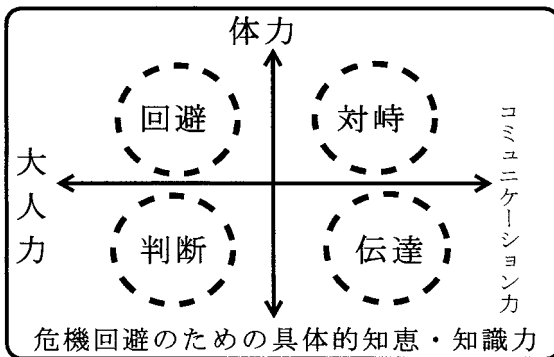


図2 子どもの安全教育の目標

注) ①資料-8は「学校マネジメント」5月号のものである。「安全教育カリキュラムの基本構成」とあるから、従前の教育原理やカリキュラム理論からみると、これは「一体、何なんだ」となってしまう。
②先行文献、先行研究、殊に海外のそれを踏まないで、この種のカリキュラム「私案」が提示さ

- れると、「これは一体、どんな論理と根拠によって出されたか」となってしまう。
- ③文科省の方も「危険回避の育成」(資料－2)を主張するから安全教育に混乱、混同する。学校安全事業と学校安全管理と安全教育が「ばらばら」になったり「ダンゴ」様の固りにならないように、しっかりと研究しなくてはならない。
- ④危険回避の対象は、昭和40年代の安全教育は主として交通事故対策向けの自転車・自動車(モノ)であった。最近(ヒト)になって「不審者対策」となった。学校における道德教育の目標や内容と対立、矛盾するものがある。「思いつき」でない実践と研究が必要である。
- ⑤安全行動のパフォーマンスは安全能力(回避力)だけでは成立しない。多くの行動科学・理論の先行研究が示しているように、その要因には①能力の他に②ヤル気・意欲・意思、②態度、④価値観⑤当人の健康状態・体力・メンタルな要因といった(人間・宿主・Host)の要因の他に(環境 Environment)要因・条件がある。従って①だけを、安全能力のみを強調しても、初めから理論的にも実践的にも破綻したものとなる。

(内山)

資料－9

表3－1 学校安全の問題構造と4側面

(1) 内 的 事 項	(2) 外 的 事 項
(A) (1)・(3) 教職員 養護教諭 保健主事 管理職 ↓ ↑ 学級運営 保健室運営 学年運営 各種委員会 運営 学校管理運 営 など (安全管理) ↔ ↕ 子ども ↕ (安全教育) ↔ 校舎 施設 設備 など 社会 文化 教育 的環 境な ど 学校環境	(B) (2)・(3) ○政策、文教、保健、医療、福祉など ○法律、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、文部科学省設置法、教育職員免許法、学校保健法、伝染病予防法、保健所法、学校給食法、日本体育・学校保健センター法、学習指導要領など ○制度、教員要請制度、研修、内留制度、大学院進学、昇任登用など ○行政、財政、管理、組織、運営など定員枠、人事異動、予算、行政設計など ○機関・組織 - 公官庁、教育委員会、研究所、大学、保健所、メディカルセンター、県教育研究会・支部会、県教研連、医師会など ○人・地域人的資源など ○物・物的資源・施設、設備など ○事・社会行事・活動など ○その他 自主的研究、活動組織、部会など
(C) (1)・(4) (健康・安全教育の研究・理論) (学校保健の研究・理論) (保健学習の研究・理論) (安全指導の研究・理論) (養護教諭の研究・理論) (その他) たとえば、人、事、物の記述、説明、それらの関連の記述、説明が欠落している。行政、財政制度、設計論、組織、運営論、養成、研修制度論など、ヘルスプロモーション、ヘルスケアサービス、地域資源との関連など、管理職の役割、研修論など。	(D) (2)・(4)

- 注) ①この枠組みで学校保健の内容(専門書)をみると、内的事項はともかくとして、外的事項およびその関連の多くが欠落している。
- ②学校保健の事象の「記述」と「説明」から「問題性認識」がなされなくてはならない。法制的解説、解釈や調査のデータの羅列であってはならない。
- ③問題性認識において要因、条件の位置、構造などをとらえ、対応、対策の方法、過程が考えられなくてはならない。
(次頁下段へつづく・下段は割愛)

が少なからず力をもっていたのでこの動きの方向との関係は大きかった。

この特設型の亜型として公的に制度化されたのが近年の「総合的学習」の時間枠である。小学校では以前の「生活科」と類似している所以教育的有效性はさほど低くないが、中学、高校と上がると、「この時間」内の活動は多義、多様であり、特に高校の場合は無視、否定され、別の使途に公然と利用している学校が少なくない。これは公立・県立の高校である。私立高校など論外である。小学校や中学校で「この時間」の中に「何を」入れたかとなると、問題は少なくない。「何」を「どのように選択・構成」したか、ではガラクタ様のところもあり、それに対して文科行政側も県教委側も「原理基準」を示して指導、説明したものは無い。「現場任せ方式」である。性教育が入ったり、タバコが入ったり、大学教員の広報活動時に授業を担当させたり、などである。不審者騒動が起これるための「安全教育」を取り入れたりしている。全体的な「教育内容の構造」が「その時間内」にも無いし、まして外側にある教科教育・学習のカリキュラムとの関連も殆んどないのである。（資料－8）

大学教員・研究者で「総合的学習」を支持する者でさえ理論的に研究成果を示した者は無い。現場がバラバラであるのは無理もないことである。そうすると、安全教育は「どこ」で、となってくる。最低限は科目保健の中である。学習指導要領で時間枠と内容が保障されているからである。以上に述べてきたのは安全教育の現場における実践にかかわる要素の凡その状況、つまり、「内的事項」の問題である。安全教育に関わる問題は無論これだけではない。これには4側面の問題がある。安全教育の目標達成や推進向上にはこの4側面が関係しているからである。（資料－9）4側面についてはこれまで多く説明、報告してきたのでここでは触れない。「外的事項」があり、「実践、実施面」のほかに「理論研究面」の状況がこの条件次第で安全教育が左右されるし、されてきたからである。例えばごく最近の新文科大臣の提示した「安全教育の義務化」である。これは外的事項である。これが手続きを通して法律、制度化されると、この外的事項によって、「現場の安全教育」の状況実践は大きく改変させられることになる。ここでは問題把握の4側面、対応の4側面の関連を確認することだけにしよう。

3 教科・科目保健教育の中での安全教育の内容と実施状況及び問題

時間枠があるにしても時間数が少ない。この補足分は①先述の「科目と総合学習」との関連づけで構造化すればよい。また、②生徒・生活指導関係で学年会や全校集会に発表、報告・説明等の活動をすればよい。（役20年前の茨城大学付属中併任校長時代には、全校集会時に生徒がまとめたレポートを発表し、大きな感銘をうけた。）

問題は①「何を教え、学ぶか」である。現行の教科書教材にあるものは安全教育カリキュラムの「一部」に過ぎない。安全教育カリキュラムの構成が基本である。構成原理はこれまでに論文、著書等で多く報告、説明して来たのでここでは触れない。ところが上記のような現実的な問題が存在するにも拘わらず（資料－10）に示したような構造図が何10年もの間、行政指導的にも、また、研究者による指導にも存在している。安全教育と安全管理の関係構造は、学校保健教育と学校保健管理の構造と同じである。これにはさして問題は無い。学校保健法と学校教育法に従った構造である。

問題は両者の関係の実践的内実の有無である。関係が「ある」と「線を引く」だけでは何も現実には変わらない。実践の具体的内容の交流・相互作用の関係（Safety・Risk Communication）である。検査・測定結果、健康診査、観察、記録、分析等の（Safety Management、Risk、Hazard、

Assessment) 対人、対物・環境事業管理の家庭、結果の情報知識を、いかに安全教育への内容か、構造化などするか、がその問題の一例である。無論その逆の方向も、である。

だが、安全教育の内容カリキュラムの現実はどうであろうか、上記したように殆んど無関係な「構造化、現代化、概念化」のままとまっている。しかし、問題はむしろ別の方にある。それは安全教育の構造図にある。この型は性教育界における研修・指導の際にも屢使用されたものである。たしかにこの型の現実が実践されているとすれば理想的である。ここで問うべきはその実施状況と実践の現実的内容である。先に安全教育の「3型」に触れた。そのズレは大きい。こう述べると「3型」実践だけではない。ホームルーム指導でも部活や学校行事等の際には、きちんと、どこの学校でも実施していると云う反論がある。だが、これらは包括的、組織的、計画的であろうか。確かに意図的ではあるがバラバラである。それが学校教育か、安全教育か、である。教育は発展性を持って、関連的構造的でなくてはならない。

学習指導要領・学校教育法に依って法的に基準化されている教科・科目保健の保健教育ですらその実施状況は不良である。(資料-6) 授業時間、安全教育の、教科内の位置づけ、担当者の専門的資格・保健体育教師、養護教諭等と明確に規定されているには教科内の安全教育だけである。他は、担任であったり、保健主事であったり、教務とか研究主任、管理職等の誰でもよいのである。

安全教育の専門性とはなにかであり、教育としての一貫性、系統性、連続性、発展性等を補正すべき「時間の確保」はどうなっているか、となる。そのような時間は存在しない。先述の「特設的安全教育」でない限り、通常の学校の全体的行事計画には存在しない。「一時的、一過的、一回的」な保健指導、性指導等と同様である。学校教育活動の初めと学期の終わりにか、である。道徳との関連についても「性教育」の場合と「同型」である。だがその現実はどうであろうか、道徳教育の実践の内実である。性教育の方についても同様である。どのようなカリキュラムの関係構造で構成されているか、等である。道徳教育自体についても内容や方法等でその現時は問題が少なくない。同じようにしてその理論的内容も、である。筆者は付属中学校長併任時代にその仕事柄、多くの道徳教育の研究大会に参加した。道徳の研究授業と授業研究である。これらは全て小、中学校のみの実践である。肝心な高校には存在しない。だが、「健康教育、性教育、安全教育」にはその内容が存在する。カリキュラムの3次元構造における問題性の次元・第2次元(D-2)の道徳的問題や倫理的問題、法的問題、社会文化的問題・共同体・規範、思想、イデオロギー等の問題であり、それらの関連である。

性に関する事実全て「意味」を持ち、問題性に繋がる。安全についても同様である。道徳との関連である。安全教育のカリキュラムの問題であり、その構造と内容の問題である。確かに学指導要領の基準によると「時間も内容」も限定されて少ない。だが、現行の交通安全指導が高校科目保健の安全教育であるとしても、第2次元を欠いてはならない。安全事故、災害の「記述」とその成立要因の説明(第1次元・科学的事実)が主となり第2次元を欠いたまま、注意事項的法の遵守では安全教育の内容にはならない。健康教育としての安全教育にならない。高校生の保健授業での反応は「常識的な内容」「注意事項ではレベルが低い」「くだらない」内容等である。安全の科学的事実を学ぶことと同時に、安全事故、事件、危険、災害、補償、保険、医療、福祉等の問題性、意味についての学び・教育内容化の必要である。この問題性と問題水準に応じる問題改善、解決に方策・方略、方法、技術等(第3次元)の内容かである。第1次元、第2次元との関連・構造化である。

資料－10

（文科省：「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」）

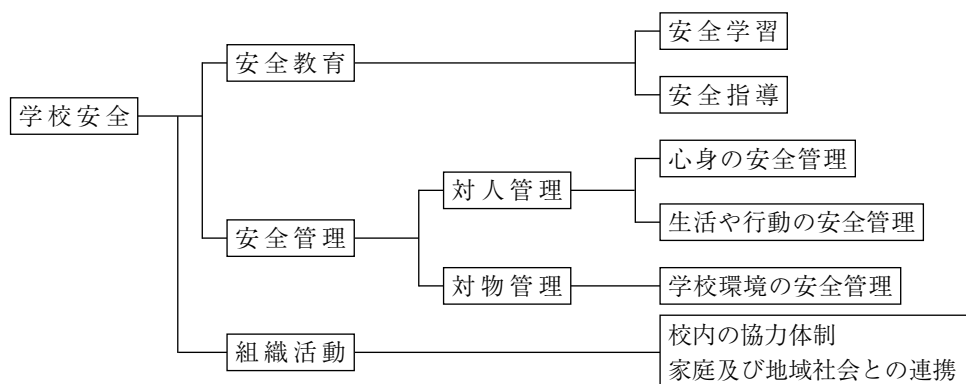
1 学校安全の定義

学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の三領域の一つであり、それぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の保持増進を図っている。

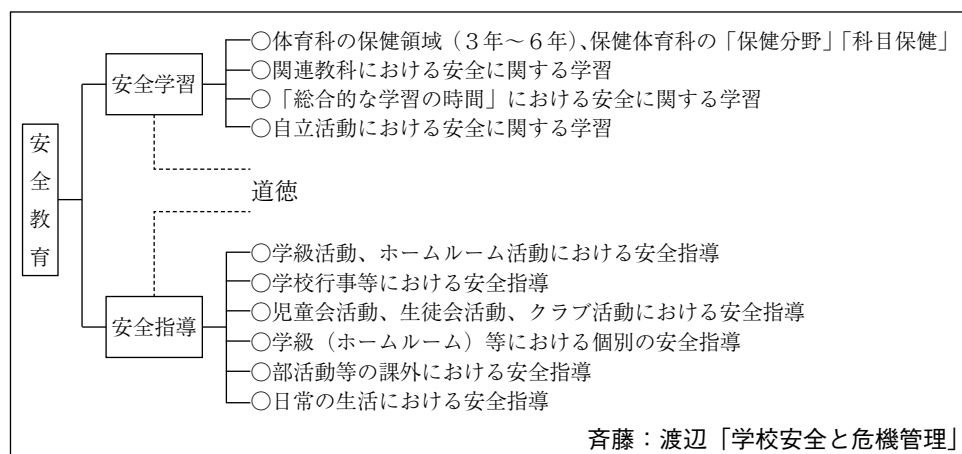
学校安全は、学校における児童生徒等の安全に関する諸活動、すなわち、児童生徒等が主体（自分自身）や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動することを目指す活動である安全教育及び児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に保つための活動である安全管理によって構成される。また、安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための組織活動の役割も重要である（図1）。

（図1）

学校安全の構造図



図Ⅲ－2 安全教育の構造



- 注）①この種の構造図による指導が各地で多く行われている。各県の教委レベルだけではなく。大学の教員までが研究レベルとしても指導、説明している。これらの構造図は願望・理念型であることは正しい。
- ②だが、その現実、実践はどうか、となると事実を忠実に「記述」も「説明」していない。事実と大きくずれている、しかも何十年もそのまま放置、無視、放任が続いている。その現実には「3型」の実践である。
- ③この構造図の各要素が機能し、システムとして力動的統合的に動くには、どうしたらよいかの理論的研究を欠いていたことになる。「線を引いて結ぶこと」（線引き関連）は単純である。だが、その内実は複雑である。例えば「道徳」と安全教育を学校教育として、どう計画化、内容化、実践化等するか、である。これでは幻想でしかない。「3型」の中核である安全教育を、である。

（内山）

繰り返してであるが、何回も強調、説明せねばならない。次は②として難しい問題がある。それは学校教育としての「安全の論理」と「教育の論理」である。これについても学校保健研究誌等で古く述べた。それは子どもの絶対安全主義で事故・傷害を予防しようとすれば、学校教育はどうか、ということであろう。過保護、過剰防護等で子どもの健全な発達を阻害することになる。これと同じくして「学校安全管理と安全教育」との関係についても「昔の」スローガンまがいのものがある。この双方の関係については学会レベルでさえ両者は「車の両輪」の関係にある、とする論調・言説が続いている。これは何を具体的現実的に、つまり、どのような理論的、実践的關係を指し示しているか、は分らない。そこにあるものは単純な「願い」であり、曖昧な粗雑さ、不明である。

「絶対的安全主義」で通すなら教育は萎縮し消極的・逃げ腰により潰れてしまう。正義、善、社会的公正に対して困難、苦痛、傷害を超え、場合によっては犠牲を払ってもチャレンジするのが人間としての行為、生活である。社会の平和、自由、秩序を維持し守るには事故の保身絶対安全の確保では進まない。社会には悪、不善、秩序無視、破壊、闘争、侵略支配束縛、差別優勢思想・法律、制度、行政等が常に存在する。

4 安全教育の内容としての障害者の生活の安全と優生のイデオロギー・思想・優生保護法

わが国ではごく最近、優生保護法が消えた。この土台には優生の思想、イデオロギーがあり、これに取り付かれ、支配、拘束された人間の思考、判断、決定等の結果が優生に関する法律であり、制度、行政等の動きである。無論、日本国だけのことではない。海外先進国のどの国でも、である。「良い子どもだけを」「優れた子ども、国民を」「優秀な民族だけを」と考えるようになると、人間はなにをしたか、である。ドイツ・ナチスの悪名高い優生思想⁸⁾⁹⁾だけのことではない。日本国では約50年後に優生保護法は母体保護法¹⁰⁾¹¹⁾に変わった。1996年のことである。その間に何を国として、公の業務として、したか、である。「不良な子ども傷害を持った子ども、奇形児は生みたくない」等は私的にも、である。国が、共同体が、企業が「優良な体、精神的にも有用な人間をもとめる」のは当然だ、自然だ、とすればそうでない人間はどうか、である。

優生の思想や優生の学問やそれによる優生の技術・遺伝後学、操作技術である。「人種の改良や民族の保持」等である。その前には「断種法」や「強制不妊手術」¹¹⁾¹²⁾「人種優生学」「生殖衛生学」「民族衛生学」等である。

優生学¹³⁾¹⁴⁾が展開し発達すると、教育界、教育学にも関係づけられる。それは育児学であり、性教育学・性教育活動にも、である。わが国の保健体育の「教科書教材」にも、である。関係付けの範囲は広く全国である。その内容は限定、拘束、支配である。「優生」であることが当然であるかのように「一方通行」的であった。ことに教育の場合は、文部省・中教審、課程審、学習指導要領、指導書等で「規定・検定済み」で下されて来る。これらの場合は教育学研究会、専門研究者は何をやっていたか、である。「女性差別」、人権問題等の議論は1980年代に開始されていた。「教育における性別役割、性差別」の存在とその批判である。だが、上記のような「劣等な子ども」「不良な子ども」への差別については「優生法や優生学、優生思想」に向けて彼らは何をしたか、である。ことに「障害児研究」とか「障害児教育研究」の専門家と称する大学教員は何をしたか、である。筆者が国立大学教官であった時代にこれらの話題を向けたことがある。無論、勤務する大学教官だけにのことではない。

付属中学校校長併任時に全国レベルや地区レベルの付属校の校長会が毎年実施され、他大学の養護学校の校長たちにも仕事上合うことになった。話が通じることは無かった。重症心身障害者は学校どころか、生活、自立すらできない。かれらは養護施設の中で生活している。教育学や、法学等との関係だけではない。医学、看護学、福祉学、保険学等との関係である。特に、優生学と医学¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾、看護学である。1996年までの「遅きにわたったのは」なぜか、何ものか、である。彼らの不幸で悲惨な実存性をどう見るか、である。現在は母性保護法となって優生学は消え優生の思想も失せたかのようにになっている。だが、その現実の生活世界における市民・大衆の心性、意識、認識、態度等はどうか、である。その残像イメージやメタファーはかなり大きいのではないだろうか。

付属中学校校長併任時に講演先の学校で心身障害者・児の存在や行動、生活について調査したことがある。「面談と調査票」を用いた。また、3年前までの高校保健授業の際にも「彼らの存在、所在」等について「学習レポート」や質問で追いかけてみて、どの結果もひどい内容であった。「社会科」では習わなかったか「家庭科ではどうか」、「道徳ではどうか」と、問いを発したが、結果すべて論外のものとなった。ところで、2003年「精神医学入門」や1964年の「最新精神医学」¹⁹⁾²⁰⁾というれっきとした医学専門書には、ダウン症をMONGOLISMUS、蒙古症と記されている。もっとも、2003年の前書については注釈が付されている。医学部の専門家がこれだから、一般では無理であり、学校教育でも「外」のことになる。もっとも、高校保健教科書教材「集団・健康・家族計画」は古い構成のままの内容となっているから、生徒が関係のない存在としていることは当然のことといえる。

優生の思想、優生保護法等では「ダメな子」「不要な子」「国民、国力を劣化させる児」などと言われてきた人たちの存在と処遇である。今、学校はどこでも「不登校、いじめ、被虐待児、自閉症、ADHD、LD」等への目が向けられるようになった。当面の問題だからその対応は当然のことと言える。そして、スクールカウンセラーの制度化をした。これらは全て、カウンセリングで、カウンセラーで解ける程の甘い問題ではない。児童相談所から送られてくる児童、生徒がいる。従前の特殊学級・知的傷害」等とは別の性格を持っている情緒障害児「破壊・分解寸前児」である。パニックになると、担当の教師は苦闘、苦悩苦慮する。かれらの全生活とのかかわりである。ここがカウンセリング的カウンセリングとは異なる。

「不良な子は産まない」「そのためには生まない予防をする。」は「不良な子を望まない・産みたくない・子どもはどうも…」の願望、意思、社会的通念に繋がるものである。経済的成長、発展には「優秀な素質・優良な子」国家・国力の意義増強にとっても「良い優れた子」そして、これらの「不幸・不良な子」のために福祉予算の増大化を防ぎ抑制する方向である。1970年代の「優生結婚」これらに乗ったものである。福祉との関係でもある。

以上に触れてきたように「他者」の誕生や行動、生活、生命を、公的な目的であれ、私的で個人的願望や欲望のために抑圧、支配、差別、追放、隔離、拘束し、極端な場合は強制的に断種や中絶、摘出し、生命をガス室でたった歴史がある。すべて安全に関わることであり、安全教育、安全管理、安全政策、安全思想、に関係し、することであり、してきた。単なる身体的障害、しかも物理的機械的、化学生物学的要因による事故、事件のみが、安全の対象ではない。安全教育の課題ではない。これらの歴史的事実は「教訓」とされ教育内容化される必要がある。人間は誰もが一生を通じて何らかの病態になったり障害態になる。高齢者は何らかの障害者であり、病者である。これまで別に述べたように健康軸を上下し、下降し、死にいたる。上位の健康者だけが安全、安心の維持、増進

の対象になるのではない。しかも個人レベルだけでのことではなく、共同体、社会、国家、人類もその対象に置くべきなのである。先述の第2次元である。

上記したように社会が法制度を持って、また、経済・金融施策、税制等をもって、権力構造、社会階層、階級の中での生活的安全、安心破壊、崩壊することと、したことがある。人間の安全は①「モノ」や②「ヒト」だけが対象になるのではない。③「コト」人間の作った法律や制度、思想までも大変な「人殺し」をしたり、侵害、拘束、差別等をした歴史、文化があり、現在も、である。安全教育は②の一部に限定されてはならない。カリキュラム構成の観点として重要であられる。自己や自己所属集団の利益のために他者を道具か、手段化することや自国の国益のために他国を侵犯、侵略し植民地化、奴隷化した国家や集団の存在はこれまでの歴史が多く示してきた。善や愛、寛容を旨とする宗教集団間の闘争、異端者への扱いはものすごい。非人間的な非人権的な殺戮である。絶対的安全など存在しないのである。イデオロギーによる政治的権力闘争はもっと凄惨であるヒトラー、スターリン、ポルポト等の史実は危険な政治体制、危険社会「ベック」、危険思想等の存在を示している。

5 安全、事故等・事象における科学的事実認識の教育・学習の必要

繰り返しになるが「絶対的安全」など存在しないのである。肝心なのはその中での生き方である。この点に関しては、古く著名なR、デュボスが「健康という幻想」²¹⁾の中で述べている。「太陽は、暖かさ、光、食物、力の源だけではなく、人間の渴望のシンボルでもある。空高く天国へ舞い上がったため、ワックスの翼が太陽で融けたとたんに海に落ちて死んだイカロスのように、生物的・世俗的束縛からのがれようとするたびに、人間はあえて危険に、さらに破滅にまでさらされる。人間は、どこでも、その安全に対する新しい脅威と新たな試練に出会うものだ。適応しようとするれば努力がいり、その努力も、部分的・全面的、さらに一時的・永久的の失敗をおこしやすいのだ。したがって病気は、かれらの苦闘ののがれがたい現われとして、ずっと残るであろう。

心配のない世界でストレスもひずみもない生活を想像するのは心楽しいことかもしれないが、これは怠けものの夢にすぎない。人間生活は動的プロセスなのに、楽園は静的概念だから、地球上に別の楽園を見いだそうとしても、むだである。他の生物の間にはさまって、人間の状態に独特の正室と才能をあたえるものを放棄し、冒険を退けることによってのみ、人間は危険からのがれることができる。遠く穴居生活の時代から、地球はエデンの園ではなく、生存するためには反発力が必要な決定の谷間だった。地球は憩いの場所ではない。人間は、必ずしも自分のためではなく、永遠に進んでいく情緒的、知能的、倫理的発展のために、戦うように選ばれているのだ。危険のまっただなかで伸びていくことこそ、魂の法則であるから、それが人類の宿命なのである。」

一般の生活や社会において成立しないことを教育の世界で成立することは無い。それに近い教育理念を持って目標化して実践するならば、子どもの成長発達は「逆の方向」を向くことになる。そのため筆者は茨城県東海村JCO事故の際に関連付けて公開講座の中で「ベンサム流」①量的には「最大多数の最大安全」質的には「最大安全と最小被害・損害」②問題・傷害水準毎の対応、関連行動生活を解説した。これについては、日本教育安全学会誌²²⁾や茨城女子短大紀要²³⁾の中で述べた。例えば、落雷事故でサッカー中の高校製が大きな障害を負い障害を残したことがある。落雷は自然のハザードである。その落雷が原因(CAUSAL FACTOR・AGENT)となって人間に当たる可能性は少ないが、当たるとその障害は多きい事実が経験されている。つまり、確率と損害の積(RISK)としてみると

き損害・障害のレベルは②水準の下位・重篤な状態になる。リスクは大きいのである。しかも、雷鳴が聞こえ、雷光が見えている状態では可能性確率は大きくなっていることが理解できる。

Risk と Hazard、Damage 等に関する安全の科学である。①と②の概念や関連の論理・原理が不可欠となる。人間はどこにいても、どんな生き方をしても「リスク」「危険」はつきものであり、リスクに立ち向かっていくいき方であり、危険に立ち向かう実践である。そのためには安全、事故等に関する科学的事実の認識、学習が不可欠である。ここで「リスク」について復習しておこう。資料- 11 はそれらを示したものである。

資料- 11

安全・危険等に関する用語とその概念・定義²⁴⁾

用 語	概 念 ・ 定 義
Risk (リスク)	池田ら²²⁾「リスク、環境及び経済」のなかで「リスクとは、人間の生活維持や社会経済活動にとって〈望ましくない事象〉の不確実さの程度、およびその結果の大きさの程度を意味する。リスクが大きいことは、望ましくないものの蓋然性や発生確率が大きいことや、その物質的・精神的被害の程度が大きいことを表わす。」としている。 吉川²³⁾「リスクとつきあう」の中で National Research Council を引用し「リスクとは、被害がどれくらい重大であるということと、それはどれほどの確率で起こるか、という二つの要素の積で表わされるもの」 川上・小木「リスクとはそのハザードそのものの重大性と実際に安全・健康に影響を及ぼす確率との積で表現される。」大関「想定される危険（有害）な事象の発生の可能性と結果の組合せのことをいう。 中西²⁵⁾「リスクと危険性とはかなり意味が違う」として「リスクとは、人が避けたいと思う事柄の生起確率である。」 広田ら²⁶⁾「リスクと言う予後は株取引に一般への普及に伴い日常的にも使われるようになってきたが、実は複数の定義が存在する。分野によっても定義の詳細は異なるが、ここで各分野の定義をほぼ集約できるものを取り上げる。即ち、リスクとは、1) 利得・損失を生じる確率（損失に限られる場合もある。2) 事故・災害 {Hazard}・危険 {Peril} といった個人の生命や健康に大して危害を生じる発生源の事象、3) 損失の大きさとそれを生じる確率との積、の三つである。」 内山「リスクとは：人間は（モノ、コト、人）に関する利得・利益、快樂等を求めて、目標達成に向けての選択、決定して行動する。そこで人間はエコシステムの中で環境ハザードの中で生き、その際に生起する a 損害、傷害、病態害等の軽、重をそれに関わる b 生起確率の大、小との積である」従って自然の Environmental Hazard とは異なる。地震、突風、竜巻、落雷等の「危険」とは異なるものである。むろん、自然のハザードを認知・自然して登山とか荒海に漁に出かける場合は、リスクとハザードに関連し、Causal factor（作用原因）としてのハザードはリスクを大きくする。リスクは株の購入やギャンブル等にもあり、Health や Health Risk Behavior とは異なるリスクである。「最大多数の最小損害・損益」「最大多数の最大利得」等を求めての人為は全て選択・決定である。これはリスクを伴うものである。リスク、ハザード、危険等については日本教育医学会、日本安全教育学会等で報告、説明したものである。）a については、学校保健、健康教育の領域では Risk taking Behavior（アメリカ・JOSH や JOHE 学会誌）が多く研究、議論されている。その場合の傷害、病態等は人間（Host）の c 被害受容性とそのレベル（Vulnerability）の関係が存在している。リスクには種類、特性（Types of Risk）がある。例えば Helpful Risk や Harmful Risk（JOHE 31（4）2000）などもある。
Hazard (ハザード)	吉川 ハザードについては「この被害の重大性をハザードと言う」「人間や物に対して、傷害を与える可能性がある行為ないし現象」と定義されている、としている。つまり、「リスクとはハザードがどれくらい起こりやすいか、という期待であるということが出来る。」 川上・小木²⁴⁾ リスクマネジメントには、{ハザード} と {リスク} とを区別して考えることが重要である。ここでいうハザードとは人々の安全や健康を脅かす可能性のある特定の要因」K.Smith Major categories of environmental hazard 1 Natural hazards(extreme geophysical and 2 Technological hazards (major accidents) 3 Context hazards(global environmental change) 大関 傷害または疾病、財産の損害、職場環境の損害などをもたらす潜在的な源、状況のことをいう。Danger、Hazardous、Risk などを使用されることもある。災害・事故原因、

Hazard (ハザード)	災害・事故要因などの表現が該当し、また、一般的に「危険」と表現している場合も多い。(危険源) 内山 リスクの原因源 (Causal factor) 従って Hazard Risk という用語、意味が存在する (Flood Hazard & Health, 2006) とか Hazard include risk などの定義も存在する。モノ・物質やエネルギーが人間に危害・傷害病態化するものもあれば、人間や動物、植物が、a「能動的」に仕掛けてくるものとb「受動的」に仕掛け・進入・接触等によるものがある。いずれにしろ動因・Agentの存在、所在である。人間・Hostとの関係がなければリスクにはならない。天災の落雷がある。人間に落ちなければリスクにはならない。ところが、現実には落ちている。その確率は小さいが、落ちると傷害、落命したりする。
Danger (Gefaha) 危険	ルーマン「リスク／安全」から「リスク／危険」への概念上の区別、転換の理論を展開した。リスクという概念を「決定」に関連づけて把握する (小松) 未来の損害が他者によって引き起されたもの、をリスクと区別する。「その決定に関与できない被影響者にとっては危険」(小松・リスク論のルーマン)

注) ①用語にはこの他、Accident、Incident Risk Management、Risk Assessment、Risk Communication、Damage などがあるが、ここでは省略する。これらには多義性、多用語性がある。

②①の他に Risk Taking Behavior や Risk Behavior、Risk Continuum 等がある。「リスクテイクの行動」とは「損害に何らかの危険をもてかかわる行為」である、と Beyth-Marom らによって定義されている。(1993)「リスク行動」は Mishra らによって「事件の事態が生起する確率がどれほどかわからない、とか知ることが出来ないところでの行動」と定義されている。(1994)

③リスクコミュニケーションには健康水準によって差異があるのであるが、水準毎の対応の内容に欠けているものが少なくない。

④米国の ASHA の 1969 年の学会誌 (JOSH) Vol. 39 (5a) には高校保健授業の学習活動内容として accident repeaters や Safety hazards がのっている。その内容には Poor judgement emotional tension 等があげられている。

⑤米国の健康教育の専門書・テキストの内容には必ず「安全・事故・救急処置」がある。その目標には知識、態度、スキルの 3 つの要素で構成されている。ビリーフ・信念、価値も要素として構成されているものもある。だが「安全能力」といったものはない。

⑥ベックやルーマンについては、学会等で説明してきたが、無視、放置が続き、2006 年の時点でさえ「安全教育」「安全能力とは関係ない」とする者が一般となっている。

(内山)

6 安全教育、安全管理における各種問題認識と教育内容化の必要

先に安全教育活動の 4 側面・問題領域の 4 側面にふれたが、問題になるのはその先である。災害、事故、事件等が起ると一応「原因を究明し…」と繰り返され、されてきた。しかし、その「教訓」は何かとなると曖昧、漠然、不明であるものが少なくない。地震、火事等にしても、小さな交通事故にしてもその教訓となる「研究成果」がはっきり提示されることは少ない。多くは「最敬礼」で終わることになる。

教訓は安全教育の内容化が必要となるのである。これには凡そ 5 つの事項がある。①過去の [それらの事実] の [科学的事実化] である。次は②それらの [生起] する前の問題・問題性、問題水準等の予測、予知、推測と①の「教訓」との関連である。例えば、地震や大雨、台風は毎年やってくる。大洪水や地崩れ等が起こっている。道路、鉄道等、家屋等の寸断、倒壊などである。私的、個人的には対応に限界があり難しい。公的な組織機関の仕事である。それらの関係機関の、そして相互・統合関係の大失敗の例が多い。阪神大震災時のことである。

地震などはいつ来るか予知、予測できない。だが、「来た」時の「災害」は N 次災害までも「予知、予測」できる。①の「教訓」があれば、のことである。「失敗の事例」の科学的事実分析による「教訓」化であり、これによる「安全教育内容化」である。ところが、それでも③の生起・発生「後」の損害、災害、被害に対して、「何が」「どこで」、「誰に」、「どんな問題・問題性、問題水準」において生じているか、を感知、認識することが抜けること、気付かぬこと、見当はずれをすることがある。

「コト」は重大なのに「軽い」問題としたり、「軽い」のに「重大・重篤」としたりすることがある。例えば、学校で子どもが頭の怪我をすると、その「病態の医学的事実や対応」には関係なく「重

大」と見做して救急車・病院運びが実施されている。このことは医療における専門職にもみられることである。事実認識を誤ると問題認識まで狂ってしまうことである。

これらについては既に事実認識（D-1）と問題認識（D-2）と問題解決・対応（D-3）との間に関係構造があり、これらの2者間、3者間で関係が崩れると問題になることを学会等でも多く述べて²⁵⁾来た。資料（割愛）はそれらを示したものである。鉄道事故で新しい大事故は「福知山線の事故」後の多様な災害、被害である。最近では「エレベーター・ドア・ブレーキの事故」とか「パロマの一酸化中毒事故」である。③の教訓が、失敗例の事故分析の「教訓」が生かされていないのである。

次は④である。③は感知、認識の誤りや片寄り、不足によるものであるが、これは、それらが正確、十分に「なされた」場合に（D-3）の対応・方略・方法・技術等の選択、決定、適用の過程に於ける問題である。誰がスルか、共同で協議、審議するか、等の「手続き」「権力」「利害」等の関係における問題である。「トップダウン方式」で「企業・共同体」の利益を優先して「権力、地位」によってなされる場合とその逆の「ボトムアップ方式」の場合である。

多くの場合、企業・会社は「利益」優先である。「隠したり」「虚偽の報告をしたり」「騙したり」等である。損害、被害を受けるのは一般大衆・消費者等の方である。会社だけではない。国家、県、市等の行政体の方も、である。「お役所仕事」とされるものである。「作為」でやったり、無作為でなしたり、である。結果の被害、損害は消費者の方である。有名な大事件にはミドリ十字の血液製剤による血友病患者及び非血友病患者エイズ感染がある。「大リスク」による「大ダメージ」である。「政・官・業」の癒着とされたものである。

最近では、姉歯建築士等のインチキビル設計による「企業のボロ儲け」である。消費者への騙しである。更に、上述のパロマの湯沸器事故・事件がある。そのいずれも企業の利益・儲けのために「インチキ」を無視、放置したものである。次の⑤はそうではなく、きちんと「手続き」を踏んで十分に検討、協議し、選択、決定した方法、技術の適用の場合である。「インチキ」も「騙し」も無く正当に問題解決に当たったが、技術的にも、方法的にも未熟、未発達、未開発等であったため、問題改善、解決に至らなかった事態である。問題の多様性と重大性・巨大性等である。

ハザード対象の未知、人智を超えている場合はどうしたか、である。現代のごとく科学が発達し、ハイテクノロジーを有する時代とは異なり、500年、1000年前の人類は同一種ハザードに対して何をしたか、である。「お祈り」「悪魔払い」や「人身御供」等での無効な対応である。（D-1）第一次元の科学理論をもたないと、事象、事実認識はどうなるか、事態の生起原因をどう思うか、考え、信じるか、で対応の行動は全く異なったものとなっている。天変地異に対する恐怖の反応である。時代の宗教、文化、権力者等の支配による行動、生活である。従って、これに続く（D-2）第2次元、（D-3）第3次元はどうなるか、と論理的な展開²⁶⁾をみれば、容易にリスク、危険、災害に結びつくことが理解できる。

ところで、安全教育に関する学会には、学校保健学会や安全教育学会とか学校保健研究大会等がある。最近の特別講演や教育講演、一般発表等の内容を見ても安全教育に関するものは皆無の状況にある。学会の共同研究すら主題化されることは無い。これも数年前に紹介、発表したものであるが「学校で傷害・暴力事態が生じた場合にどうするか」の最近の米国・学会誌論文²⁷⁾である。その実践的主要な対応・勧告として8つが上げられている。その(5)には包括的傷害・暴力予防のプロ

グラム、(6)予防のカリキュラム、(7)そのカリキュラムの評価がある。安全能力の研究はこの中には無い。無論、これらには安全教育の行動変容のモデルや目標・知識、理解、態度、信念、能力・スキル等がある。カリキュラム研究開発の重要性である。安全問題生起に際して防止・予防のための対応・優先順位はなにか、である。これは先ず、学会レベルで考えるべきことである。健康教育の大家クレスウエル教授はその有名な著書²⁸⁾の中で行動モデルを示して保健・安全行動の変容を説明している。安全教育研究も行動の変容、改善を目指して同様になされなくてはならない。

参考・引用文献

- 1) 内山源他：大学におけるエイズ予防教育内容・カリキュラムの改善と実践的研究 茨城大学報 1995
- 2) 内山源：健康教育と Ethics との関連及びカリキュラムの改善とその実践（その1）P1 - 30、茨城女子短大紀要 No.29、2002
- 3) 内山源他：「新学校保健」P110 医師薬出版 2005
- 4) 内山源他：「現代保健科教育法」P117 - 131、大修館 1974
- 5) Hilda Taba : Curriculum Development, Harcourt, 1962
- 6) SHES : Health Education P54, 56, 57 3M 1969
- 7) 内山源：安全の論理と教育の論理の統一を、P252 - 258、学校保健研究 20（6） 1978
- 8) 市野川容孝：「生殖技術とジェンダー」P163 - 217、動草書房、1966
- 9) 小俣和一郎：「ナチスもう一つの大罪」人文書院、1995
- 10) 岡田靖雄、齊藤有紀子編：「母体保護法とわたしたち」明石書店、2000
- 11) 大谷藤郎：「らい予防法廃止の歴史」、P42 - 106 動草書房、1996
- 12) 伊奈教勝：「ハンセン病・隔絶40年」P9 - 46、47 - 59 明石書店、1995
- 13) 猿田南海雄：「衛生・公衆衛生学大綱」P124 - 129、金原出版、1965
- 14) 佐藤恒信：「公衆衛生概論」P145 - 150、柏林書房 1960
- 15) 佐藤孝道：「出生前診断」P122 - 169 有斐閣、1999
- 16) 野田実治他：「概説公衆衛生学」P206 - 207 建設帛社、1962
- 17) 菊池正一他：「簡明衛生公衆威勢」、P255 - 257 南山堂 1986
- 18) 中村正、西川漢八：「現代の衛生・公衆衛生学」P273 - 274、P512 - 513、金原出版 1984
- 19) 西丸四方、西丸南夫：「精神医学入門」P305 - 513、南山堂 2003
- 20) 諏訪望：「最新精神医学」P193 - 194 南江堂 1964
- 21) R、ルボス：「健康という幻想」P210 - 211 紀伊国屋書店 1964
- 22) 内山源：中村朋子：学校救急活動における養護教諭の判断と非医学的判断による問題点 P41 - 43、安全教育学研究 5（1） 2005
- 23) 内山源：安全教育内容の問題とその改善・カリキュラムの3次元構造化、茨城女子短大紀要、No.33、2006
- 24) 内山源：学校・保育安全におけるリスク、ハザード等概念との関連づけ、p23 - 25、茨城女子短大紀要、No.33、2006
- 25) 内山源：学校安全教育の課題とその改善、P1 - 15、茨城女子短大紀要、No.33、2005
- 26) 内山源：保健科の教育内容をめぐって：カリキュラムの改善に向けて、P119 - 122、学校保健研究 25（3）1983
- 27) L Sgnoritet al : Unirntentional Injury and Violence Prevention in Schools, P161-167 JOHE 30(3) 2000
- 28) Creswell Newman : School Health Practice, P244-259, Mosby 1989

安全、危険、リスク、ハザード等と安全教育に関わるメンタルヘルス（その2-①）

内山 源, 中村 朋子

キーワード

防犯型安全教育、カリキュラム・3次元構造、リスク・ハザード・デンジャーメンタルヘルス

最近是不審者対策・防犯型の安全教育が強調されている。文科大臣が「小学校での安全教育の義務化」を提唱したり、思いつきのような「安全教育カリキュラム」が提示されたり等と先行の安全教育実践や理論、研究とは繋がらないものが「跳び出して」くる。それは安全教育研究自体の内容、実績の低調・不振によるところが大きい。これが主要因の一つである。これまでの安全教育研究の成果は何か、である。そのカリキュラム研究は何があるか、などである。リスクやハザード、危険に予防理論、概念との関係のないものが「出廻って」いる。また、包括的健康としての安全教育の構造を欠いたものが多い。

ここではN次害におけるメンタルヘルスとの関連について検討する。

1 最近の防犯・危機回避能力育成型の安全教育の問題

別に述べたり、報告、説明したように最近の安全教育は、これらが安全教育として「一体何だ」式のものが現場の実践の中にある。それだけではない。大学教員の論説の中にも奇妙なものが出廻っている。安全教育・カリキュラムの「全体的構造」も指示、説明しないで「不審者・用心・注意・監視」型のものや「防犯教育」型のものが「出まわって」いる、状況である。

安全教育カリキュラム構造や基本的事項・概念を示さないから「位置」や「関連」が不明なのである。安全教育は確かに理論・研究レベルも低く弱い。だが、実践は少なくない。これらの理論面、実践面の先行研究は存在している。それは「日本国」だけのことではない。海外の先進国の健康教育の中にある。健康教育としての安全教育の先行研究は少なくない。

これらの先行業績を無視、無知したかのような最新型の安全教育は「一体これはナンダ」であろう。この8月に日本教育医学会が宮崎大学医学部で開催された。シンポジウムとして「児童生徒の安全とメンタルヘルス」であった。筆者はシンポジストの一人であった。①「子どもの安全とは何か」であり、同じくして ②「メンタルヘルスとは何か」となる。そこで③「両者の関係は何か」となってくる。さらにその「現場・実践」と「両者」と「その関係」における「研究・理論的状況」と「問題」である。

これらはいずれも「先行研究」の業績・成果を踏むことが最低限の「手続き」となる。日本国の方は「弱い」かもしれない。だが、海外・先進国の方はじっくりと重たいのである。例えばアメリカのSHESである¹⁾。日本学校保健学会や日本健康教育学会でも繰り返し、報告・説明してきたものである。それは1967年の「出版」である。論文、著書でも繰り返した。健康教育のカリキュラムとしての優れていることは云うまでもない。

このカリキュラムは「現代化」「概念化・基本的概念」「構造化」等が提示・主張の基本的な事項となっている。その背景条件として、医療、保健等に関する科学的成果、情報、知識の爆発(Knowledge Explosion)がある。J. Brunner²⁾の現代化論とか、Phenix³⁾、Goodlad等の教育理論によるもので

ある。これらの条件はわが国でも同様である。「現代化」「構造化」「基本的概念」等はどれほどなされたか、である。思いつきのようなその場の対応的「安全教育」であってはならないのである。阪神大震災の時の災害は大きい。直ちに「安全教育」と「安全管理」を、と叫び声があがった。だが、数年もしない中にこれらの安全教育は「位置づけ」も「関連・構造化」もなく、殆ど消えていった。学校安全教育にとって、安全管理にとって、研究成果としての多くの「教訓」が概念化されて残されるべきだったのである。何が「研究成果」として「概念化」され、「関連づけ」「構造化」されたか、である。

災害によるダメージ、被害、損害の中には i) 身体的なものだけではなく、ii) メンタルなものが多かった。iii) モノ、家屋・施設等の損害も大きい、心の方も大変であり、その後、自殺者も出た。第N次害 (Damage, Disaster) であり、N次 Hazard である。

安全教育の方は小、中学生だけではない。高校生も大学生も、であり、社会人も、である。単なるその場対応の「後追い型」の安全教育であってはならない。これは「性教育」等でも多く実施され、一過的、一時的等で批判されている。形式的儀式的行事であってはならないのである。有効ではないからだ。

ところで、先述した防犯型の安全教育のカリキュラムであるが、最新のものを資料1・省略 (No. 1 論文参照) で示しておこう。確かに防犯型の「安全教育」も必要である。同じくして「安全事業管理」はさらに重要である。だが、これを「安全教育のカリキュラム」⁴⁾として主張・提示されると、「安全教育のカリキュラムとは何ものか」になってしまう。

次に筆者の第54回日本教育医学会・シンポジウムのレジメ⁵⁾を資料2に示しておこう。

資料-2

学校安全教育の現状と課題

内山 源 (茨城女子短期大学)

- 1) 学校保健・安全教育の問題・領域・その4側面
- 2) 内的事項・実施状況と問題
 - ① 学校安全教育・指導領域の構造
 - ② 学校安全教育実施の3型
 - ③ 教科教育としての安全教育・教科保健中の
 - a 安全教育の実施状況
 - b 教科保健・安全教育の内容・外的事項・学習指導要領の枠組みと教科書教材
 - c 科目保健以外の安全教育・指導、理科、体育、技術、家庭科など
 - d 新文科大臣安全教育義務化の内容と方向
- 3) 教科母体としての保健教育の内容と実施の状況の低調、不振
- 4) 安全教育の内容・カリキュラム (アメリカの School Health Education Study を参照)
 - ① 健康教育としての安全教育
 - ② 教育内容の選択・構成の原理
 - ③ 安全教育の基本的概念としての Risk と危険、Hazard など
 - ④ Risk と Hazard の概念とその対象・存在、所在の可能性、Agent (動因化)

- i) 自然、ハザード ii) 人為・人工的、社会的、文化的ハザードなどと
- iii) そのリスク（社会、文化） iv) 食、性・ジェンダー、セクシュアリティ
医療、福祉、教育、情報ネットのリスクなど
- 5) 安全教育カリキュラムの基本的構造・3次元構造及び教育の方法
 - ① 3次元構造・構成の根拠
 - ② 健康教育・H. S. Hoyman のモデルなど
 - ③ 疫学・予防理論・Leavell & Clark のモデルなど
- 6) 安全の論理と教育の論理
 - ① 絶対的安全と教育の内容、活動
 - ② 教育の諸活動・道徳教育、生活指導等と不安、不信、差別、排除など
- 7) 外的事項との関連・問題、思想、法律、制度など
 - ① 優生思想に関わる法律、制度、行政（断種法、ハンセン病予防法等）
 - ② 危険社会（バック）など
 - ③ ライフスタイル型リスクと 7) ①、②との関連
- 8) 学校安全事業・活動の一つとしての救急事態におけるリスク等と安全教育、アドボカシー

「防犯教育」にしても「不審者対策安全教育」にしても「母体」としての安全教育カリキュラムの全体的構造とその関連、位置づけが不可欠なのである。同じくして、教育と子どもの回避能力の限界から、安全事業と管理、安全行政等も同時に必要である。約40年前の安全能力育成焦点化活動の愚行⁷⁾を繰り返してはならない。

2 安全教育内容の基本的構造としての「3次元構造」

そこで、安全教育内容・カリキュラムについては、これまで3次元構造^{6) 7)}であることを述べてきた。この基本型はH. Hoyman⁸⁾やClarkらのモデル⁹⁾を根拠にしたものである。これについては古く日本学校保健学会（1972年）シンポジウム、学会誌等で報告、解説した。先ず第1次元であるが、これは安全に関する科学的事実次元であり、その教育内容化である。安全に関する諸現象は多種多様で幅広く厚い。概略すると、その対象となる諸現象を i) どのようにカテゴリー化できるか、ii) 既存のカテゴリーでは、どのような不明、未整理や生活面での不都合、不便益が生じているか、iii) そのためには、どのような用語、概念、モデルを必要とするか、等となってくる。

先述したように学校の保健教育は未だに、Biomedical Model 中心型の内容構成になっている。これは海外のHealth PromotionやHealth Educationの論文や著書等で多く批判されてきた。古い話である。安全教育も人体・人間の生物・医学系モデルの枠組みであってはならない。外的事項・Social change^{10) 11) 12) 13)}の志向をも内容として構成しなければならない。健康、安全の保持・増進や疾病、傷害等の予防には、本人の人体的機能や人間の行動、生活間だけではその目標を達成することが出来ないからである。つまり、外的事項の改善、改革も、である。先述のごとく国家的利益のために国民を道具化、手段化することが少なくない。政治的権力と国益のために他国の市民まで道具化している事実が現在も続いている。国家間、民族間、人種間の紛争、憎悪、怨念、復讐、レイシズム等である。個人の行動、ライフスタイル型の改善の限界^{12) 13)}である。

そのことは上記のモデルが古く示している。社会、文化的環境の要因・条件の存在と関連である。近年やたらに「環境教育の推進を」と文科行政はすすめている。だが、その中身は Socio - Cultural Environment よりも Natural Environment 焦点型となっている。自然が汚染、破壊、枯渇しているから何とかしなくてはならない、の方である。1991 年の著名な L. Green らの “Health Promotion Planning” の中では Social Environment¹⁴⁾ の重要性が、ヘルスプロモーションにとって強調されている。むろん、グリーンだけのことではない。その前に、1974 年のカナダの Lalonde のモデルの提示と実施以来のことである。だが、1994 年の大阪・日本学校保健学会・シンポジウムでは「学校保健と環境教育との関連」が論じられた（られることになっていた）が、全て自然的環境・空気・水・土壌・温暖化等の「お話」ばかりであった。

筆者は上記のグリーン等のヘルスプロモーションを紹介して「どうして社会、文化的環境が欠けるのか」等の主旨の質問と意見を述べた。だが、回答は「その道」の専門家とされる理科教育の大学教官は「考えていません、今後、勉強したいです」であった。これではヘルスプロモーションにも、健康教育にもならない。学校保健にしても、である。

これらは全て「疫学の原理」に含まれており、それで説明できるものである。先述のクラークらやホイマン等のモデルである。第 1 次元の基本的事項・概念・モデル・理論は「疫学の原理」となる。その要素は ① Agent ② Host ③ Host - Behavior - Life Style ④ Environment の 4 大要素で構成されることになる。ここまでは健康教育のそれらと同じである。

さらに、これらの 4 要素にそれぞれ問題性、問題のレベル・水準（第 2 次元）をもつ。そしてその各レベルでその対応（第 3 次元）・救急・救出・予防・治療・看護・福祉等が求められ、実施されている。これらは 3 次元構造における科学的事実（第 1 次元）に対する関連の次元である。

3 安全教育の基礎概念としての Risk と Hazard、アメリカのそれらとの「ずれ」「後れ」

ここで（第 1 次元・D-1）に戻ろう。これまでの安全教育とどう異なるのか、である。①～④が同次元、水準であれば安全教育の存在価値は小さく、不要となる。現実世界の多様な問題性、水準においては①、②、③、④を結ぶ Risk、Hazard、Damage・Injury・Disease 等の概念を不可欠とすることである。

日本国ではこれまで殊に安全教育界や学会でこれらのカテゴリー、概念、用語の必要性や内容について論じられたことはない。筆者が 1967 年の SHES のカリキュラムを提示して学校保健学会等で繰り返し述べたところであるが、2006 年の現在でも、無視、放置のままとなっている。

それはアメリカの健康教育のカリキュラムとして全世界的に著名な 10 Concepts の中の 1 つにある。念のため再度提示しておこう。第 4 概念とは「ハザード危険発生の可能性や事故は、どのような環境においても存在する」である。この説明には、「(Danger) 危険の根源は環境の中に多く、存在し、その中にあるものは傷害、病気、障害とか死を惹き起す。人間の感覚的、運動的、情緒的要因と他の要因との複合的関連は、そのハザードを減少したり、ハザードの内容に関連する。この例での概念的理解は、人生をエンジョイするための学習理解であり、それは人生を冒険的追求でもって最大限に向けるものである。だが、そこでは十分に計画的に準備と予見をもってハザード危険の可能性や事故を考慮するものである。」

これが 40 年も前のアメリカのカリキュラムの中の安全教育の基本概念である。次に少し下位概

念について見てみよう。下位概念は4つからなり、これを WHO の健康概念の3要素に対応・構造化し、身体的次元、精神的次元、社会的次元のそれぞれに4つの下位概念を更に分けて対応させている。例えば、第1の下位概念は「事故は人間的要因や環境的要因によって生起する。そして、その結果、傷害とか財の損害或いは死に至らしめることがある」⁵⁾とある。

第2の方は「Risk taking」があり、4つの下位概念の上記の3つの次元には“Hazardous activities、Hazardous Quality、hazardous roads”¹⁶⁾がある。（資料3-①参照）これらの諸概念は、次に“Long range goal”として3つの領域で目標化されている。この3つの目標領域は、現在、全世界で当然のように利用されている有名な Bloom の3 Domain である。SHES は3番目 Psychomotor Domain を Action Domain とモディファイしてモデル化している。これらも古く学会等で多く紹介、解説したので省略したい。

資料-3-①

Concept : THE POTENTIAL FOR HAZARDS AND ACCIDENTS EXISTS, WHATEVER THE ENVIRONMENT

Behavioral Objectives : Progression and Sequence for Teaching-learning Experience

SEQUENCE

D	E	F
<i>Identifies</i> procedures which help protect personal well-being and that of others. (2,4)	<i>Is aware</i> that some groups exist to help prevent accidents and eliminate or control hazards. (4)	
<i>Examines</i> hazards and risks found in home, school, and community activities. (1,3)	<i>Relates</i> certain precautions to the reduction of hazards and accidents. (2,4)	
<i>Categorizes</i> major hazards on the basis of incidence and consequences. (1,3)	<i>Applies</i> knowledge of emergency medical procedures to problem situations. (2,4)	<i>Identifies</i> agencies and organizations which help control hazards and prevent accidents. (4)
<i>Examines</i> the influence of one's personal desires and of social and group pressures on participation in certain risk-taking activities. (2)	<i>Analyses</i> the role and functions of organizations and groups in modifying and controlling environmental hazards. (3,4)	

次は発達段階毎の行動目標の発展・発達・展開の系列である。例えばⅠレベルのC目標では「家庭や近所の、また学校にあるハザードを示しなさい」、E目標では「ある集団が事故の防止やハザードを除去したり、制御する支援のために存在していることを認知しているか」とある。

ⅡレベルではD目標では家庭や学校、地域社会での活動におけるハザードとリスクを調査・吟味しなさい」ⅢレベルではC目標で「自然環境のハザードと人工的環境ハザード」^{17) 18)}とある。

「リスク」と「ハザード」は日本語では同一の「危険」であり、国語辞典的にも「危険」である。

これを英和辞典で見ると似たような訳語となっている。英英辞典で見ると「多種多様」である。同一の対象に対して多種の用語でもってカテゴリー化、分析されている。ここまでは、ごく常識的なことであり、学問領域の専門分化の形である。

その先である。各専門領域でのカテゴリー化である。ここに至ると一般的な用語・文字・辞典に求めることは無理である。これらが学校保健学、保健教育学の研究界では、全く論外の状況にあった。^{18) 19)} 1967年のSHESはわが国の関係・研究者にとっては大きな衝撃となった。1970年代から1980年代にかけてSHESの紹介や説明が少なからず発表、報告された。10大コンセプトは訳出されて多く紹介された。

だがConceptとかModel、構造化等の用語や概念と保健教育との結びつき、関連づけとなると検討、研究は深められることはなかった。それどころか表層的批判とか、感情的反応が少なからず生じた。「あんなモデルとか概念などを抽象的に研究したところで現場の保健教育には役立たない」「何でモデルなんかに必要になるのか、それより具体的教材づくりや保健の授業づくりの方が大切だ」などであった。

確かに、日本国のカリキュラムやその論にはみられぬ「論理性」「抽象性」「概念間構造」等がある。だが、学ぶべき面は多い。知識爆発、構造化、現代化の嵐の中にあっても、これではアメリカの現場でも、このSHESを如何に活用するかは問題であることは容易に推察できた。その中間に何らかの「介在項」(中間項)の作業・研究を不可欠としたのである。筆者はそのため1979年に「SHESのConceptual Modelの理論的検討」を紀要論文²⁰⁾として出した。(その1)であったが、わが国の保健教育界は全く「あらぬ方向」へ動いていった。だが、同じような批判を陰で聞いた。ところで性教育で世界的に有名なSIECUSは1991年のガイドラインで、及び、2004年のそれでさえ、40年ほど前のSHESをモデルとして学んだとしている。この日、米の差は大きい。

4 子どもの自然な行動、生活とチャレンジする心とスキル (Coping Skill) の育成及び安全の論理

その頃、保健教育の内容構成を理論モデルを用いて構成したのは小倉²¹⁾だけである。クラークらの「天秤型の疫学モデル」を基に保健教育の内容、領域を構成した。SHESらの方は更に動的であり、詳細に構造化、概念化、行動目標化した等である。第5概念の中に「疫学の原理」を用いた概念構成である。H. Hoymannがかねてから主張していたものである。10概念の中の一部に位置づけられている。これが不可欠であることは云うまでもない。

ところで安全教育の方であるが、「リスクとハザード」の用語なし、概念なしの日本国の安全教育であるから上述のような概念もカテゴリーもなく、安全教育関係の専門書も多く出版された。「安全教育」を「安全管理は重要だ」と主張し乍らもその理論・研究の方は「空洞・空疎」なままだったのである。そしてごく最近になって「安全教育の義務化を…」²²⁾とする大臣まで出てきた。

2006年の現時点では、リスクとハザードの用語は安全教育専門書とか一部の研究者間で語られるようになった。だが、英語辞典的なものである。専門領域間でも専門的概念、分節化、カテゴリー化とは全く無縁な状態が続いている。これでは安全教育、学校教育などは積極的に展開できない。単純に述べると問題水準(D-2)次元の上位において「リスクがどんなに大きく」ても「子どもの自由な遊び、激しいスポーツ運動、厳しい体育活動、部活、クラブ活動、学友会活動、ボランティア活動等」はもっと強化、充実されてよい」ということである。学校内、外にハザードがどうであれ、(D

- 2) 次元で活動の過程（前・中・後）でどんなハザードが存在しようと、問題水準が上位・軽度であれば、「子どもを活潑な遊び、場や時間におき、自由にさせてやればよい」ということである。

自然との接触、動物、植物との直接的な生の体験である。「人」・子ども同士の交流・共同の体験等である。むろん、それらが遊び、生活における Risk Behavior であっても、上述の通り、健康水準モデルの上位にあれば自由にすすめるべきである。これらは健康とか傷害の病態、障害に関する問題性と水準との関係であるが、問題性はこれだけではない。

リスク行動の問題性は健康や安全の観点に限定されないからである。これらの自由な行動が人間の「道徳や倫理」に反することであれば当然、制限を受けることになる。「してはならないこと」がそれぞれの集団、社会の文化の中に秩序、維持、ルール、規範としてあるからである。

同じように、私的なルールとか約束事の他に、国家的社会的な「法律、制度」があってこれに違反することがある。子どもに限ったことではないが自由に遊ばせると危険なアソビをすることが少なくない。当人達は面白がって楽しくてしょうがない、といっているが、その中の一つに電車の線路に石を置いたり、釘を置いたりする遊びがあるし、あった。また、ガード下から電車の通過時に電車の底部めがけて投石する遊びもあった。山に出かけて泥投げ合戦から石合戦等まで激しい遊びがあった。電車の方は「違法」である。山や川辺での投石・石合戦は健康・傷害水準の下位であるから重い問題である。

凡そ以上のことから「4つのパターン」が要約できる。それを以前に「JCO 事故と安全管理、教育」に関して論文「東海村核燃料 JCO 事故と安全管理及び予防、健康・安全教育の変革、改善」の中で次のように述べておいた。²³⁾ 「安全、危険防止」よりも「経済性」「利潤性」の方が経費の論理では優先される。予防・対策の理論と事故発生との結果の問題は、これから大別して次の4種類となる。

この種の事故が a) 「頻回」に発生し、しかもその b) 「危険・災害・病態度」が大きければ呑気なことはいっておれない。重大な予算化における対策となる。これでは生産性も経済性もあったものではない。

次は a) に頻回に発生しても b) がたいしたことがない「軽い」病態であれば、どうであろうか。交通事故の発生頻度は比較にならないほど高い。何万人が受傷し、毎年、1万人ほどが死亡している。痛み、苦しみ、泣きわめいているが車・交通事故を「活用」「利用」する方向、態度は変わらない。「お姉ちゃんが、自分で追突事故をやってしまいトラックの後部に下の方に食い込んで、顔がもの凄い形にふくれちゃった」「母ちゃんは心配で、ねむれないでおきている」等と半泣きで話す女子学生も、それでいて遠距離通学に、車を利用する。危険で恐ろしくても手放せないのである。

3番目は a) の事故発生は減多にない、ごく少ない場合である。ごく少ない場合である。ごく少ないが発生すると、その衝撃は大きい。b) には心理的衝撃度、社会的経済的損失度が入ってくる。

4番目は a) はごく数なくて、b) も大したことはない、の型でる。「モラル強調型」の対策は、これらのどれに妥当するのであろうか。むろん、「モラルの強調」や「安全教育」はこれらの全てに必要であり、基本的な対策事項である。」と述べた。

つまり、安全教育や安全管理には「事故・発生頻度・確率・可能性の多少とその損害・傷害の大小」との関係の概念が必要になることである。それが「リスク」である。

注) 本小論は、原稿頁数規定枠のため、後半部（その2-②）は別にするようになった。

海外・アメリカの性教育カリキュラムの変遷・推移とわが国との関連 —— SHES からの学び、構造化 ——

内山 源

キーワード

カリキュラム改善、構造化、3次元構造、概念・教材・イメージ

近年の性教育関連の学会や研究会等では性教育カリキュラムの議論・シンポジウム等はむろんのこと、研究発表や学会長講演すらもない。それだけではない。学会誌の方も、である。性・エイズ教育の実践にとって、また健康教育（Comprehensive Health Education）にとって、その検討、研究は必要のないものなのであろうか、そうではあるまい。先進国のアメリカでは ASHA も SIECUS 等も最近でも進めている。そこでは SHES をモデルにしている。SHES には6つの構造化の視点がある。だが、Subconcepts を提示するだけでは足りない。End Results としての Concepts に対して、教材群、方法群、過程群、Teaching Skill 群等との関連・統合である。どんなにより教材づくり・運動をすすめても、教育、授業はよくならない。同じくスキル教育・運動を展開しても、である。カリキュラム内容・要素領域の構造的な構成である。本小論はそれらの問題点を指摘し、カリキュラム研究の必要と改善の方向等を提示した。

1 アメリカの1960年代・ASHA¹⁾とSHES²⁾における性教育

先に、何度も述べたようにアメリカ・学校保健学会・協会の“Growth Patterns and Sex Education”¹⁾（1963～1967）幼稚園から高校3年までの「性教育」のカリキュラム・プログラムである。当時、日本国は専ら「純潔教育」であった。「性教育を」と述べると「とんでもないことだ」と現場からも、大学研究者からも注意・文句を云われた。性教育のための実態調査は困難を極めた。「今度、新しい若いのが入っているから気をつけよう」であった。茨城大学教官時代・昭和40年代のことである。

その“Sex Education”には幼稚園・小学校低学年向けに「性に関する安全」がはいっている。“This Hazard should be recognized…”¹⁾とある。「この性に関する安全の問題現象の要因・原因の存在は認識されなくてはならない…」である。また、「正確な用語」をもって指導すること、例えば、「ペニス、陰唇…」等である。

中1になると「性交」教材がある。「コンドームって何だ」もある。ここでは「自己とパーソナリティとの違い」があり、「自己と他者、異性・人間の理解」が初めに置かれている。「性交」教材があるから当然“Sex Drive”の自認と適切な対応、「性衝動を不適切な仕方では表出すると個人的にも社会的にも問題を起こすことになる」とあるように「性交」だけでなく、「性衝動」にも配慮、構成がなされている。

中2になると、さらに「自己自認と自己理解」が深められ、「避妊、中絶、性病（VD）」が加わり「性関係における社会的、知的、道徳的に十分な成長・発達」が挙げられている。さらに、「家族、愛情、父性、母性」や「破綻家族」もある。

高1、2になると、これらに「ホモセクシュアリティ」や「性交」の内容が詳細化される。「月経中の性交はやって良いのか」「クライマックスとはどんなことか」「何回やれば妊娠するか」である。「ホモセクシュアリティ」が内容化されてはいるが「セクシュアリティ」の概念・定義については何もない。

高3だけではなく、全学年を通じて“Sex and Sexuality”についての学習、経験を、とあるが、

両者の説明はない。

高1、2年では“Sex and Moral Standards”があり、性的関係における道徳が強調されている。例えば「今日、十代の若者にとって何が良い性行為に基準とか道徳なのか」「どこまでやれば性的関係の行為が道徳的に悪いことにならないのか」「自由恋愛は良いことか、悪いことか」等である。また、「強姦とは何か」等もある。

高3になると、「妻の役割」「夫の役割」「母の役割」「父の役割」がある。だが、ここでも、Gender、やDiscriminationはまだ構成されていない。母性、父性もない。この時点では「フェミニズム」の動き・思想、理論も実践、運動もない頃だから無理もないことである。だが、日本のそれらを比較すると格段の差がある。「ロールプレイ」と「批判的思考」等の強調である。

次は同年に出版された「SHES²⁾の健康教育のカリキュラム・基本的概念」にふれてみよう。

これについても多く紹介、解説してきたので詳説はしない。10概念で構成され、その中の第6概念として、性教育に関する事項が家庭・家族のあり方と関連づけられて構成されている。

即ち、「家族は人類の存続・子孫の永続に寄与するものであり、また、健康のニーズを十分に満たすものである」とされている。この下に4つの「下位概念」がある。下位概念はさらに、WHOの定義にある3つの側面・次元に分けられている。

この社会的次元における下位概念の内容には文化とか習俗や社会的基準や価値体系、性衝動、家族、伝統等と家庭との関係が挙げられてはいるが、上述のASHAのプログラムと同様、性差、ジェンダー、セクシュアリティ、Sexism等については全く概念化されておらず、その内容は前者に比較すると浅く狭い。SHESの著者のメンバーはASHAの「性教育・プログラム」のメンバーと重なるものはない。このことはSHESのメンバーであるイリノイ大学滞在時に友人であるW. Creswell教授に聞いて確かめたことである。

2 1991年のASHAの性教育とわが国の性教育・学会共同研究レベルなど

1991年に同じASHAが“Sexuality Education with Comprehensive School Health Education”³⁾を出版している。約25年ほどたってからSex EducationではなくてSexuality Educationで出版している。初めに強調されているのは「学校保健として統合された包括的な活動でなくてはならない」ということである。そのため、学校保健は「8領域」の総合的領域に拡大してなされている、ことである。この8領域はL. Kolbe等によって1980年代に提唱され、WHOも、それに沿っている。25年ほど前のことである。わが国の方は「昔ながら」の2領域である。だが、最近、急に「スクールカウンセラー」制度を導入したり、「食育」栄養教諭制度で、現実には「発進」している。先方の「8領域」の5番目には“Food Service”「食生活事業活動」と6番目には“School Counseling”「スクールカウンセリング」がある。それでも現在、日本国の「学会レベル」は2領域と「1本足」の補足である。学会だから「検討、批判、評価」ぐらいはすべきだったのである。日本学校保健学会には「共同研究」という制度がある。だが、これが、「科研費方式」になり各個人の研究者の意識、認識レベルの選択にまかせられているから、学会の役割の一つとしての課題認識による対応が「欠落」したままになり、それが10年ほどになる。(最近、学会役員が改選されて、少しは戻った状況になってはいるが、少なからず問題は残されたままになっている)

このことは性・エイズ教育カリキュラム等についても同様である。学会としての「共同研究」と

してカリキュラム・プログラムを提示、提唱すべきだったのである。わが国の場合、それを見かねてか、民間の研究集団（日本性教育協会等）の方が動き、運動となっている。

だが、そのカリキュラムや方法、評価等になると問題は少なくなかった。20 年ほど前のことである。実践面では小学 2 年生対象の「性交教育・性交体位」指導等の実践があった。これらに対しても「学会レベル」では、どの関連学会も、「無為」のままであった。この「性交教育」に対しては研究者個人による批判はいくつかなされた。松岡らが厳しく批判した。性・エイズ教育全般、カリキュラムなどについては筆者が学会役員・常任理事等の在任中に、日本学校保健学会の共同研究として「性教育」を発表し、「学校保健研究」誌に報告している。

ところで、ASHA の内容であるが「性教育実施の段階」を提示、説明している。その「第 1 ステップ」に「子ども・学習者のニーズの決定」がある。これはカリキュラム、教材の「選択構成の原理」からすればニーズアセスメントによる把握、決定は常識的であり、当然のことである。筆者はこれを「学習者の条件の把握」(C-②)⁴⁾⁵⁾としてその内容を①認識的領域の把握 ②情緒的領域の把握 ③行動・スキル、ライフスタイル領域の把握として、多く発表、報告した。その一部が保健・性に関する認識調査である。また、性行動・性交経験に関する実態調査等である。子どもの「興味、関心、に関する調査」では松岡の大きな調査がある。(配布資料 7 参照)

ここで云うニーズは子どもが望む知りたい内容、興味、関心の対象 (felt Needs) だけではない。欠如内容 (Normative Needs) の方でもある。この他、地域社会の支援やレディネスの確認がある。これは筆者の C-④の一部に相当している。

実施段階の「第 2 ステップ」では性教育の目的、目標の設定である。これは筆者の C-③-a に当たる。「第 3 ステップ」では学校教育行政当局の承認を得ることになっている。これは C-③-b に相当する。「第 4 ステップ」は「地域社会の性教育評価・審議会の設立である」これは C-④の一部である。「第 5 ステップ」は性教育実施の概念・指針があげられている。これは C-③-b に相当する基準である。これらは統合的な健康教育実践内容計画の一部で実施されるものである、とされている。「第 7 ステップ」は教師の資質、能力の条件である。これは C-③-b の中の教師の条件に当たる。「第 8 ステップ」は地域社会の多様な文化や階層などのニーズに対応して積極的な公共的関係の実施計画を策定すること、となっている。これは C-④の一部に相当するものである。その公共的関係の対象となる団体・組織は沢山あり、保健所、医師会、PTA 関係、メンタルヘルス協会等である。(配布資料 4 参照)

「第 9 ステップ」は、上記のような方針、手続きで作成された実施内容計画の一般社会への提示・提供・説明である。さらにこれらは一般社会の提供だけではなく、「第 10 ステップ」として教育行政機関への提供と勧告、接近の働きかけ、となっている。

先に述べたように、これらは性教育カリキュラムの「選定、構成の作業」だけではなく、作成された実施内容の「具体的実践的な実施の順序、段階」について述べられたものである。真に総合的包括的実施計画内容とその実施のすすめ方である。

アメリカでは性・エイズ教育だけではなく、それ以前に Comprehensive School Health Education と繰り返し、提示、主張、説明されてきている。これらから分かるように「よい教材づくり」だけやっても、Comprehensive にはならない。論理的にも、理論的にも「ずれ」た実践や運動のあるわが国の状況をしっかりと点検評価しなくてはならない。

むろん、そのことは「保健や性への教材づくり」とか「授業づくり」のことだけではない。「どんなに優れた性、エイズ教育のカリキュラム」を作成しても同様である。現場の厳しい条件と外的事項の法律制度的枠組み条件の中でどのように実施、実践することが出来るかの「手続き」や「ステップ」を踏まないことには、現実化しないからである。教育の実施、実践に当たってはこの種の「段階と手続き」が不可欠であることは言うまでもないが、1991年のASHAでは明確に提示されている。

3 包括的健康教育としての性教育とわが国の健康教育カリキュラムや実践の状況

アメリカのSHESの優れた健康教育のカリキュラム・概念的アプローチは、その点を欠いていたため、現場の実践で多種多様な障壁に当たり崩れたのである。

海外の性・エイズ教育の実践、研究の情報はそれ以外にも少なくないが、ここで日本国の1960年代以降の動きについて見てみよう。何が、どれほど「ずれ」「遅れ」ているか、である。1960年代の後半にわが国では健康教育の第1人者とされた小倉が⁶⁾「5領域試案・私案」を提示した。現場の実践とも深く関わり乍ら、学会や地方講演会活動を通して「5領域私案」は広く知られるようになった。(配布資料7参照)

その健康教育内容の構成原理は、有名なクラークらの疫学モデルである。当時の清潔、衛生、習慣、生理解剖、衛生学的健康教育の内容構成からすれば画期的なものであった。

その後、さらに改良され「6領域私案」となって、出版された。それは「ぎょうせい」からの「中学校保健教育の計画と実践」⁷⁾1981年である。その間にもこれも小倉が立案して出版された大修館の「現代保健科教育法」⁸⁾1974年がある。ここにも「5領域試案」で教育内容の基本的概念が示されている。小倉は院生時代からの師であり、茨城大学教官時代は、その連続で指導を受けたり共同研究を行ったりしてきた。氏は全国的な指導の依頼があり、主として養護教諭の団体・組織からあり、講演、指導案で多忙であった。

昭和40年代、県内でも性や喫煙、飲酒の問題があり、県教委、現場の関係校もその対応に困惑、難渋していた。県内の小中学校、高校生の性問題となると、その依頼の担当は筆者が当たることになった。現場のニーズは大きかった。それは「女児へのいたずら」「桃色遊戯」「不純異性交遊・交友」「ヘンなおじさん」などであった。先述したようにアメリカの学会誌等では、例えばJournal of School Health誌には毎号のように「性、タバコ、アルコール、ドラッグ」の研究論文、報告があった。

少しだけあげてみよう。1965年No.1にはVenereal Disease Education (p322-326) 同じく同号にそれからかなり遅れてわが国でも名が知られたLester, A. Kirkendalの“The Family…of Information about Sex” (p290-296)がある。No.9では“Recent Progress…of the Communicable Disease (p385-386)にVenereal Disease”がある。No.10では「タバコ」No.8でもタバコに“Teaching the Role of Sex in Life” (p351-361)があり、その中に「優生学」や「同性愛」について論じられている。全米で著名なH. Hoymanの1953年の論文“Basic Issues in Sex Education”が引用されている。

H. ホイマントはイリノイ大学で会い、何回となく話し合ったことがある。もう25年ほど以前のことである。筆者の下手な会話であったが、ホイマンの方から「ジェン、ジェン」と声をかけてきた。彼は大学内を軽くジョギングなどして運動していたのである。彼の論文⁹⁾¹⁰⁾は殆ど目を通して暗唱出来るほど繰り返し読んでいたから「～ページの」「Spiritual Faith～」「Single factor causation」「Human Ecology」等はテクニカルタームの会話だけでも彼は面白がって話しかけてきた。

その頃の日本国は何であったか、である。北欧・スウェーデンの性教育が「輸入」されだして、何だかわけの分からぬ性教育の専門家と称する輩がマスコミに登場した。H. Hoyman はかなり慎重であり、批判的でもあった。

1966 年の No.5 では“The School Nurse—Her Role in Sex Education (p200-206)”がある。No.2 では H. Hoyman の論文があり“Spiritual Health や Human Ecology”について述べてある。p64-68 には“Sex Education Attitude of School Administrators and School Board Members”がある。教育行政のトップや管理職が学校での性教育に積極的でないことが述べられている。1968 年の No.9 では、また、H. Hoyman が“Should we teach about Birth Control in High School Sex Education”で批判的に述べている。1969 年 No.5 では「ホモ」や「ドラッグのカリキュラム化」がある。

4 わが国の 1970 年とその前後の研究者カリキュラムの私案や著書及び教科書の性、タバコ、アルコール、ドラッグなど

上記のように 1960 年の時点で先述国の青少年の「性やタバコ、アルコール、ドラッグ」等の問題状況をみてくると、当時の専門家・研究者は健康教育や性教育、タバコ教育等の内容にどのような観点、基準で選択構成すべきであったか、が明らかとなる。また、そのような海外の状況とわが国における青少年の Health Needs・問題状況をアセスメントすれば、何を教育内容計画化すべきか、も出てくる。

だが、先述の小倉の 5 領域試案・私案にはそれらが「ない」のである。その後の改良案としての 6 領域私案にも「ナイ」のである。筆者は院生時代から性教育実践の調査研究や青少年の問題行動の実態調査を昭和 30 年代後半期に実施していた。その一部は学会誌¹¹⁾に報告した。となると氏の「私案」のどれもが「欠落」していることになる。

茨城大学着任に昭和 40 年代にも少なからず実態調査¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾を実施した。その多くが拒否、批判され調査が出来なかったものもあった。だが、「浅い狭い」調査であったが、先方の実施校や行政当局の手続きに従って、実施できたものもある。どう見ても保健教育の内容に不可欠な“Facing Issues”だったのである。

昭和 40 年後半期に大修館の「現代保健科教育法」の出版に当たり、何回となく研究会を開いた。この出版には森の支援も大きい。だが、そのことは別にして内容の方である。小倉教授室で何回となく「申し込んだ」「先生、性教育を入れないと世界的状況からしてみてもまずいのではないですか…」であった。大学で研究室が隣であったから「在室しているな」と思ったら、その進言、相談に入った。

長い間「首をタテに振る」ことはなかった。氏はタバコとコーヒーを好み、自らコーヒーのサービスをしてくれた。いつもパイプの紫煙の中で研究に没頭していた。やっとのことで「性教育」の原稿が別枠で補足的に内容化されることになった。だが、出版された「現代保健科教育法」の中には筆者の原稿は 1/3 となった。筆者は性教育教育内容原稿の 1/2 を担当し、急遽、愛知教育大の堀内が後半 1/2 を担当することになった。筆者の元の原稿の 1/3 が出版本の 1/2 になったのである。

後半部は「性権」¹⁵⁾とか H. Hoyman の論文等の引用で構成したものである。それでも、性教育の内容化は、別枠であっても素晴らしいことであった。昭和 40 年代では日本国で保健科教育内容として学習指導要領や保健の教科書は論外として、研究書、論文レベルでも保健教育内容に性教育を組み込んだものは最初の専門書であったからである。

むろん、これは「性だけ」のことではない。「タバコもアルコール、ドラッグも一緒に入れてみ

てはどうですか」と「お願い」してみた。だが、小倉はとうとう最後まで「ウン」と云わなかった。その頃の日本学校保健学会の役員会・会議場は「紫煙でモウモウ」としていた。常任幹事会や評議員にも愛煙家が少なくなかったのである。「ミンナ」がタバコで「平気」だったのである。

学会や学校保健、保健教育の専門家がこのような状況だから、文部省の学習指導要領も保健の教科書の方も「性、タバコ、アルコール、ドラッグ」等は殆ど「無縁」の存在であった。

資料－１

高等保健体育「大修館」1982

４ 適応障害

(1) 適応障害とは

(2) 適応障害のいろいろ

①一時的な適応障害

②問題行動

薬物乱用 薬物乱用は青少年にとくにいちじるしく、最近はシンナーなどによるものが多い。いずれも友人のさそいや好奇心からはじめて、しだいに深みにはいるのが特徴である。現実の世界から逃避して、一時の陶酔や解放感を求めようとする態度が、やがて健康を害し、慢性中毒をきたして、とりかえしのつかない事態をまねいてしまう。このため、法律によって薬物の乱用と販売行為が禁じられている。

いっぽう、薬物乱用と似たものに、飲酒・喫煙がある。これらはとくに、成長発達期にある青少年にたいしては心身の健康を害する作用が強いので、未成年の飲酒や喫煙は法律によっても禁じられている。

ここで少し保健の教科書にふれてみよう（資料－１）。高校保健では性のタバコ、アルコール、ドラッグなどは独自の教材領域はない。それ以前に出版された大修館の「現代保健科教育法」(1974)には「性教育」を組み入れた。しかし、文部省やその他の者は「知ラヌ顔シテ」であった。「精神の健康」の中に「飲酒、喫煙」があるが、これだけである。

中学校・保健体育のもっと古いものをみてみよう。資料－２は中学校保健体育（大原出版 1965）のものである。「心の健康」の中に「酒、たばこ、麻薬」などがある。高校の方も、中学校の方も「心の健康」とだけ結びつけてある。だが、性の問題は「無い」のである。

資料－２

中学保健体育「大原出版」1965

５ 酒・たばこ・麻薬などの害

酒・たばこ・麻薬などを続けると、習慣性になりやすく、やがては慢性中毒を起こして、心身両面の健康をそこなうことになる。とくに、心身ともじゅうぶんな成熟をとげてはいない青少年のうける害はいちじるしい。長い間にはからだの健康をそこない、性格にもか

たよりがあらわれてくる。

とくに、発育期にある青少年には害が多いので、法律でも 20 歳以下は、酒・たばこは禁じられている。

酒 酒のように自分をおさえる力が弱くなり、はしゃいだりして、ときには人が変わったように乱暴をはたいたりする人がある。

5 わが国（1980 年代とその後）の研究者私案と「性、タバコ、アルコール」などの欠落

1981 年に「ぎょうせい」から現代学校保健全集 3 で吉田・森が「保健科教育」¹⁶⁾を編著となつて出している。その中で森が「小、中学校の保健のカリキュラム私案」を出している（資料 3-③）。資料はそれを示したものである。この本の中には森自身の他に小倉や日教組等のものがあるが、海外の論文、著書等は一切ない。あの SHES ですら、一言もふれられていない。これは一体、どういうことか、である。C. E. Turner¹⁷⁾も R. Grout の健康教育の専門書がそれ以前に存在していたのである。ターナーは世界の健康教育のリーダーである。

氏は第 12 章で“Family Life and Sex Education”を構成している。1957 年の出版である。むろん小、中学校の学年毎の教科内容には「タバコ、アルコール」等が編成されている。

1966 年に J. フォーダーと G. ダリスは“Health Instruction”¹⁸⁾を出している。ここでも当然乍ら、これらは総て構成されている。フォーダーは日本・筑波大学に長期滞在した。2 人とも筆者の友人である。小倉らはこの本の翻訳をして出版した。だが、日本国ではよく売れなかった。これは好著であり、アメリカでは現在も版を続け、繰り返している。

これらは大分、古い文献である。研究者は「読んでいる」「訳している」等である筈なのだが、わが国の方では「性教育」等は「脱落」「削除」したままとなった。今、このような日本国の状況レベルを、どうみたらよいか、である。保健教育とか性教育の研究職にある者の仕事・業務・役割として、他教科教育領域のそれらと比較しても、どうなるかである。海外の、先進国の実践、研究の情報はむろんのこと、それらと無関係、「非交流・絶交流」型であってはならない。

森の私案からわかるように、ここには「性」も「タバコ、アルコール等」もない。他の紹介私案についても同様である。その中の日教組の教育課程検討委員会の試案・高校（第 4 階てい）の（ホ）に「性教育」がある。内容の解説はないが、紹介私案の中ではこれだけである。この検討の批判については既に古くしたのでここでは繰り返さない。

アメリカでの学校保健教育の歴史・推移、動向を示した名著がある。それは R. Means¹⁹⁾の“A History of Health Education”である。1962 年であるからこれも古い。タバコ、アルコール等の初期の内容が述べられている。性については“Sex Hygiene”とか Sex Instruction で性教育の始まりが解説されている。1930 年～1940 年代は“Sex Education”である。

また、H. Irwin の“The Curriculum In Health and Physical Education”²⁰⁾1951 年の古い著書がある。これは健康教育だけでなく、主として体育のカリキュラムを解説したものであるが、その第 1 章に“Trends Affecting The Curriculum In Physical Education”があり、この p346 に“Sex Education in the Schools”がある。先進国では体育との関連教材でも「性教育」を置いていたのである。

6 1991 年・ASHA の内容と学習指導要領・教科書の性、タバコ等教育内容化、最初の改善

だが、わが国でも 1989 年の学習指導要領改訂で、それらが急に変わり、保健教科書に部分的断片的な内容でも、他の章の付属品的用語、知識としてでなく、一応は独自の内容をもって教育内容化されることになった。これはわが国の学習指導要領や保健教科書では、最初のことである。

さて、論を戻して ASHA の内容の方をみてみよう。まず、就学前と幼稚園児童の性教育では「社会的領域」の内容として「B、Gender role」があり、「C、Safety」がある。B のジェンダーの役割は前回のものにはなかった。C の性教育として安全教育は内容は異なっているが前回と同様である。

小学校の 1、2 年では、心理学的領域の C、に家族における「コンフリクト、秩序安定を乱すもの」として 5、に Violence があり、また、E、「性的アブユースの予防」がある。その 3、では「見知らぬ人」への安全がある。

小学校の 3、4 年では、心理学的領域の C に「児童虐待の型」が 5 つ挙げられている。社会学的領域では家族の関係に「信頼することと信頼されること」「道徳的素地をもつこと」などがある。

小学校の 5、6 年では、生物学的領域に遺伝学の内容が入り、性染色体、生殖器系の性別毎の解剖、生理学の内容が構成されている。ここで先述のわが国の性教育の内容を小学校の段階でみると、かなりの差異がある。例えば小倉の 5、6 領域私案の内容や日本性教育協会の内容である。(図 1 配布資料 参照)。それは「学校性教育の目標と内容」にある「生理的側面」の小学校 5、6 年の内容である。また、その後(1990 年版)²¹⁾の「性自認」・(身体面)の小学校の 5、6 年の内容も同様である。これは中学校の段階になってもさほど変わらない。

その ASHA の方であるが、「6、性染色体」の b として「性染色体は子どものジェンダーは XX (女) と XY (男) 因子によって決定される」とある。1991 年であるから、既に Gender 概念には多くの言説があり、議論されていたことである。「生物学的 2 次元・2 项目的性別化による Gender の決定である」そのアメリカで 1990 年にジュディス・バトラーによって“Gender Trouble”²²⁾が出された。「フェミニズムとアイデンティティの攪乱」である。セックス、ジェンダーやセクシュアリティの考え、概念等を厳しく詳細に論じた内容である。だが、全米の学校保健学会・協会は、関係なく生物学性別を「原因」としてジェンダーを決定してしまったのである。

これらをわが国の性教育内容に向けると、どうなるか、である。同性愛者や Intersex 者の存在に対して「異性愛」を制度化し、自然なものとして各種の社会、教育、文化面の機能が構築されている状況、セックスの物象化をどう見るか、考えるか、である。

さて、心理学的領域であるが、D、に Sexual Orientation がある。「性的指向性」である。1、個人が他者・彼や彼女にもつ感覚と性的好感、好み、つまり同性の者に対してか、異性の者に対しての性的好みか、である。これはまた、社会的文化的性別役割への好みでもある。2、では性的指向性の要因が 3 つあげられ、その要因は複雑である。性的好奇心と混同することがないように、とある。

これは小学校 5、6 年生用の内容である。わが国のそれらと比較する時、その「差・ずれ」は大きい。これらに対する批判でもよい。それから 15 年も過ぎた。筆者は学会誌・学校保健研究誌にも一昨年書いた。全く何の反応もなく、全国的に各種の性教育研究会なるものが展開している。少なくとも理論、研究レベルではなされるべきである。無知、無視では「遅れる」ばかりである。

次は中学校段階についてみてみよう。生物学的領域では「性交」「性交のリスク・STD」と“Safety

Sex”がある。心理学的領域では「性的自己同一性自認(Sexual Identity) 社会学的領域では「セクシュアリティと性的性別役割と社会、文化的関連」がある。「2重基準」「思春期妊娠の結果」「リスクとは何か」等がある。

高校段階では、1、ではセクシュアリティの概念・定義が示されている。即ち「セクシュアリティとはわれわれの個人的特質・個性の基礎的次元であり、つまり、男性とか女性としての生活世界におけるわれわれの自己理解とありよう・存在様態である。また、自分の身体への態度や他者の身体への態度でもあり、さらに他者とのコミュニケーションや親密であることの一つの手段である」3、では「性的行動は親密さや、友情、愛とは同じことではないし、それが、これらの関係を導き深めるには必ずしも不可欠なものではない」その他「性的指向とは何か」「両性愛指向」「同性愛指向性は精神的障害ではない、差別してはならない」等がある。29、には「HIV 感染」があり、31、には「レイプの被害者とトラウマ」がある。

生物学的領域には B、Sexual Orientation で「1、異性愛指向性、2、同性愛指向性、3、両性指向性、4、無性的指向性」の4つがある。

社会的領域には D で、「性的搾取と被害・犠牲」1、性的暴力、2、近親相姦、3、知人、友人、仲間のレイプ、4、他者のレイプ、5、セクシャルハラスメント」がある。

ここでは敢えて、日本国のそれらとの比較のための資料の提示は避ける。その差は大きすぎる。関連学会のリーダーは何をしたか、「無作為、無為」も問題である。筆者も含めて研究者は何をしたか、指導したか、等である。このことは研究者の成果や学会のそれらの内容、レベルと関連して、作成協力員による新学習指導要領・現行や近く出される最新の学習指導要領の内容とも関係する事項である。

だが、現行の、ASHA より、SIECUS²³⁾との差異は大きい。これらの「差異」については論文²⁴⁾、著書や学会発表等で繰り返し述べた。

7 性教育カリキュラム作成と実施のためのステップ、条件及び ASHA・SIECUS の問題点

繰り返しになるが、1991 年版の ASHA の優れた点は少なからず、日本国のそれらとの差異は大きい。その頃、わが国では「教材づくり」とか「授業づくり」が「流行った」その時点での「健康教育」のカリキュラムは前掲した通りである。先方が Comprehensive School Health Education として進めている時に、である。

仮に「カリキュラム作り」が健康教育や性教育界にあったとしても、それだけでは足りないことを ASHA を明確に提示した。それは、Section One の第 1 章の Steps for Implementation である。教材を作ったとしても、カリキュラムを構成したとしても、これだけでは目標の達成に向けて有用、有効に動くか、どうか、実施できるか、どうか、はわからない。

学習者の実態、例えば、ニードアセスメントも実施しないで、「教材づくり」が少なからずなされているが、これは A S H S の第 1 章からみると論理的、理論的に破綻したものとなる。まして、第 2 章の Evaluation もなく、「良かった、子どもが喜んだ、楽しいと云った、ワカッタ、面白かった」等では評価にならない。このようなものがわが国では「流行った」ことになる。A S H A から学ぶことは大きい。

だが、アメリカの性教育カリキュラム、ガイドラインにも問題は少なくない。上述したように「包

括的総合的学校保健・教育」をベースにし乍ら、その内容は包括的になっているか、となると必ずしも充たされているわけではない。カリキュラムの全体構成は①生物学的 ②心理学的 ③社会的側面の3つでなされている。人間側が中軸となっている。となると健康状態の i) Social Determinant²⁵⁾としての環境側の要因・条件とその関係はどのようになっているか、これがはっきりしない。性行動、性衝動、性欲望、性幻想等は人間の身体的特性機能や構造、例えば遺伝子だけで決められるものではない。環境要因・条件との相互作用の関係である。中学生段階では、確かにセクシュアリティとセックスロールに、社会、文化的要因が影響する。レイプにしろ性虐待、性被害、セクシャルハラスメント、薬害エイズ等も、それらとの関係である。健康の疫学、ヘルスプロモーション、古く公衆衛生等も「～の予防と維持、増進を」目的としている。

ii) 予防の考え、概念、モデル、理論との関係は不可欠である。STD・STIやエイズ、レイプ、望まぬ妊娠等を内容化しているのであれば「予防」理論等との関連は不可欠である。それには a「感染予防の3原則モデル」があり、b クラークらの「第1、2、3次予防のモデル」がある。

iii) 人間が病めば、その病種が何であろうと、年齢、性別、職種が何であろうと「病者」「障害者」としての存在は避けられない。むしろ、「病者の行動・生活」の様態は、経済的水準、地位、権力、名声等の社会的階層、階級、文化的条件等によって大きく異なる。「病者の行動、生活」の事実が「記述」「説明」されていないのである。殊に血友病等もエイズ感染者やホモ・ゲイのエイズ者への社会的差別・偏見・抑圧・支配等である。STDなどに関わるのは Agent としての病原体・微生物だけではない。

iv) Sex Worker・売春婦、売春夫等の存在である。病者には身体的なバイオメデカルに病者であることもあれば、メンタルな病者、障害者も存在する。これらの社会的被差別者の存在と問題は ASHA では欠落している。

v) 血友病等の「エイズ感染に関わる薬害」とその生起メカニズムについても欠落し「社会的要因構造」として ア、製薬企業の利益優先 イ、医薬行政・官、ウ、御用研究者、エ、利権政治屋との関係・癒着の存在、事実は内容化されていなくてはならない。「薬害・行政害は利権と結んでやってくる」である。

vi) Sexuality の概念は提示されたが、あちこちに Sex Role があり、幼稚園段階では Gender Role がある。だが、これらの関係については述べられていない。また、その差異は何なのかも説明がない。辞典的に生物医学的差異が Sex であり、社会的文化的差異の方は Gender である。2項分離的・2元的男と女との関係である。

vii) だが、現実には「2元的分離枠」で「記述」「説明」できないものがある。それは Inter Sex²⁶⁾があり、トランスジェンダー等があるからである。2項化ジェンダーの「その間」にいろいろな Sex があるからである。「半陰陽」と呼ばれる Sex があるからである。

viii) この存在事実は、先述の「性的指向性」との関係を見ると、さらに複雑になる。指向性だけではない。彼／彼女の性生活・性行動の内容である。同じく、ジェンダー枠との関係である。社会的構築概念としての「2元的男・女枠」による権力、制度化、差別、偏見等の問題である。その中の1つが権力としての機能であり、「Inter Sex」者の行動、生活への抑圧、差別、支配、偏見等である。これは先の iii) 病者、障害者、の行動、生活に関係して大きな問題である。身体的な病態・病者だけではない方である。つまり、心の精神の方の障害者、Inter Sex 者の自己の性自認、混乱、

同一性障害の問題である。

このことはSIECUSのカリキュラムについても同様である。だが、「シーカス」で優れているのは、初めに学校保健教育界では世界的に著名なSHESを参考にし、基本的モデルにしてことである。それに比べると日本国の方は、どうかである。「シーカス」は1991年である。SHESは1967年である。約25年後でも研究、検討し、それをモデルとしてガイドライン（Guideline for Comprehensive Sexuality Education）の作成に当たったのである。

1980年代の日本国の方は何をしていたか、である。これまで「あらぬ方向」に動いた、と繰り返し述べたのは、これがその一つである。批判にも評価にもならぬ紹介的論評、言説と無視的態度で1980年代は終わったことになる。「シーカス」の優れた長所はASHA以上に、多くの内容を持っている。シーカスについての詳細は学会等で多くの述べてきたのでここでは省略することにした。但し、概念化、構造化、レベル化等はSHESのモデルを高く評価し、これを踏んでいる点は再々度、強調したい。わが国でも「知識・情報爆発」の状況・事実は当面している問題であり、あったのである。SHESがそれを示し、理由の一つにして概念化、下位概念化した。わが国でも同様である。だが、その間にわが国の方は何をしたか、である。「モデル」を嫌い、構造化を無視し続けた“Consequence”の「差異と後れ」は大きい。だが、問題はなくはない。「シーカス」でもGender枠はASHA同様、内容が薄い。また、問題性、問題水準次元（D-2）²⁷⁾の構造を欠いている。「予防概念」はあるが（D-2）がないと、「第1, 2, 3次予防」の理論も概念も関連、構造化は曖昧、粗雑なものとなる。

8 母体としての保健授業の基本的概念、具体的内容となる事項の日米の差異・ずれ・後れ

だが、それでもSHESから、SIECUSからも学ぶべきことは少なくない。先にSHESと「シーカス」との関係について触れた。SIECUSで学ぶべきことは単なる比較とか紹介ではない。「どうしてシーカスのガイドラインが出来たか、どんな考え・原理で性教育の6領域構成とかSubconceptにLEVELの構造になったか」の研究、検討である。今から40年ほど前にSHESのHEALTH EDUCATIONが出た。その際にも学会レベルでそれらに類した紹介、説明がいくつかなされた、だが、それ以上の検討、研究は深まらず、その後、学会レベルでの研究発表、共同的研究発表は「消えて」いった。「シーカス」は上述の通り、SHESのカリキュラム構造の構成をモデルにしたのである。このSHESからの学びの必要性和これまでのSHESに対する紹介、批判の問題については機会あるごとに「紹介、説明だけでは進まない」ことを述べて来た。

この2006年の日本エイズ教育学会でも、繰り返した。わが国で多少とも類似した構成をもつものがあるとすれば、やはり、小倉教授の「5、6領域私案」構造である。① Key Concept、② Subconceptの構成があり、③ レベルの構成があるからである。この私案・カリキュラムの問題は古く、学校保健学会でも繰り返した。このSHES構造的構成を試案として提示した氏が、どうしてSHESとの比較検討を、Subconceptやレベルの目標（ブルーム）や内容に互って研究しなかったか、は未だに不可解である。「5、6領域」のからキュラムの中には「性もタバコも、アルコール」等が全て抜け落ちているのである。このことは森についても同様である。（資料3参照）小倉は1974年の「現代保健科教育法」の前書きの中で「第8章（性教育）は本来、学校教育全体に拘わる問題であるが、ここでは保健の観点から基本的な問題と教育内容のアウトラインを示すことにした。」と述べている。これからも分るようにC. E. ターナー等の健康教育の専門書やSHESを知りながら、

最終の段階まで母体としての健康教育の中での位置づけ、構造化には 反対、消極的であったのである。無論そのことで、小倉の優れた教育内容・構造化の私案・試案の価値がおちることはない。

資料－３－③

その他の自主編成試案

個人レベルの研究でも自主編成試案が出されている。自主編成を進める際の参考までに二、三の試案をあげておこう。

(1) 小倉学氏の6領域試案

第1領域 人体の構造と機能

- ①人体の各器官・系統は固有の構造と機能をもつとともに、各機能相互間には関連がある。
- ②人の精神と身体の機能には相互関係がある。
- ③人は遺伝と環境条件の影響を受けて、発育・発達、成熟、老化の過程をたどる。

第2領域 環境と健康

- ①人類は、環境に対して生物学的適応と文化的適応とによって健康を維持する。
- ②環境条件には、人類の生存と健康にとって不可欠な条件と有害な条件とがある。
- ③人類生態系を無視した経済成長と技術革新がもたらした環境汚染は、企業責任、行政、住民運動によって予防、改善されねばならない。

第3領域 疾病予防

- ①人間の生活を妨げる病気は病因・人間・環境の3要因によっておこるので、その予防対策は3要因に指向されねばならない。
- ②病気の経過は早期発見・治療・リハビリテーションによって左右される。
- ③疾病の予防・治療に関する人々の行動には、社会的条件がある。

第4領域 安全（災害防止）

- ①災害は、環境要因と人的要因とによって発生し、その多くは防止可能である。
- ②交通災害・労働災害の発生と防止策には、一般災害との共通性と同時に特殊性がある。

第5領域 労働と健康

- ①労働と運動による消費エネルギーと疲労は、栄養と休養などによって補給、回復される。
- ②労働者の健康は、作業環境・作業条件および社会・経済的生活条件によって左右され、歴史的に変化してきた。
- ③労働者の健康・安全は、使用者ならびに国によって保障されねばならない。

第6領域 集団の健康（公衆衛生）

- ①公衆衛生は歴史的に変化してきたが、現代の公衆衛生の諸課題には要因と対策がある。
- ②公衆衛生は国の行政政策と専門職員の活動、国民の学習・組織的活動によって向上する。

(2) 森昭三の自主編成試案（1982年）

〈小学校における保健のカリキュラム〉

第5・6学年

(イ) からだのしくみとはたらき（8時間）

呼吸器、循環器、消化器、感覚器（目、耳、鼻、舌、皮膚）、脳・神経と骨・筋肉の大まかなしくみとはたらきをとらえさせる。この場合、呼吸器では空気条件と、皮膚では寒さ、暑さといった外界の諸条件との対応という形で構造化し、環境に対する関心を育てたい。

(ロ) 運動、疲労、休養（睡眠）の関係と健康（2時間）

(ハ) 食事（栄養）と健康（2時間）

(ニ) からだの変調や病的症状の原因とその見つけ方（2時間）

見つけ方では体温、脈拍、便や健康診断をとりあげる。

(ホ) 病気の3要因とその予防（4時間）

昔と今の病気の違いなど病気の推移をとりあげ、どうして新しい病気が生まれたか、また、国民の健康を守るためのしくみとして私たちの周囲の医療機関や医療のしくみについてもふれる。

(ヘ) 交通事故の原因（3要因）とその防止及び救急処置のしかた（実習）（4時間）

〈中学校における保健のカリキュラム〉

(イ) 人間の生命と身体（10時間）

①人間の生命の起源と歴史（からだはどのようにつくられてきたか）

②心身の相関（現代人と心身症）

(ロ) 環境と健康（10時間）

①人間のからだの適応のしくみとその限界（暑さ、寒さと体温）

②環境汚染の原因とその対策（四日市ぜんそく、水俣病）

(ハ) 疾病や災害の予防及び救急処置（15時間）

①病気の3要因とその予防（インフルエンザと成人病）

②災害発生要因とその予防の原理（水害と労働災害）

③応急処置の理論と実習（捻挫、骨折、人工呼吸法）

(ニ) 労働の健康（10時間）

①作業環境・作業条件の変化と労働者の健康（オートメーション化・合理化と労働者の健康）

②労働者の健康を守る法や制度（労働運動の成果としての労働者の健康管理の今昔）

(ホ) 国民の健康と社会（10時間）

①人類と病気とのたたかひの歴史（結核とのたたかひ）

②社会における健康を守るしくみ（医薬品とスモン）

(注) ①これらはカリキュラム構造化、構成研究の欠陥を示すものであり、大きな教訓とされなければならない。

②だが、2006年の現在でも、性教育は云うまでもなく、健康教育、安全、タバコ等のカリキュラム研究、構造化、概念化等は欠落したままである。

③病者の行動、生活の事実、医療、福祉、保険、保健等の問題領域は欠けたままになっている。

(内山)

これらは海外、ことにアメリカの健康教育のカリキュラムとの大差・大きなズレとなっていたの

である。1950年代の健康教育の名著である C. E. TURNER の School Health and Health Education には性教育やタバコ、アルコール等がある。これらについても古く触れた。大學教員・研究者、殊に「私は健康教育の専門家だ」と称する者には「実態調査」だけをやっていれば済むことではないし、外的事項の法制的事項や教育内容・カリキュラム等の紹介、説明だけに終わってはいけな

いのである。

先の小倉は1974年に「健康と運動」(第一法規)⁶⁾を著している。その中で「① 人体の構造と機能」の領域における「基本概念 三 人間は遺伝と環境条件の影響をうけて、発育・発達、成熟、老化の過程をたどる」とし、要素(一)において「…思春期発育・性の分化」かすかに「性」に触れている。これに対して同年・1974年の大修館の「現代保健科教育法」⁸⁾の中ではこの「(1)」領域を数見が担当している。5領域の中の第一領域である。そこで氏はこの中の資料3-①、②(省略)に示すような性に関する事項を入れている。これは、性教育の内容としてはほんの一部である。だが、保健教育との位置づけ、関連づけは不可欠であったことになる。

無論「ヨコ」の関係も「タテ」の関係もほぼ「空白」・欠落であるが、これを「人体の領域」限定すること自体、無理な話であり、論理性も理論性も欠いたものとなっている。小倉は1981年の大著「中学校保健教育の計画と実践」⁷⁾を出している。そこでも性教育は枠外であり、「埒外」となっている。P51には「…性差がある」としながら、「性差」の内容の展開は第一領域に限定されている。P223に「性機能の発達」があるが、保健教育としての性教育の内容はこれだけではないことは言うまでもない。1967年のアメリカの学会・ASHAのSex Educationのカリキュラムには中学校の内容として「性病」・Venereal Disease、性交、妊娠、レイプ、ベッティング」などがある。この差は大きい。高校では「同姓愛・ホモ」等がある。この差も大きい。

SHESとの関係では小倉の構造化の業績は唯一であり、大きい。確かに1980年代わが国の保健研究でも基本的概念を提示する者はいた。だが、SHESのような構造化とか概念的アプローチをモデルにした者はいない。第一にモデルの検討とか概念的アプローチを点検、評価したり、批判した者は少なくとも学会レベルでは存在しない。「あんな粗雑なモデル」とか「抽象的な概念をいじってみても現場には役に立たない。」といった粗雑な言説は学会レベルでも少なからず耳にした言葉であった。小倉は「ターナーもグラウトもアービンも」大学院のテキストとして使用し、良く引用して説明した。だが、ASHAの“Sex Education”は教材に使用したり、話題にしたりすることはなかった。

これは真に奇妙なことであった。そのようなこともあってか、1960年代、1970年代の日本国の純潔教育については学校保健学会レベルで「点検評価」することも、批判する者も、「こと」も殆んど存在しなかった。小倉の構造化がわが国では優れていることは言うまでもないことを繰り返して述べてきた。だが、SHESの構造化と比較する時、差異・欠点・欠落がないわけではない。それには3つあり、①つはWHOの定義による「身体的次元」「精神的次元」「社会的次元」(ヨコの次元・3次元)であり、これと②、レベルの「I、II、III、IV」(タテのレベル)との構造が10のコンセプト領域にそれぞれある。だが、小倉の方は(タテ)のレベルだけである。

また、これは1967年のASHAのものも(ヨコ)の3次元構造となっている。同じく、1991年のASHAも同一の(ヨコ)の3次元構造となっている。

もう一つの差異・欠落は「目標の構造化」である。SHESの方は③ブルームの目標分類を改定し

て Psycho-Motor を Action Domain⁴⁾ としている。これらを総合的に見ると前半の①、②、③と後半の①、②、③の要素、基本的事項が SHES の構造化、概念化、現代化論の原理となっている。

小倉以外の保健教育カリキュラムの私案や共同研究の成果がその後、いくつか出されたが、これらを「現代化、構造化、概念化」論等でみると全て「論外」のものばかりである。「モデルなんか…」とか「粗雑な…」ということなら、しっかりと検討、批判すべきことだったのである。「シーカス」は 2004 年の第 3 版でも SHES の構造化等をモデルにしている。この大差からの学びは大きい。

9 健康教育、性教育、安全教育等カリキュラムの構造的構成の必要

近年では再び安全教育、タバコ、アルコール、ドラッグ教育等の領域で「カリキュラム」の提言、言説があるが、奇妙な「安全教育カリキュラム」と述べたようなまで「出現」している。これらを奇妙なとか珍妙な、と評したのは、これまでの行論でふれたようにカリキュラムとしての構造的構成の観点が欠落しているからであり、また、現実の生活世界の現象、事実と忠実、十分に反映していないからである。もちろん、これまでのアメリカの SHES や SIECUS のカリキュラム構成上の優れた点は、学すべきものとして「40 年の遅れ」があるとしても、問題がなかったわけではない。確かに彼らは（タテ）のレベルで（Ⅰ—Ⅳ）としているが、その根拠は何か、となると不明であり、科学的事実を根拠として提示、説明したものは無い。「どうして内容が低学年から高学年に移り、変化していくか」である。つまり、学習者の条件による成長、発達の差異への教育内容、方法等との対応、関連の構造化である。確かに SHES には 1961 年—1965 年間の長期に互る学習者の条件等に関する壮大な実態調査研究がある。もちろん、実態調査だけではない。先行文献・歴史的研究や保健教育実践に関するものもある。だが、これらが具体的作業において、どのような論理で、どのように関連づけられたかは不明であるし、その関連や構造化へのステップについても説明も無い。例えば、子どもの興味、関心、ニーズや知識の調査がある。即ち、II Health Needs, Interest, and Problem as a Basis for Curriculum Planning がある。40 年以上も前に、SHES は HEALTH EDUCATION のカリキュラム作りに「もの凄いことをやってくれたのだな」である。これは“SYNTHESIS OF RESEARCH OF HEALTH INSTRUCTION”²⁸⁾ の第 2 章である。この長期の作業の資金源はニューヨークのサムエル・ブロンフ財団の支援に依るものである。

だが、その壮大な研究結果の上述の報告書にはそれが無い。同じように第 10 章に「児童生徒や学生のみスコンセプション」がある。保健や安全に関する誤認識である。これもきわめて重要なことであるが、正答・誤答の○・×型の質問調査法によるものである。これでは「○・×」の「間」や「外」の認識の内容がつかめない。量的アンケートである。「質的内容」（思考、推理、概念化、因果的関連づけや系統・過程、評価、意味付け）等が把握できない。しかも、上記の関連づけ、構造化については何も説明がない。これらのカリキュラムの構造化については 1986 年の水戸・日本学校保健学会の差異にも発表、説明したし、学会共同研究・性教育・成果報告・1991 年の鹿児島・日本学校保健学会の際にも繰り返した。

この報告、説明の際には「なんだか訳のわからぬことをかかってにしゃべっている」との批評が後で、学会役員からなされている。これでは「彼我の差」は大きくなるばかりである。同じように、これでは、小倉教授の 6 領域私案のカリキュラムの構造化の《意味》も「手続き」も理解されていない証になってしまう。世界的に有名なあのシーカスが「SHES をモデルにした」としているのに「日本国の関

連学会は、このレベルか」ということになる。もっとも、この優れたとされる SHES にしてもシーカス、ASHA にしても、問題の存在、その検討、研究が終わったわけではない。いずれのカリキュラムにしても内容としての事項・概念が「科学的事実」と「性、保健、安全問題への対応・方法、技術等の内容、適用」等が「問題水準、問題性、意味関連」の観点・軸を欠いたままになっていることである。

例えば、小倉の提示した6領域私案の下位概念の中に「…べきである」としている。数見も「現代保健科教育法・大修館」⁸⁾の中で「…べきである」としている。彼らは「保健の科学を」と述べながら、どうして「科学」から「…べきである」が出現、導出されるのか、である。「…べき」は「科学」の「理論」ではない。「理論」は「記述」と「説明・予測」である。存在・所在の様態の分節化、概念化・構造化による「記述」と「説明」である。このことも繰り返し述べて書いた。40年以上も前のことである。「…べきである」ためには何が必要であるか、である。先方のASHA, SHES, SIECUSにも「ナイ」ことをやってしまったのである。

10 SHES 等からの学びと問題点及び具体的性・エイズ教育実践・カリキュラム、教材、病者の行動・生活

SHESは少なくともカリキュラム構成の要素を上述の通り①～⑥の「6つの要素事項」で構造化した。これらは後続の研究者・学習者が学びとり、点検、評価すべき内容だったことになる。先述の「…べきである」をSHESの10概念と下位概念について見ると、3つの上位・Key Conceptにも「ナイ」し、10 Conceptsにのめない、これが下位概念にあることになっていたら、論理的破綻になってしまう。「ナイ」のである。“Should be”とか“Must”“Have to”は無いのである。同じくしてASHAにもないのである。「構造化」は詳細、正確、精密に学ばなくてはならない。そうではなく、採択、引用を拒否、反対するのなら「点検評価」し批判しなくてはならない。健康教育のことだけのことではない。性教育も安全教育も、である。かつて、わが国では昭和40年、50年代に、教育学者広岡亮蔵流の「構造化」論が流行った。多くの研究者が活用し、引用した。この種の基本的な原理面は当然のことである。だが、これを具体的なカリキュラム構成の検討、作成の作業にすると、原理的観点だけでは足りない。奇妙な構造化カリキュラムとか教材が各教科で出現し、流行った。上述のSHESの構造化と比較するとどうなるだろうか。6つの要素の構成・原理である。比較など論外であろう。それが流行ったのである。そして消えたことになる。

SHESのように壮大で具体的な作業・構成になると①時間がかかる、②資金も必要だし、③単独では無理である。「共同」の「研究者集団」による継続的作業が必要となる。先述の「6つの要素事項」の提示、説明もなく権威的に領域を示したところで、「私案」が夢想・幻想が妄想になり兼ねない。構成のための論理と理論的背景との関連である。さて、このへんで外的事項である研究、理論面の事項から、具体的現実的はエイズ教育実践に関わる教育内容・教材面にふいれることにしよう。むろん、SIECUS やASHAのカリキュラム内容の問題・批判が終わったわけではない。「Sex、Gender、Sexuality、2元・2項的分離概念、本質主義、社会構築主義」等の問題は「第17回日本エイズ教育学会」触れたとおり大きく残された問題となっている。

第9章で触れたようにa、性、エイズ現象、事実には問題性があり、それぞれb、問題水準があつて、そのc、対応関係において多くの意味関与、付与がなされている。b、の問題性の一つに①生

物医学的問題ではなく、対応の関係、医療、保健、福祉教育等において「規範、秩序、統括、規準、道徳、倫理」等の問題があり、密接に関係している。「善悪の問題」であり、「損得、利得、等の問題」である。ここに至って、はじめて教育における「ベキ」が関係してくる。この次元・軸なしに、つまり、道徳、規範、倫理次元なしに人間の行動、生活には「ベキ・当為」は存在しえないのである。だが、ここではカントやセン、ロールズ等の議論の外的事項には立ち入らない。筆者はこの次元を「第2次元」として、クラークらの予防の理論を批判して来た。1982年の「健康傷害と予防」である。病者、障害者、(逸脱者)からの反対の矢印の欠落である。その後、IUHPEのポスターセッションでもの繰り返した。第2次元(D-2)の不可欠性である。クラークらのモデルだけではない。SIECUSもASHAも、である。

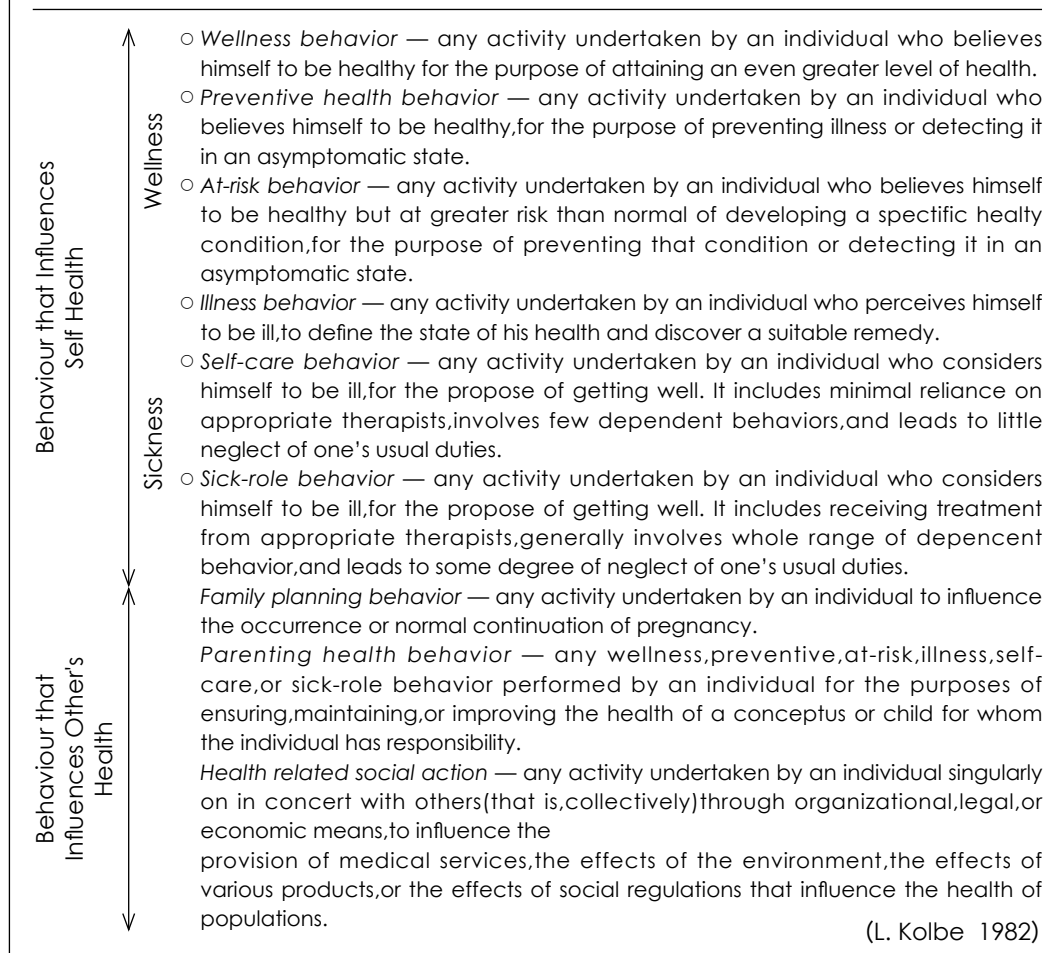
エイズ教育の問題に絞ることにしよう。エイズの問題は問題水準との関係で重大なものは何か、であり、それはエイズ教育の課題として何が“…should be taught…”であるか、である。身体的生理・病理的問題とその水準だけがエイズ感染、病者の問題なのではない。彼らの健康水準における行動や生活における問題である。図1は健康水準毎の病者等(Host)と他者(医療者、保健・福祉、教育、行政等)との多種多様な関係を「内的事項から外的事項」にわたって示したものである。

現代人、若者の性行動は多くの歴史的文化的規範や慣習から抜け出してからかなり広く、深い。①性交経験率の増大と②低年齢化、③セックスパートナーの多様・多人数化、④ブルセラからデリヘル、援助交際、不倫等で性的関係行動はかなり無意識、無自覚的フリーである。「セックスして何故わるい」「援交してどうしてわるいのだ」等の⑤言説や風潮は自然、当然のごとくそれらの背景となって広がっている。それにポルノ・性産業の拡大、非潜在化である。

筆者が高校1年生対象の保健授業で頻回に用いたものが図1である。これは図1等のいくつかのモデルを単純化したものである。健康水準のモデルにはクラークの予防の5段階のモデルもあれば、H、ホイマンやロジャースにソロクンのモデルもあり、論文、著書等で多く述べ、説明した。図2はKOLBEの病者等の行動と健康水準との関係のモデルである。しかい、これらは専門的であり、複雑なので中学生や高校生レベルでは無理である。これまでの養護教諭や小、中学校の教員研修会では「3段階モデル」の実践例を述べ、説明して来た。図1はそれを示したものである。図1、2から分るように人間は一生を通して、健康な時もあれば、その過程で病気や傷害、事故、事件に関わり、巻き込まれ傷害化、病態化、障害化することがある。その状態が軽いものは治療・医療、看護、リハビリテーション(クラークの予防の段階)等によって健康状態に回復したり、悪化を防いだり、その状態をほぼ維持していることがある。図2の第2水準である。ところが重病で病態が悪化し医療のレベルから、さらに、下位化することがある。それが接近死(Approaching Death)の状態である。

エイズの感染・ネットワークの拡大については、エイズか感染者の行動、生活との関係である。これが他者関係において重大な問題となっている。それは無自覚的で「多様な他者関係」が長年に互って行われることによるエイズ感染の事態である。特定の人物とか地域、風俗・性産業街との関係なしに拡大、拡散したエイズ感染のネットワークの中での感染者の存在である。その中で認識、理解どころか問題意識も無く、他者関係が感染の関係として存在していることに無自覚的状况である。後で重ねて述べることになるが、保健所、拠点病院等での報告データが「HIV < AIDS」になる状況は非現実的であり、非科学的である。HIV感染者対AIDS患者の比率は少ない報告でも2

図2 A Typology of Health Related Behaviors



>1であり、多くは5>1となっている。それが逆の不等号になることは両者が年次報告データの増加の推移から見ても不合理なことである。感染者の行動、生活の問題である。

11 エイズ感染源・対象認識、エイズ状況・病者等認識とその現実とのズレ

約20年ほど前のエイズの感染源・対象者に関する筆者らの保健認識の調査では「ホモ・同性愛者、ドラッグをやっている人、注射の廻し打ちをする人、外人の売春婦、血友病の人」等であった。その頃、アメリカではレーガン大統領の「4H」がその対象とされた。保健認識調査の対象は高専生と茨城大学生等であったが、4Hの一つ「ハイチアン」はなかった。

その他の感染源については「蚊やノミ、シラミ」等や「同じ食器」「入浴」「ハンカチ、タオル」「トイレ」「握手」「キス」「衣服」「せき、くしゃみ」「とんだ唾」「そばにいる時の空気」などが多くの調査であげられた。ところで看護学系学生が教科書として広く用いられている「公衆衛生学・メデカルフレンド社」(2006年)は次のようにエイズについて書かれてある。「エイズの危険因子のパターンは大きく3つに分けられる。すなわち米国やヨーロッパのように患者の70%が男性同性愛者、

十数%が薬物乱用者であり、異性間の性的接触者は5%前後、凝固因子製剤の使用率が数%といった欧米型、アフリカ州のように異性間性的接触が80%で、男性同性愛者5%、薬物乱用者1%といったアフリカ型などがある。このほか日本のように、凝固因子製剤の使用者が多数を占めるといった特殊なパターンをとるものもある。」これでは日本国の状況がどちらの型なのか判らない。このようなエイズ教育、情報の内容が専門の医療界、看護界や健康教育界で用いられていると、一般大衆、国民は現在でもこのままである。21Cにはいいっても高校生対象や短大生対象の調査では、このA型（欧米型）に近い「亜型A型」の状況認識の結果がでている。

このようにエイズ状況の知識や認識になるとどうなるか、である。エイズ①問題の重要性についても、その②「対応・予防」についても「他者ごと」「他人ごと」となっている。だが、その現実には厳しい。「同性愛者関係によるエイズ感染」とか「ドラッグユーザーや売春婦・セックスワーカー等による感染」だけではない。それよりも「別途」による日常的感染である。エイズ感染者は特定の世代20歳台、30歳台に集中しているわけではない。拡散し10歳台も70歳台も、である。異性交遊、交友関係、不倫関係、デリヘル・バイト少女、援助交際・女子中学、高校生等の「異性間性的接触」によるものの増加・増大である。当然、夫婦間、恋愛・恋人間も、である。中学生、高校生の性交経験率も増加し、しかも、「もと彼」「モト彼女」のごとくセックス、パートナーも、かつての恋愛・純愛関係のように「1:1」関係など殆んど無くなり、20年程前のアメリカのSex Partnerの状況になっている。広範囲のネットワークの拡大化である。

問題は図2に示したHIV感染者の行動、生活と意識、認識の状況である。「まさか、あんな真面目で一流大学の彼が、彼女が……であるなんて！である。STDの方は多くが症状の発現が、一般的に短期間のものが多いし、視覚的にも、痛覚的にも意識化は早期である。エイズの方はそれが長い。「長期の不顕性感染」の状態のため意識も認識・自覚もない。そうなるとうどうなるか、である。「SW」・風俗店、ホモゲイ等との性的関係だけが感染源の対象として意識化、言説化、教材化されたままであると、現実の感染状況との「ずれ」が大きくなり、公衆衛生として、ヘルスプロモーションとしてのエイズ予防はますます「見当はずれ」になってしまう。

エイズ教育の内容化はこの程の現状事実の認識とその問題性、状況・事実の意味についての学習の必要である。上記した公衆衛生学の記述内容だけのことではない。学校教育として用いられている保健の教科書教材等の内容である。同じように大学保健教育の内容である。

先述したように、一般的にエイズ病者より感染者の方が多い。その比率はHIV / AIDSは2:1とか3:1、10:1が日本の報告書・全体的なデータとなっている。だが、これは各県、各地区でこの比率になっているわけではない。これらは公的エイズ検査、病関係の拠点病院・保健所への「報告された」データである。全員が報告しているのではない。「どうしよう」「困る、バレたら大変なことになる」「まあ、大丈夫だろう」等の迷い、悩みで感染者であり乍ら「報告、データ」に入らないものがある。

通常はHIV > AIDSである。これは世界的に見てもこの関係にある。だが、これが、この「不等号」がHIV < AIDSになったり、HIV = AIDSとなったりすることなくはない。実は存在したのである。筑波病院・院長である福田²⁹⁾はHIV < AIDSの状況を次のように報告している。「茨城県の累積統計ではHIV > AIDSとなっているが、1998（平成10）年以降の年間発生数ではAIDS > HIVとなっており、未だAIDS発症後HIV感染が判明する等、早期発見の遅れが問題となっている。」

全体的に HIV 感染者もエイズ患者も増加しているのに、ある地区では HIV < AIDS となっていることは奇妙である。県内での拠点病院に行くと「バレ」てしまうから、と近県とか他県の保育所・拠点病院に出かけて検査を受けているのなら、まだよい。だが、不等号が逆になるほどのエイズ感染者が減少したことはどういうわけか、となる。「隠れ感染者」の存在である。それは「誰か」であり、「何処に住んでいるか」「誰と一緒に生活しているか」等である。「無自覚的」で「不顕性的」な感染者の存在と彼らの行動と生活である。

図3（割愛）は大学生にエイズ感染を結果とする原因追求の Cognitive Map 認識知図の調査結果（1995）である。教育学部3年生、4年生のものである。今、彼らは小、中、高校教員として勤めている。「性行為すればエイズ感染する」といったものから、相変わらず「ホモ・同性愛者」「麻薬使用者」等である。当時としては感染源対象者として当然の認識である。だが HIV のウイルスの侵入、感染の体内での成果の過程については欠落した回答が少なかった。

しかも、エイズ感染（者）と発病、予防等の保健授業を受けた筈（高校保健、大学保健等）のもので、この結果である。感染者、発病者の行動生活の認識を欠いていたのである。これらは実践的には、第2次・N次教材化、理論的には、性・エイズ教育カリキュラム内容、構造の改善に向けて、学習者の条件・ニーズアセスメントによる基礎的、基本的研究・実践上の課題である。

最後に1つだけ触れておきたい。ASHA も SIECUS も同じく 1991 年の出版である。その内容構成の枠組み・構造も大きく異なるが、key Concept も異なるものがある。

SIECUS の構造は 1967 年の SHES と殆ど同型であるが、ASHA の方は WHO 系（P、M、S）型である。その key Concepts にシーカスの方は Sexual Behavior があり、その下位概念・トピック4に Abstinence がある。「性の自制、節制」である。ASHA の方には、それがない。これは「純潔教育」のことではない。性衝動は双方にある。1967 年の ASHA にもある。

そして、その Self Control・Conscious Control もある。1967 年の方は “Should be intelligently controlled…” である。日本国でもアメリカの Abstinence という方法では、STD・STI・AIDS（HIV）の予防にはダメダ、失敗した、という者も出て来た。

それは性・エイズ教育の Goal と Objectives の中の一つである。さらに、内容や方法の中の一つである。予防の理論からも、何が失敗なのか、ダメなのかをしっかりと検討、研究しておくことが基本である。ASHA はそれを提示した。目的、目標の達成は、単一の方法だけで、また、特定の指導方法の善し悪しは、その結果からだけで設定、評価できるものではない。

指導方法を有効に動かすのは指導者の資質、能力、態度、Teaching Skill 等があるからであり、その他、（モノ）や（コト）の多様な内的事項の要因・条件が関係するからである。しかも、その組織的、計画的、日常的実践には、これら外的事項の枠組が関係している。

（注）1）本小論は第17回日本エイズ教育学会の学会長講演の際、論文説明及び配布資料の解説内容を8～11で補足したものである。

2）第17回日本エイズ教育学会時の配布資料は量的に無理なので割愛することにした。

参考文献

- 1）ASHA：Growth Patterns and Sex Education, JOSH. Vol xxx v11 No. 5a 1967
- 2）SHES：Health Education 3M Education Press 1967

- 3) ASHA : Sexuality Education with Comprehensive School Health Education 1991
- 4) 内山 源 : 健康教育内容の選択構成原理に関するもの 学校保健研究 1972, 1975, 1976
- 5) 内山 源 : 保健科の教育内容をめぐって : カリキュラムの改善に向けて 学校保健研究 25(3) p119-122 1976
- 6) 小倉 学 : 『健康と運動』 第一法規 p180-227 1981
- 7) 小倉 学 : 『中学校保健教育の計画と実践』 ぎょうせい 1981
- 8) 小倉 学 : 『現代保健科教育法』 大修館 1974
- 9) H. Hoyman : Health Ethics and Relevant Issues JOSH Vol 16 No.9 1972
- 10) H. Hoyman : Human Ecology and Health Education II JOSH Vol 16 (10) p538-547 1971
- 11) 内山 源 : 初潮の早期化と傾向と初潮指導に関する調査 学校保健研究 No89 p157-167 1967
- 12) 高畠・内山 : 母親の性のしつけの対する態度とその内容方法に関する調査研究 養護教諭の職務研究、第5集 p213-224 東山書房 1972
- 13) 伊藤・内山 : 学校教育における性教育の現状に関する実態調査 養護教諭の職務研究、第4集 p57-64 東山書房 1971
- 14) 内藤・内山 : 初潮指導の内容と方法に関する実態調査 養護教諭の職務研究3集 p221-228 東山書房 1970
- 15) 内山 源 : 保健科教育における性教育教材の構成について 茨城大学教育研究所 No.7 1974
- 16) 吉田・森編 : 『保健科教育』 ぎょうせい 1981
- 17) C. E. Turner : School Health and Health Education Mosby 1953
- 18) J. Foder and G. Dalis : Health Instruction Lea & Fobiger 1966
- 19) R. Meams : A History of Health Education Lea & Fobiger 1962
- 20) L. Irwin : The Curriculum in Health and Physical Education wch 1951
- 21) 日本性教育協会 : 『性教育 新指導要領』 小学館 1990
- 22) J. Butler・竹村和子訳 : Gender Trouble、Routledge 1990 『ジェンダー・トラブル』 青土社 1999
- 23) SIECUS : Guidelines for Comprehensive Sexuality education 1991
- 24) 内山 源 : 性教育カリキュラムと検討事項 学校保健研究 46(2) p 132-137 2004
- 25) M. Marmot and R. Wilkinson : Social Determinants of Health p318-338 Oxford 1998
- 26) S. E. Sytsma : Ethics and Inter Sex Springer 2006
- 27) 内山源、武田、松岡他編 : 『性の指導総合事典』 p29 ぎょうせい 1992
- 28) SHES : SYNTHESIS OF RESEACH IN SELECTED AREAS OF HEALTH INSTRUCTION, SHES, 1963
- 29) 福田 : 医療現場から見た HIV・AIDS 診療の現代と課題、月刊保団連、No.842、2004

愛の啓示——ノリッジのジュリアン：試訳—その3*

内桶 真二

52

神は、ご自身が我らの父であり、母であり、伴侶であることをお喜びである。そして、選ばれし者たちが、いかにこの世で喜びと嘆きがひとつとなったものを抱えているか。しかし、神は3様に我々と共にあらせられる。そして、いかにして我々は罪を犯すことを踏みとどまるか。それでも、天にいる時のように完全に罪無きようには決してなりはしない—— 52 章。

そしてこのように、神が我々の父であることを喜ばれ、神が我々の母であることを喜ばれ、神が我々の伴侶であることを喜ばれ、さらに、我々の魂が神の最愛の妻であるということを、私は理解しました。そして、キリストは、我々の兄弟であることを喜ばれ、我々の救い主であることを喜ばれます。私の理解するところでは、5つの高貴な喜びというものがあり、その喜びにおいては、我々が喜び、キリストを讃え、キリストに感謝し、キリストを愛し、終りなくキリストを祝しながら、我々が喜ぶことを、キリストが望んでおられます。

救われるべき者はみな、この世の暮しの間、我々自身のうちに喜びと悲しみが目を見張るほど混在しているのを経験します。我々は自らのうちに、我々の主であるイエスが復活するのを経験します。我々は自らのうちに、アダムの墮落という死に至る悪行の惨めさを秘めています。キリストによって我々はしっかりと養われ、キリストの恵みに接することによって、我々は救われるという確信へと高められます。そして、アダムの墮落によって、罪やいろいろな痛みを通じて、我々の感覚はさまざまに損なわれています。そのため、我々は暗やみの中におり、ひどく盲目で、ほとんどいかなる慰めも得ることができません。しかし、我々は心の中で神をお待ち申し上げており、慈悲と恵みを得ることを信心深く信頼しています。そして、これこそが神自身の、我々の中におけるお働きなのです。また、神は善性から、我々の理解の目を開いて下さり、それによって我々は見る力を手にし、受け取る力を神が授けて下さる度合いによって、時によく見え、時にはあまりよくは見えないこともあります。時に、我々はある高みまで引き上げられ、またある時はよそへと落ちることを許されます。そしてこのように、我々のうちにおけるこのせめぎ合いがとても甚だしいもので、自分自身のことも、あるいは同胞のキリスト者のことも、現在どういう状況にあるのか、我々はなかなか知ることができませんが、それもみな、この色々な感覚の大いなる不思議によるものなのです。しかし、我々が神を感じずる時に、心の底から、魂の限りに、あらん限りの力を込めて、神とともにありたいと神に同意する、という、まさしくそういった神聖な同意があります。そしてその同意によって、我々は自身の邪悪な誘惑や、霊的、肉的に罪の契機となりそうなすべてのものを、嫌い、見下すこととなるのです。そうしてそれにもかかわらず、この優しさが見えなくなった時、我々

は再び盲目な状態に陥ります。そしてさらに、種々の苦悩と苦難とに陥ります。しかしそのような時にも、我々が信仰において、我々の養い主であるキリストのお力添えを得て、決してそのようなことには組せず、そのようなことに対しては不平を並べ、苦痛と苦悩を耐え忍び、キリストが再び我々にお姿をお示しになるまで祈り続けるものなのだ、と我々の側で承知しているということが、我々の慰めなのです。

このように、我々は一生涯を通じて、この混ぜ物の中にいるのです。しかし、キリストが永遠に我々とともにあられる、ということを我々が信頼するようにと、キリストは望んでおられます。そして、それには3つのものがあります。キリストは天において我々とともにあり、我々を上へと引き上げて下さる、まさにそのお方です。そしてそのことは霊的な渇きにおいて示されました。そして、キリストは地上において我々を導きながら、我々とともにあります。そしてそれは第3の啓示において示され、そこで私は神を一瞬目にしました。またキリストは、我々の魂の中に永遠にお住まいになっており、我々を続べ養いながら、我々とともにあります。そして、そのことは、後に述べるように、第16番目の啓示で示されました。

このように、しもべにおいては、アダムの墮落に見られる悪行と盲目さが表されていました。そしてしもべにおいては、神の子の英知と善が示されていました。また、主人においては、アダムの苦悩に対する哀れみと同情が示されました。また、主人には、ありがたきみ子の受難と死によって人類が至ることとなった天上の高潔さと、尽きせぬ誉れとが示されていました。そしてこれがために、力づくみ子は下降をお喜びになります。なぜなら、人類が手にすることとなった、高みへの上昇と完全なる至福とは、み子が下降しなかった場合に人類が手にしたものをはるかにしのいで、余りあるものであるからです。そしてこのように、余りある高潔さを目にし、私の心は、しもべが転倒するのを目にしたのと同時に、神の中へと導かれました。そしてこうして、今や我々には嘆くことがあるのです。なんとなれば、我々の罪が、キリストの苦痛の源だからです。そして我々は、永遠の喜びというものも手中にしています。なぜなら、尽きせぬ愛がキリストを受難に向かわせたからです。ですから、恵みによる愛の働きを目にし、感ずる生き物は、何にもまして罪を嫌います。なぜなら、私の目には、すべてのうちで、愛と憎しみとがもっとも相容れがたく、計ることができない程に相反するものであるからです。こういったさまざまなことにもかかわらず、この世では天国にいる時ほどに完全な清浄さのうちに神聖さを保ち、罪を免れていることなど、我々にはできないということを、私は、神のみ心のうちに目にし、理解しました。しかし、聖なる教会が教えるように、我々は恵みによって、終りなき苦痛へと連なる罪を犯さずに済むでしょうし、我々の力の及ぶ範囲で、小罪を免れることができるでしょう。そしてもし、我々の盲目さや惨めさのために、墮落することがあったような場合には、恵みにやさしく触発されるのだということを知っていれば、すぐに我々は上昇し、罪の度合いに応じて、望んで聖なる教会の教えにもとづき自らを正し、愛のうちに即座に神に向かうこととなります。そして、絶望に傾き、墮落し過ぎることでもあります。一顧だにしないほど不注意ということもなく、ただただ、自らの弱さを痛感し、我々は恵みによる養いがなければ瞬きする間もやっていくことはできないということを悟り、神のみを信じ、敬意をもって神におすがりするのです。なぜならば、神の見方と、人の見方は、異なるからです。人にとっては、謙虚に自らを責めることがふさわしいのですが、我々の主である神の本来の善には、やさしく人を許すことがふさわしいのです。

そして、この2つが、いとおしきしもべが転倒する姿を見つめる際に主人が見せた二重の表情に示されたもののなのです。そのうちのひとつは、外的なもので、大きな哀れみと同情を伴い、とても謙虚で慈悲に満ち、無限の愛に関するものです。そしてまさしくそのように、我らが主は、我々が自らを責めるようにと、お望みです。しっかりと誠をもって、我々の墮落とそこからくる害悪を見てとり、我々がそれを決して元に戻すことができないことを理解し、得心し、そうすることで、主が我々に対してお持ちの尽きせぬ愛とあふれんばかりの慈悲を、しっかりと心から理解し、知ることをお望みなのです。そしてこのように恵み深く、両者を見知ることこそが、我らの主が我々に求める謙虚な自己否定なのです。主ご自身も、可能な時にはそれを行っておられます。そしてこれが、人間の生活の低い方であり、それは外面的な表情によって示されました。その表情の中に、私は2つのものを見ました。ひとつは、人の痛ましき墮落であり、もうひとつは我々の主が人のために行ったあがないです。

もうひとつの表情は内的に示され、より高みにあるもので、すべてがひとつのものでした。なぜなら、我々が低い方に見る暮らしと徳とは、高みから来るもののなのです。そしてそれは、恵みによって、自然な自己愛を通じて、我々のところへとやってきます。この両者の間には、まったく何者も存在しません。なぜならば、それはまったくひとつの愛であるからです。この究極のひとつの愛は、我々のうちに2つの働きをもたらします。というのも、低い方には、苦痛と受難や、同情と哀れみや、慈悲と許しや、そのほかの有益なものがありますが、高次の部分には、そのようなものはありません。ただ、ひたすら高貴なひとつの愛と、驚嘆すべき喜びがあり、その驚嘆すべき喜びのうちに、あらゆる苦痛が厳かに回復されるのです。そしてこの中で、善き主は、我々の救いのことだけではなく、主が、我々のすべての責めを永遠の誉れへと変えながら、もたらして下さるありがたき気高さをも示して下さいました。

53

神の優しさとは、選ばれし者にいかなる責めをも負わせぬこと。なぜならばこの者たちには、決して罪を犯さないというすばらしき意思があるからである。というのも、哀れみ深さというものが、この者たちととても密接に結びついているがために、神から決して離れることができず、ずっと守られているということがその者たちの本質であるから—— 53 章。

そして、救われるべきどんな生き物の墮落も、アダム墮落よりも神が悪く考えているものはない、と我々が知ることを、神がお望みであると私は知ったのです。そのアダムも、いつでも必要な時には、終りなく愛され、しっかりと養われており、至福のうちに、あふれんばかりの崇高な喜びをもって今や回復されていることは、我々の知るところです。というのも、我々の主である神は、はなはだ善で、とても上品で、ことさら優しく、神を祝福しほめ讃えるであろう者のことは、どんな者でも決して責めたりはなさらないお方なのですから。

そしてこの、今私が申し上げたことのなかに、私の望みに対する答えが部分的に与えられており、私の大きな懸念が、我らが善き主のすばらしくありがたい啓示によって幾分和らげられました。そ

の啓示において、それぞれの救われるべき魂には、決して罪を犯さない、これからも罪を犯さない、というすばらしき意思がある、ということ、私はとてもしっかりと目にし、理解しました。その意思とは、とてもすばらしく、決して悪を望むことをなし得ず、常に絶えず善きことを望み、神のみ前で善をなすものなのです。したがって、我々がこのことを信仰と信念において知り、また、特に、我々の主であるイエス・キリストのうちなるこのありがたきご意思をそのまますっきり受け入れることを、まさしく我々が主はお望みなのです。なぜならば、天を満たすものと同じ自然が、神の義によって、神と結び合わされひとつになって、天で神から決して離れることもなければ、離れてもいけない本質とともに養われていなければならないからです。そしてそれは、神の先見の明ある無尽の目的のうちに、神ご自身の善きご意思と一致したものでなければならないのです。そして、この義しき結びつきと終りなき結合にもかかわらず、人類のあがないと復活とは、我々の信仰において聖なる教会が同じ意図を持って同じ目的のために教えるように、何事においても必要なもので、また有用なものなのです。

というのも私は、神が決して人類を愛し始めることにはない、ということを理解したのです。なぜなら、人類が神のみ業に関して、神の喜びを満たしながら尽きることなき至福のうちにあるように、まさに同じその人類は、神の先見の明のうちに、神の義しき目的にたがわず、太古から神に知られ、愛されてきたのですから。三位一体の神の各位格が完全に一致して、永遠にお認めになったことにより、その取りなしをなすお方が、このすばらしい性質のもととなり、中心となられ、我々はすべてそこから発しており、我々はみなそのお方に包まれており、我々はみなそのお方へと向かうのです。そのお方のうちに、太古から至福の三一神すべての先見の明あふれる目的にかなう、我々の喜びが尽きることなき全き天を見出すのです。なぜならば、我々をお造りになる以前に、そのお方は我々を愛しておられたのですから。そして、我々は造られると、そのお方を愛したのです。そしてこの愛は、聖霊の善の元来あるべき本質から成っており、父の力故に力強く、子の英知をもった心を通じて賢明であるのです。そしてこのように、人の魂は神から造られており、この点で神と結びつけられているのです。

そしてこのように、人の魂は何かからできているのではない、それはすなわち、造られた何かから造られたものではない、ということ、私は理解しました。それはつまり、神が人の体をお作りになろうとなされた時、神は大地の泥を、つまりあらゆる形あるものを寄せ集めたものを、お取りになり、それをもって人間の体をお造りになりました。ですが、人の魂をお造りになられる際には、神はまさしく何も用いず、ただお造りになられたのです。ですからこのようにして、その自然な姿は、義しく造り主と一体となり造られたのです。そしてそれは、造られたものではない、という本質的な自然なのです。それはすなわち、神なのです。ですから、それゆえに、神と人の魂との間には、何ものかが介在するというような可能性は寸分もなく、今後もそのようなことは起こりません。そして、啓示にみられる事柄が意味し、示すように、この尽きることなき愛のうちに、人の魂は安全に養われているのです。尽きることなき愛のうちに、我々は神によって導かれ、養われており、決して迷い子となることはないのです。なぜなら、神は我々に知って欲しいのです。我々の魂とはいのちであり、そのいのちは神の善と恵みからくるものであって、神を愛し、神に感謝し、神をたたえながら、天で無限に続くものである、ということ。我々に終りがなく、ということとまさに同じように、我々は、太古から、神のうちで、大切にされ、隠され、愛され続けてきたのです。

ですから、これまでに造られたものの中でもっとも気高きものは人類であり、また、もっとも大切なもの、そしてもっとも気高き徳は、キリストのありがたき魂である、と神は我々に知って欲しいのです。ですから、キリストのありがたき魂は、造られた時に、神と大切に結び合わされており、その結び目は巧妙で、神と強く結ばれてひとつとなっており、それは結ばれた際に永遠に神聖なものとされた、と神は我々に知って欲しいのです。さらに、天国で永遠に救われるべき魂はみな、この結び目に結びつけられひとつとなっており、この聖性において神聖なものとされること、我々がそのことを知るように、と神は望んでおられるのです。

54

神は我々の魂の中にお住まいで、そして我々の魂が神のうちにあること。このため、神と我々の魂との間には何物も存在せず、あたかもすべてが神であるかのようなことを、我々は喜ぶべきこと。そして、聖霊のおかげで、信仰がいかに我々の魂にとってすべての徳の基となっているか——
54 章。

そして、神が人類皆に対してお持ちの、無尽で大きな愛の故に、神はキリストの至福の魂と、救われるべきものの中でも最も劣った魂の間においてでも、愛についていささかの区別もなさいません。なぜなら、キリストの至福の魂は、栄えある神性のいと高みにお住まいであり、そして実に、我らが主のみ心を私がお計りしたところでは、キリストの至福の魂が住まう所には、キリストによって救われるべきすべての魂の実質がある、と考へ、信ずることはとても容易なことなのです。我々は、神が我々の魂のうちににお住まいであることを、高らかに喜ぶべきなのです。そして、もっとさらに高らかに、我々の魂が神のうちに住まっていることを喜ぶべきなのです。我々の魂は、神のお住まいとして適するようにと、魂の住みかが神そのものとなるようにと、造られており、そして神は造られたものではないのです。我々の造り主である神が、我々の魂の中にお住まいである、と内的に見て知ることは、理解すべきもののうちでも高度なことなのです。そして、我々の魂が、それは造られたものですが、神の実質のうちに存在し、そしてその実質とは神であり、我々本来の姿である、と内的に見て知ることは、一層高度な理解なのです。

そして私には、神と我々の実質との間に、いかなる違いも見えず、あたかも、すべてが神であるかのようなではありませんが、私の心は、我々の実質は神のうちにある、つまり、神は神であり、我々の実質は神のうちにある生き物である、と理解しました。なぜなら、三位一体神の圧倒的な真実は、我々の父であるということなのです。父が我々を造られ、おん自らのうちに我々を養って下さっているのですから。そして、三位一体神の深遠なる英知とは、我々がそのお方の中にすっかりと包み込まれている我々の母のことなのです。三位一体神の高貴な善は、我々の主であり、主のうちに我々はすっかりと包み込まれおり、主は我々のうちにすっかりと包み込まれているのです。我々は父なる神のうちに包み込まれており、我々は子なる神のうちに包み込まれており、我々は聖霊のうちに包み込まれています。そして、父なる神は我々のうちに包み込まれており、子は我々のうちに包み込まれており、聖霊も我々のうちに包み込まれています。全能さ、あらゆる英知、すべての善、ひ

とりの神、ひとりの主。そして、我々の信仰とは、我々の自然な実質から、我々の五感をもった魂に、聖霊のお導きによって訪れる徳のことであり、そこから、我々のあらゆる徳が生ずるのです。ですから、その実質なしには我々は徳を授かることができません。なぜならば、我々は神を目にすることはできませんが、それは、本当の信仰と、我々の存在に対する確固たる信頼をもって、我々は神のうちにあり、神が我々のうちにある、と正しく理解することに外ならないことなのです。そしてこの徳は、神がお定めになった外のさまざまなものと共に我々の元を訪れ、我々のうちで大きなことを行います。なぜなら、キリストの慈悲にあふれたお働きが我々のうちにあるからであり、聖霊の恵みと徳を通じて、我々はキリストを喜んで受け入れるのです。この働きこそが、我々をキリストの子となし、実生活においてキリスト教徒となすものなのです。

55

キリストは、我々を導き、父なる神へ引き合わせて下さる道である。そして、そこで魂が肉体と一体となる時、慈悲と恵みが働き始める。また第2の位格は、我々を二重の死から救うために、いかにして我々と同じ肉の形をお選びになったか—— 55 章。

そしてこのようにして、キリストは我々の道であり、我々をしっかりとキリストの法のうちにお守り下さりながら、天国まで力強くそのお体の中に我々を携えて行って下さるのです。というのも、私は目にしたのです。キリストによって救われるべき我々皆をご自身の中にしっかりと保ちながら、我々を恭しく天の父なる神にお引き合わせ下さるのを。その贈り物を、父はとてありがたく受け取り、謹んで子に、すなわちイエス・キリストに、与えます。そしてこの贈り物と働きとは、父にとっては喜びであり、子にとっては至福であり、聖霊にとってはうれしきことなのです。そして、我々にかかわることのうちに、何にもまして我々がこの喜びのうちに喜ぶこと、すなわち、我々を救済して下さるありがたき三位一体の神のうちにあるこの喜びのうちに喜ぶこと、このことこそが我々が主には、もっとも好ましいことなのです。そしてこのことが、9番目の啓示によって示され、そこではこれについてさらに多くが語られています。また、我々の悲しみや喜びといった感覚にはかわらず、地上においてよりもむしろ天上において、我々がより確固としたものとなることを、神は我々に知ってほしいのです。

我々の信仰は、魂の自然な愛と、我々の理性の光明、そして初めて造られた時に我々が神から受け継いだ確かな心から、生じます。そして、我々の魂が肉体に注ぎ込まれる際にはいつでも、我々は罪深きものとなり、同時に大きな慈悲と恵みが働き始め、我々をいやし、哀れみと愛とで養って下さいます。そしてその働きの中で、聖霊が、我々の信仰のうちに、我々が我々の本質に立ち返る、つまり聖霊を通じて豊かに満たされたキリストの徳の中へ立ち返る、という望みを形作って下さるのです。このように、罪深き肉の体は、自然と、慈悲と、恵みとに基礎を置き、まさにその基礎というものが、永遠の生命へと我々を導いてくれる贈り物を我々が受け取ることができるようにしてくれるものなのだと、私は理解しました。というのも、私はとてもしっかりと、我々の本質は神のうちにあり、と理解しましたし、また、我々の罪深き肉のうちに神がある、と理解したのです。と

いうのも、我々の魂が罪深く造られた、というまさにその点に、太古から定められた神の街が存在するのです。そして神はその玉座にお着きになると、決して二度とそこから離れはしません。なぜならば、神が、永遠の至福のうちに手に入れた魂のもとを去ることは、決してないからです。そしてこれは第16番目の啓示によって示され、そこでは次のように述べられています。「キリストが我々の魂において占める場所、キリストはそこを決して離れはしない」

そして神は、造られたものに与えることができるすべての贈り物を、我々のために、子であるイエスに与えました。我々が大きく成長し、我々の魂が肉体の、肉体が魂の、それぞれがお互いの助けを必要としなくなるまで、自然に備わっている本性が働けるような体へと我々が成長するまで、その贈り物を、キリストは我々のうちに住まいながら、ご自身の中に包み込んでおいて下さっているのです。そしてその折には、本来の力にもとづいて、慈悲の働きによって、聖霊がありがたく我々のうちに永遠の生命に連なる賜り物を掻き立てて下さるのです。

そしてこのように、我々の魂が造られたものではなく、ありがたき三位一体神と同じように、3つの部分からなっており、太古から知られ、愛されていたこと、そして先に述べたように、造られる際に造り主と一体とされたということを、目にし、理解し、知り、承知するために、私の理解は神によって神の内部へと導かれたのです。この光景は、とてもすばらしく、驚嘆するばかりで、安らぎと平穏に満ち、確かで喜ばしいものでした。そして、神によってなされた魂と肉体とのありがたき統合のおかげで、人類は二重の死から救われるという恵まれた事態を迎えることとなったのです。ですが、この救いは、三位一体神の第2の位格が、人類の低き部分を引き受けるまでは現れませんでした。人間にとって、その高き部分は造られた際に、神に結びつけられていたものでした。そして、このふたつの部分がキリストのうちにありました。高きものと、低きものです。ですが、それはひとつの魂のうちにあるものです。高き方は、全き喜びと至福のうちに、神とともに平安に過ごしています。低き方が、それが肉にかかわるものなのですが、人類の救済のために苦しんだのです。そして、このふたつのものが第8番目の啓示で示され、感じ取ることができたもので、私の体がキリストの受難と死の感覚と心持ちとで満たされたのでした。そしてさらに、この時に、同時に私に示された高き部分の、かすかでひそやかな光景がありました。そしてその際には、何気ない申し出故に、私は天を見上げることができなかったのです。それは、力の限りにうちなるいのちを見つめていたからでした。そしてそのうちなるいのちとは、高き本性、あのありがたき魂であり、それは神性のなかで永遠に喜びに満ちあふれているものなのです。

56

我々の魂を知ることよりも、神を知ることの方がたやすい。なぜならば、神は我々の魂よりも、より我々に近いからである。よって、もし我々が魂のことを知りたいのであれば、神のうちに探らなければならない。そして、我々が自然な魂と、慈悲と恵みとについて知ることを望むのを、神は欲しておられる—— 56章。

そしてこのように、我々にとって神を知ることの方が、自分自身の魂を知ることよりも、より容

易なのだ、ととても確かに私は理解しました。なぜならば、我々の魂はとても深く神に根ざしており、終りなくとても大切にされているので、魂が結びつけられている造り主である神についてまず知ることなしには、魂については知ることができないものなのです。それにもかかわらず、完全さを求めるために、我々は懸命に心から我々自身の魂を知りたいと願わなければならない、ということを私は知りました。そしてそのためには、それがあつ場所、すなわち神の内部を探るように、と教え導かれるのです。そしてこのようにして、ありがたき聖霊のお導きによって、神を知ろうと掻き立てられたのか、我々の魂を知ろうと掻き立てられたのかにはかわからず、我々はその両者がひとつである、と知ることとなるのです。その両者ともに、善きものであり、真実なものなのです。

神は、我々自身の魂よりも、我々に近いものです。なぜなら、神は我々の魂がよつて立つ礎であり、そして神は、魂の本質と肉の部分とを、神へとつなぎ止めておく寄る辺であり、そのおかげで本質と肉とは決して分かれてはしまわないものなのです。なぜなら、我々の魂は、まさに安息のうちに神のうちにあり、そして我々の魂はまさしく力を持って神のうちにあり、また我々の魂は、初めから神の尽きせぬ愛のうちに基礎を置いているからです。それ故、もし我々が、魂について知識を持ち、魂と親しく交わり、交歓を得たいのであれば、魂が包み込まれている我々の主である神の内部を探るのが最適なのです。そして、この包摂について、後に述べるように、第16の啓示で、私はさらに目にし、一層の理解を得ました。

そして、我々の魂の本質と肉性に関しては、それらは我々の魂である、と間違いなく言えるものなのです。そしてそれは、神の中にある結びつきのことを意味します。我々の主であるイエスが座を構えるすばらしき街は、イエスが包み込まれている我々の恥ずべき肉です。そして、我々の生来の本質は、善性の中に、安らかに座すキリストのありがたき魂とともに、イエスのうちに包み込まれているものなのです。そして、神の深奥にまで導かれ、我々がまさに正しく我々自身の魂を知るまで、渴望し、悔い改めるのが我々にはふさわしいということを、私はとてもしっかりと目にしました。そして、この高貴な深奥へと、我々の善き主自身が、我々をお造りになられたまさにその愛のうちに、また、主のありがたき受難のおかげをもって、慈悲と恵みによって主が我々をあがなつて下さつたまさにその愛のうちに、我々を導いて下さるのだということを、私は本当に理解したのです。こういったさまざまのことにもかかわらず、我々はまず自分自身の魂について明確に知ることなくしては、完全なる神の理解に到達することはできません。なぜならば、魂が完全な力を手に入れるまでは、まったく神聖になりきるといふことは我々にはできないことだからです。そしてそれはつまり、キリストの受難のおかげをもって、我々の主が慈悲と恵みによって我々が手に入れることができるようにして下さる苦難の果実とともに、我々の汚れた魂が、本質へと高められるまでは、ということなのです。

私は幾分このことをかいま見ました。そしてそれは、自然の本性に根ざすものなのです。それはつまり、我々の理性が、本性の高貴さそのものである神のうちに基礎を置いている、ということなのです。この本来的に自然な性質から、慈悲と恵みが湧き出し、我々のうちへと流れ込み、我々を喜びで満たすように、あらゆるものごとにおいて働くのです。なぜならば、自然の本性のうちに我々のいのちと存在がかかつており、慈悲と恵みに我々の成長と我々の成就がかかつているからです。これらは、ひとつの善のうちにある3つの特質です。そして、ひとつが働くところでは、その時には我々にふさわしきものとなつたものの内部で、すべてが働くこととなるのです。心の底から、ま

た力の限りに、我々が満たされる時まで、さらに一層それらについて知ることを願いながら、我々が理解を深めることを、神は望んでおられます。それらを完全に知り、はっきりと目にすることは、我々が天上で手にする無限の喜びと恵みに外ならないものなのです。神は、それが、ここで神の愛を知ることによって始められることを、望んでおられます。なぜなら、我々は自らの理性だけでは恩恵を被ることができず、まさにそのための心と愛とを整える必要があるからです。そして、我々は神のうちにある我々の自然な礎のみによっては救われることができず、同じ礎である、慈悲と恵みをも知らなくてはなりません。なんとすれば、我々は、この3つが共に働いて、はじめて我々の全き善を手にするのです。これらのうち、第1は、自然のものです。なぜなら、はじめに我々が造られた時、神が我々に数多のものを下され、また、我々の精神が受け入れることができる限りの大きさのものを下さいました。ですが、神の永遠の英知における、先見の明ある目的によれば、我々にとっては二重の自然を手中にしているのがよいことなのです。

57

我々は、実質においては満たされているものの、罪深き肉においては欠けるものがあり、神はそれを慈悲と恵みによって回復して下さること。そして2つのうちで我々に自然に備わっている気高き方の本質は、我々が造られた時に神と結びつけられ、一方、神であるイエスは、我々が肉体を得た際に、劣った方の本質と結びつけられたこと。そして、信仰から外の徳があふれ出ること。さらに、マリアが我々の母であること—— 57章。

そして、我々の実質についてですが、神は我々を気高く、豊かにお造りになられ、我々は常に神のご意思と栄光のために働いています。ここで私が、「我々」というのは、救われるべき人のことです。なぜなら、実のところ、我々は神に愛されている者であって、神はお望みのことをとどまることなく延々となされている、と私は理解しました。そして、大いなる豊かさと、我々の肉体と徳が結び合わされる時、高貴で気高きものから、徳が徐々に我々の魂に流れ込みます。この結合の際に、我々は罪を背負った肉となるのです。そしてこのように、我々は実質においては満たされていますが、肉体的なものに関しては欠けるものが生じてしまいます。神は慈悲と恵みを働かせ、ご自身の本来的な善性から、それらを我々のうちへたっぷりと流し込み、我々を満たし、この欠落を回復させて下さいます。そして、神のこの根源的な善性は、慈悲と恵みが我々のうちで働けるようにと整えて下さるのです。そして我々が神から受け継ぐ根源的な善性によって、我々は慈悲と恵みの働きを受け取ることができるようになるのです。

我々の本質は、神のうちに全きものとしてあり、神は自らのみ心を行うために、ご自身のうちから様々なものを流れ出させ、我々の本質へ流れ込むようにと計っておられます。そしてこれらのものは、本質によって保たれ、慈悲と恵みによって守られ、満たされているのだ、ということを理解しました。更に、これらは減ることがないのです。なぜなら、我々の高い方の本質は我々が造られた時に神と結びつけられており、そして、我々が肉を得た際に、神は我々の低い方の本質に結びつけられているからです。ですからこのようにして、キリストにおいて我々のふたつの本質が結びつ

けられているのです。なぜならば、三位一体の神は、キリストのうちに我々の高貴な部分の基礎を置き、それが我々の元となっており、我々の劣った方の本質は第二の位格がお引き受けになり、その劣った本質というものは、そもそもそのお方のために準備されたものなのです。というのも、神がこれまでになされたみ業と、これから行われるものとは、太古から神にはな染みのものであり、予見されていたことなのです。そして愛のために、神は人をお造りになり、その同じ愛のゆえに、ご自身が人になるということを望まれたのです。

我々が受け取る次なる善きものは、我々の信仰であり、信仰において我々は報いを受け取り始めるのです。それは、我々の自然な本質の高貴で豊かなものから始まり、我々の肉体的な魂へと至ります。信仰は我々のうちに基礎を置いており、一方我々は信仰のうちに、慈悲と恵みの働きを介し、神の自然な善性を通じて、その信仰というもののうちに基礎を置いているのです。そしてここから、我々が導かれ、救われることとなる外のすべての善がやって来るのです。なぜなら、ここから神のお定めが発するのです。これに関して、我々はふたつの理解を持たなくてはなりません。ひとつは、それらの善を愛し、守り、育てよ、というのが神のご命令であること。もうひとつは、憎み、拒絶することは神によって禁じられている、ということを知らねばならぬこと。なぜなら、このふたつに、我々のすべての働きが込められているからです。そして、我々の信仰には、7つの秘跡があり、ひとつひとつが神が我々にお定めになった順に並んでおり、また我々の信仰にはさまざまな徳も存在します。なぜなら、我々の実質から我々が受け取ったものと同じ徳は、我々に生まれながらにして神の善によって与えられているもので、その同じ徳は、慈悲の働きによって、聖霊を通じて蘇り、恵みのうちに我々に与えられているものなのです。我々のために、その徳と贈物はイエス・キリストの中に蓄えられているものなのです。乙女のお腹の中で、神が我々の体に自らを結び合わされたまさにその時、神は我々の肉体的な魂をお選びになりました。そのようにお選びになり、自らのうちに我々皆を包み込み、神はそれを我々の実質と結び合わされました。そのようにして結び合わせることで、神は全き人となられたのです。なぜなら、キリストは自らのうちに、救われるべき人ひとりびとりをつなぎ合わせて、全き人であるからです。

このようにして、聖母は我々皆が包み込まれている母であり、我々は聖母から、キリストの中に生まれるのです。なぜなら、我らの救い主の母君は、救い主のうちに、救われるべき者皆の母であるからです。そして、我々の救い主はまさに我々の母なのです。我々はそのお方の中に終ることなく宿り、決してそこから外に出ることはありません。あふれんばかりに十分に、そして優しく、このことが示されました。そしてこのことについては、第1の啓示で、我々は神の中に包み込まれており、神は我々の中に包み込まれている、と語られています。そしてまた、このことは第16の啓示においても、神が我々の魂の中に座しておられる、と語られています。なぜならば、神は我々の心を至福のうちに治め、我々の魂のうちに安らかにご座し、尽きることなく我々の魂に住まい、我々みな神のうちに働いていることが、お好きであるからです。そのような働きを通じ、神に心をすべてささげ、神の教えを学び、神の定めを守り、神に本当の信頼を寄せ、神のなされることすべてがなされるようにと願いながら、我々が神の助け人となることを神は望んでおられます。なぜなら、実に、私は我々の実質が神のうちにあることを目にしたのですから。

神は、自ら選びし妻に対し、決して不満を感じなかったこと。そして、三位一体の神の3つの特質、すなわち、父性、母性、君主性について。また、我々の本質はどの位格にも存するが、我々の肉적인性質がキリストにしか見出されないのはいかにしてか—— 58章。

神、すなわち至福の三一神は、永遠なる存在ですが、当初から終りなきものであるのと同じに等しく、人をお造りになる目的は限り無きものでした。そして、そのすばらしき自然なる性質は、まず、ご自身のみ子、すなわち第二の位格のために整えられました。そして神が望まれた時、三位一体の神ご一同の同意のもと、神は我々皆を一度にお造りになられたのです。そして我々をお造りになれる際に、神は我々をご自身に結び合わせ、ひとつとなさったのです。この結合によって、我々は造られた時と同じように汚れなく、気高く保たれているのです。そして、まさにそのありがたき結合のおかげで、我々は自らの造り主を愛し、慕い、神をたたえ、感謝しつつ、終りなく神のうちに喜びを見出すのです。これこそが、救われるべきあらゆる魂において、絶えず執り行われているみ業なのです。そしてそれが以前に申した、神のご意思なのです。このように、我々が造られる時、全能の神が我々の自然な父であり、全知の神が自然な母であるのです。そしてまた、聖霊の愛と善をも伴っており、これらが皆、ひとつの神なのです。そして、結び合わせ、ひとつにする時には、神は我々にとって本当の伴侶であり、我々は神の最愛の妻であり、かつまたすばらしき娘であって、神はこの妻に決して不満を感じずことはありません。なぜなら、神は、「我は汝を愛し、汝は我を愛す。我らが愛は未来永遠にふたつに分かたれることなし」とおっしゃられるのですから。

至高の三位一体の神がお働きになる様をまざまざと見つめ、そのように見つめているうちに、私は3つの特質を目にし、理解しました。父性という特質と、母性という特質と、君主性という特質で、これらがおひとりの神の中にあるのです。全能の父に、我々の自然な本質に関する養いと至福があります。これは太古の昔、我々が造られた時から我々の元にあるものです。そして、知恵と英知である第2の位格には、我々の肉적인本性と、我々の回復と、我々の救いに関する養いがあります。というのも、神は我々の母であり、兄弟であり、救い主であるからです。そして我々が善き主である聖霊には、我々の生活と労苦にたいする報いと償いがあるのです。そして我々が望むことすべてを際限なく超越し、驚嘆すべき神の優しさのうちに、高貴であふれんばかりの恵みがあります。

なぜならば、我々のいのちはすべてこの3つにかかっているからです。最初のものには、我々の存在が、第2のものには、我々の成長が、そして第3のものには我々の成就がかかっているのです。第1は自然なものです。第2は慈悲によるもの、第3は恵みによるものです。第1のものについて、私は三位一体の神の気高き力が我々の父であり、三位一体の神の深遠なる英知が我々の母であり、三位一体の神の大いなる愛が我々の主であることを、目にし、理解しました。そして我々はこれらすべてを、我々の本質が造られた際に、自然のうちに得ているのです。そしてさらに、第2の位格が、それは我々の母たる本質なのですが、その誉れ高き位格が我々の肉적인母となったのです。なぜなら、我々は神の造りたもうた二重のものからなっているからです。それはつまり、本質と肉적인ものとです。我々の本質がより高き方で、それは我々の父、全能の神の中にあります。そして、三位一体の神の第2の位格は我々の肉적인なものを作る際の自然な母であり、我々はそこに基礎を置

いており、それが我々の根本であって、また第2の位格は我々が肉的なものを受けた際の、慈悲深き母なのです。そしてこのように、我々の母は、我々に対していろいろな働きをしており、そのお方の中で我々の様々な部分が分たれずに保たれているのです。なぜなら、我々の母であるキリストのうちで、我々は恵みを受け、成長します。そして、慈悲のうちにそのお方は我々を正し、回復させ、受難と死と復活とをもって、我々の実質と我々とを結び合せて下さるのです。このようにして、我らが母は、慈悲のうちにすべての子供たちにお働きかけになり、その子たちはみなそのお方に対して、謙虚で従順なのです。

そして、恵みは慈悲とともに、つまり、以前に示されたように、2つの性質において働きます。そして、その働きは第3の位格である聖霊に属するものです。聖霊は、報い、また与えることによって働きます。報いというのは、苦勞して働いた者に対し、主人が与える大きな誠の贈物で、そして、与えるということは、生き物が値するものの限りをはるかに超えて、恵みから、際限なく満たしてやることなのです。このように、我々の父、全能の神に、我々は我々の存在を負っています。そして、慈悲である我々の母に、我々の改心と回復がかかっており、そこに我々のさまざまな部分が結び合わされ、すべての者が完全な人となるのです。そして、聖霊の恵みのうちに、報いを受け、与えられることによって、我々は満たされるのです。そして、我々の本質は、我々の父、全能の神であり、我々の本質は我々の母、全知の神であり、我々の本質は我々の主であり、あらゆる善である聖霊のうちにあります。なぜならば、我々の本質は、三位一体神という同じ位格のうちに全きものとしてあり、それはひとりの神なのです。そして、我々の肉的な部分は第2の位格、イエス・キリストだけにあるもので、そのお方の中に、父なる神と聖霊とが宿っておられるのです。そのお方の中で、そしてそのお方を通じて、我々は力強く、地獄から、また地上の汚れから、助け出され、そして誉れ高く天へと導かれ、キリストのすべての徳と、聖霊の恵みと働きによって、豊かさと高貴さを増し、至福のうちに我々の本質と結び合わされるものなのです。

59

邪悪さは、選ばれし者においては、慈悲と恵みによって至福へと変る。なぜならば、神の特質は、我々の母であるイエスを通じて、自然なる恵みのうちに悪に対し善を行うことであるから。そして、徳において最高に気高き魂は、もっとも謙虚なものであり、これを元として我々は外の徳を身に付けるのである—— 59章。

そして慈悲と恵みによって、我々はこのような至福の数々を手にします。もし神と等しい善という特質に敵対するものがなかったとしたら、我々はこのような至福を手にも、知ることもしなかったでしょう。これによって我々は至福を手に行っているのです。というのも、邪悪なものが善に対抗してはびこることを許され、そして慈悲と恵みという善が邪悪さに敵対し、そこから、救われるべき者たち皆にとってすべてが善と誉れとに変わったのです。なぜならば、悪に対して善をなすのは、神のうちにある特質なのですから。

このように、悪に対して善をなすイエス・キリストは、まさしく我々の母なのです。我々はキリ

ストから自分たちの存在を得ています。そしてまさにそこにこそ母性が生ずる契機があり、そこに尽きることなく流れ出るありがたき愛の養いがあるのです。神が我々の父であるのとまさに同じく、まさしく神は我々の母なのです。そしてそのことを、キリストはあらゆるところで示しましたが、特に次のように言うありがたきお言葉に表れています。「我なり」それはすなわち、「我なり。父性の力と善であるのは。我なり。母性の英知であるのは。我なり。光であり、すべての至高の愛である恵みであるのは。我なり。三位一体の神であるのは。我なり。調和であるのは。我はありとあらゆるものの中で至高の善なり。我が汝をして愛さしめるものなり。我が汝を請い願わせるものなり。我なり。あらゆる誠の望みを永遠に満たすのは」

なんとなれば、魂は、最も身を低くし、最も謙虚で、最もやさしい時に、最も高貴で、最も気高く、最も誉れ高きものなのです。そして、この確固たる基礎の上に、自然の贈物として、また慈悲と恵みの助けと励ましによって、我々は徳と肉的部分を手にするのです。このことなしには、我々は恵みを授かることができません。我々の高貴な父、全能の神は、「ある」お方ですが、その神はいかなる時よりも前から我々をご存知で、我々を愛して下さっていました。このようにご存知であることから、三位一体神全員の先見の明ある無限のご決断によって、神は第2の位格が、我々の母、我々の兄弟、我々の救い主、となることを望まれました。そこから、神が我々の父であるように、まさに神は我々の母である、ということが導き出されるのです。我々の父は、母が働きをなし、我々の善き主である聖霊が支えることを望んでおられます。ですから、神に謹んで感謝しつつ、我々をお造り下さったことをほめたたえ、力強く、母には慈悲と哀れみを、我らが主である聖霊には助力と恵みを願いながら、我々の存在が因って立つ神を愛することが我々には必要なのです。なぜならば、この3つのうちに、我々のいのちのすべてがあるからです。すなわちそこに、自然な本性と慈悲と恵みとがあるのです。そこから我々は、謙虚さ、やさしさ、忍耐と哀れみ、そして罪と邪悪さを憎むこと、を手にするのです。なぜなら、徳が罪と邪悪さを嫌うのは当然なことだからです。そしてこのように、イエスはまさに我々の自然な母なのです。我々を初めに造られたお方なのですから。そしてまさしくイエスは恵みの母なのです。我々の造られた性質をお引き受け下さったのですから。すべてのすばらしきお働きと、あらゆるありがたき母性の役割は、第2の位格に与えられました。なぜなら、第2の位格には、そのふさわしい善性によって、この神々しい意思がそのまましっかりと永遠に、自然と恵みのうちに保たれているからです。

私は、神における母性に思いを致す3つの方法を理解しました。まず、我々の本性が造られたことに基づくもの。第2には、我々の本性を引き受けられたこと。そこから恵みの母性が派生します。3番目は、母性の働きであり、それは同じ恵みによって広がっていきます。とどまるところを知らず四方八方に。そしてすべては、ご自身の愛からのものなのです。

いかにして我々は、ありがたく、やさしく、そして常にいとしき我々の母であるイエスによってあがなわれ、助けられるか。また、母性の特質について。イエスはまさしく我々の母であるが、乳を飲ませて下さるのではなく、脇腹を開き、我らに愛を喚起しながら、ご自身を与えて下さること—

— 60 章。

さてそれでは、この広がりについて、我々が主のみ旨を私が理解しているように、もう少しお話ししておくのがよろしいでしょう。自然の愛から、慈悲と恵みの母性によって、我々が造られた本来あるべき場所へと、どのように我々があがなわれるのか、についてです。その本来の愛は、決して我々を見捨てることがないものです。我々の自然なる母、ありがたき母は、なにごとにおいても我々の全き母親となることを欲し、み業の始まりの場所を、とても低いところに、とても慈悲深く、乙女のお腹にお定めになりました。そしてそのお方は、第1の啓示において、私の理性の眼前に、その謙虚な乙女を、身籠った時の純朴なお姿でお示しになりました。それはつまり、我々のいと尊き神は、あらゆるもののうちで至高の英知であらせられるのですが、すべてにおいて母性の働きをなそうと、母性の役割を果たそうと、この低き所に身を定め、我々の貧弱な肉体のうちに身を整えられたのです。母の働きは、最も身近で、最も容易で、最も確かなものです。なぜならば、それは大きな真理からくるものであるからです。この役割は、そのお方を除いて、誰にも果たすことが出来なかったでしょうし、その役割の果たし方も分からなかったでしょう。我々は、母親が担っている役割は、我々を苦痛と死へいざなうことだと承知しております。ですがしかし、我々の母であるイエス、すべての愛であるお方は、我々を喜びと永遠の生命へといざなって下さるのです。イエスが祝されますように。このように、イエスは我々を愛のうちに、ご自身のうちに養いながら、これまでのうちでも、そして今後にもないほどの、もっとも激烈な苦痛と悲惨な痛みを十二分に耐え忍ばれ、そしてついに死に至ったのです。そして、イエスがそうなされた時、我々には至福がもたらせられましたが、イエスの驚くべき愛にとっては、それをもってしても不十分だったのです。そしてこのことを、「もっと苦しむことができるのなら、喜んでもっと苦しもうぞ」という、すべてをしのぎ、愛にあふれる高貴なお言葉で示しておられます。

イエスは、もはや死すことはかないませんが、お働きをやめようと思っはおられません。ですから、イエスには我々に食事を与えることがふさわしいのです。なぜなら、母性というありがたき愛が、イエスを我々の債務者にしたからです。母親というものは、子供に母乳を飲ませることができですが、我々のありがたき母であるイエスは、自分自身を我々に食事として与えることができるのです。そしてイエスは、それを、とてもやさしくそっと、貴重な、まさにいのちの食事という至福の秘跡として行います。そしてイエス是有りがたき秘跡の数々をもって、とても慈悲深く、恵み深く我々を養って下さっているのです。そして、次のように、「我なり、聖なる教会が汝に説き、教えるのは」とおっしゃる時には、まさにそのことを意図しておられるのです。それはすなわち、「すべての健やかなるものと、秘跡によるいのち、我の言葉の力と恵み、そして汝のために聖なる教会によって整えられているあらゆる善、それは我なり、」ということなのです。

母というものは、子供をやさしく胸にのせることができます。しかし我々の優しき母であるイエスは、脇腹のありがたき傷口から至福の胸の内奥へと我々を親しくお導きになり、確固とした尽きせぬ霊的な至福とともに、神性と天国の喜びの一部をお示しになります。そしてこのことは、第10番目の啓示で示され、お喜びになりながら、ご自身の脇腹をご覧になり、「それ、どんなに我が汝を愛していることか」と、おっしゃった際のこのありがたきお言葉のうちに同じ内容が述べられています。このすばらしく、すてきな「母」という言葉は、あまりにすばらしく、とても自らに対

して自然であるので、まさにイエスと、イエスとすべての人の母であるお方、を除いて誰にも当てはめることができません。母性の特質には、自然な愛、そして英知と知識がふさわしく、それは善なのです。というのも、我々の霊的な成長に比べれば、肉体的な成長というのは、ほんのわずかなもので、低く、単純なものなのです。そしてそれは、それがなされる者の手によってそのお方を通じてなされます。自然で、愛にあふれる母親は、自分の子供が求めることをよく承知し、心得ているもので、母性の置かれた状態と、自然の求めに従って、母親は子をやさしく養います。そして、子が歳を重ねると、母親は働きを変えますが、その愛には変りはありません。そして子が更に歳を重ねると、子が徳と恵みを受け入れられるようにするために、子が悪を打倒する際に傷つくことを許します。すばらしく善であるものをもったこの働きを、我々が主は、それをなす者を通じて、なさります。このように、高い部分での愛のために、低い部分での恵みの働きを通じて、イエスは我々の自然な母なのです。そしてイエスは、我々がそれを知ることを望んでおられます。なぜならイエスは、我々の愛がすべてご自身に結びつけられることを欲しておられるからです。そして私はここに、神の父性と母性とはご命令によって、我々が負っている負債を理解しました。なぜなら、神の父性と母性は、真に神を愛することによって満たされるものであるからです。そしてその至福の愛はキリストが我々のうちに働かせていらっしゃるものです。そしてこのことはすべての啓示において示され、特に以下の高貴で豊かな言葉で示されています。「我なり、汝が愛すは」

61

イエスは、我々が霊的に成長する際に、より一層優しく接して下さること。イエスは、我々が己の罪深さを知るために墮落することを許すが、我々の逸脱のために愛を途切れさせることはなく、すぐに我々を高めへと引き上げて下さること。なぜなら、イエスは自らの子が死することをお許しにならないから。というのも、困った時にはいつでもイエスにしがみつくと、という子供の特質を我々が持つことを、イエスは望んでおられるから—— 61 章。

我々の霊的成長に際して、イエスは比べようがないほどの優しさを込めた養いを用意していて下さいます。イエスの目には、我々の魂は極めて価値が高いものなのです。イエスは我々の理性に灯をともし、我々の行くべき道を指し示し、良心をくつろがせ、魂を憩わせ、心を明るく照らして下さり、優しき人性とありがたき受難に我々が感謝しつつ、イエスの気高くあふれんばかりの善に厳かな驚きを抱くうちに、ありがたき神性を少し示して下さいます。そして、イエスの愛のために、イエスが愛するものを我々も愛するようにと仕向けて下さり、イエスとイエスのあらゆるみ業に満足して我々が頭を垂れるようにして下さいます。そして我々が倒れると、イエスは走って来られ、愛を込めてお声を掛けて下さり、優しく触れて、助け起こして下さいます。そしてこのようにイエスのありがたきお働きによって力付けられていると、我々はイエスのありがたき恵みのために、心からイエスを選び、しもべとなり、終りなくイエスを愛する者となるのです。そしてこの後に、我々のうちのある者がこれまで経験したことがないほどに激しく挫折することを、イエスがお許しになるように思われます。すると、大して知恵のない我々は、自分たちの始めたことは皆何の役にも立

たなかったのだ、と思うでしょう。ですが、そうではありません。なぜなら、我々にはくじける必要があるのです。そして挫折を経験する必要があるのです。なぜなら、つまづかなければ、自らがいかに弱いか、いかに浅ましいか、自分では悟ることができないからなのです。そしてまた、我々の造り主の驚嘆すべき愛を、十二分に知る機会も持てません。なぜならば、天国において我々は、この世で大罪を犯したことをまさに永遠に目にすることになっており、そしてそれにもかかわらず、我々がイエスの愛の中では全く傷ついておらず、また、イエスの目には我々の価値は罪ゆえにそれだけ減ずるということも決してない、ということを目にすることになります。そして、このつまづきの試練を通じて、神における高貴で驚嘆すべき愛を我々は永遠に知ることとなるのです。なぜなら、その愛は強く驚くべきもので、過ちのために断たれることはありませんし、今後もないでしょう。そして、これが霊的な報いのひとつの解釈です。もうひとつが、我々のつまづきを目にした時に手にすることとなる謙虚さと謙そんです。なぜなら、これによって我々は天国へと引き上げられるのです。その謙虚さなくしては、この上昇を我々が手にすることは決してできなかったでしょう。ですから、我々はそれを目にすることが必要なのです。もし目にしなければ、たとえ我々がつまづいたとしても、それは我々の役には立たないものなのです。普通、まず我々はつまづき、後にそれを目にします。そしてそれは双方とも神の慈悲によるものです。母親は、子供自身のためになるように、時に子供が苦しみ、さまざまな苦痛を味わうことを許容しますが、しかし子供に危機が迫ることはいかなるものでも許しません。愛ゆえに。そして、この世の母親は子供が亡くなるという事態を引き起こしてしまうことがあるかもしれませんが、我々が天上の母、イエスは自らの子である我々が死することを許しません。なぜなら、イエスは全能であり、全知であり、すべての愛であるお方だからです。そしてそのようなお方は、イエスを除いて外には誰もいないのです。イエスが祝されますように。

ですが時に、つまづきと邪悪さが我々に示される際に、とても恐れをなしてしまい、自らをとても恥じ入り、自らをどのように持してよいのか見失ってしまうことがあります。しかし、そのような場合も、我々が逃げ出すことを優しき母が望んでいるわけではないのです。なぜなら、母がそれ以上に嫌うものはないからです。母は我々が子供の性質を示すことを望まれます。というのも、子供は不快であったり、恐ろしいと思ったら、助けを求めて母の元へと力の限り走り寄るものだからです。イエスも、我々がおとなしい子供のように振る舞い、次のように言うことを望んでおられます。「我が優しき母よ。我が恵みの母よ。我がありがたき母よ。我が身にお慈悲を。私は自らを愚かなことにしてしまい、おん身とは似ても似つかないものになってしまい、あなた様のひそやかな助けと恵みなくしては、どうしてもそれを改めることができません」そしてそれから、もし我々がすぐにととても楽になったと感じないとすれば、イエスが賢い母親の役回りを演じていると思って間違いありません。なぜなら、我々が嘆き、涙を流した方が望ましい、とイエスがお考えになれば、イエスは同情と哀れみから、最適な時まで、愛ゆえに、そうさせておくものなのです。そしてその後、我々が健やかなる時も苦難の時にも、いつでも自然に母親の愛にすがる子供の特質を示すことを、イエスは願っているのです。

そして、我々が力強く聖なる教会の教えを信じ、祝された信徒たちみなとともに慰めの真の理解を得て、そこにありがたき我々の母を見出すことを、イエスは望んでおられます。なぜならば、ひとりとしての人間は時に、本人にもそう思われるように、だめになってしまうことがあります、

聖なる教会としての全集団が崩壊してしまうことはありませんでしたし、これからも将来永遠に決してありません。ですから、確かで、よきことで、恵み深きことなのです。我々の母、聖なる教会、すなわち、キリストであるイエスを慎み深く欲し、それによって力強く支えられ、それと一体となることは。なんとあれば、慈悲の糧であるイエスのありがたき血と貴重な水分は、我々を清浄で汚れなく保つのに十分なのです。我々の救い主のありがたき傷は開いており、我々をいやさんと招いています。我々の母の優しく恵み深い手は、準備万端、我々の周囲を守っておられます。なぜなら、イエスはこの働きにおいて、乳母の役割を果たしており、自分の子供を救済することが唯一の目的なのです。我々を救うことがイエスの役割であり、我々のためにそうすることがイエスの誉れであり、我々がこのことを知ることがイエスのご意思なのです。なぜならば、我々がイエスをそっと愛し、慎ましやかに、かつしっかりとイエスを信頼することをイエスは望んでおられるのです。そしてこのことをイエスは恵みにあふれた次の言葉でお示しになりました。「我、汝をしかと養えり」

62

神の愛は、選ばれし者が無為に時を過ごすことを決して許さない。なぜならば、その者たちのあらゆる労苦は、すべて尽きせぬ喜びに変わるものであるから。そして我々は皆、いかに自然な性質と恵みによって神と結びつけられているものであるか。なぜなら、人には自然な性質がすべて宿っており、我々はさまざまな性質を探し求める必要はなく、ただただひたすらに、聖なる教会へ向かえばよいこと—— 62 章。

というのも、その時、我々の弱さ、我々の墮落、我々の破戒および我々が無に帰されること、我々が受ける辱め、そして我々が追放されること、をそのお方はお示しになられたのです。この世で我々が被る苦難のすべてであるように思われます。その後にそのお方は、ありがたき力、ありがたき英知、そしてありがたき愛をお示しになりました。今度は、これらを用いて、そのお方は自らの誉れにふさわしく、優しく、そっと、そして我々の救済に臨まれるようにしっかりと、我々を守って下さっていることをお示しになられたのです。それはまさしく、我々が最も安どし、安楽にしている時に、そのお方がなさることとまったく同じもののなのです。そしてそのお方は我々を天国へと、そのくつろぎへと、霊的に高々と引き上げて下さり、永遠にすべてをそのお方の誉れと、我々の喜びとに変えて下さいます。なぜならそのお方の愛は、我々が時間を無駄に過ごすことを決してお許しにはならないからです。そしてこのすべては、神が本来備えている恵みの働きを通じた善なのです。神はその存在において自然の本性を備えています。それはつまり、自然な善性、それがすなわち神なのです。神が礎であり、神が実質であり、神は自然そのものと同じもののなのです。そして神は、まさに自然の父であり、また母なのです。そして神が、み旨を行うために自らのうちから流れ出させたあらゆる自然は、恵みの働きを通じて人間を救済することによって再び取り戻され、回復されるのです。なぜならば、神がさまざまな生き物に少しずつ配された幾多の自然の数々は、人の中に、すべてが全きままに、完全な形で存在するのです。徳、美、善、尊厳、気品。これらが貴重で誉れ高い、あふれんばかりの荘厳さの中にあるのです。ここに我々は、皆が神と自然な性質において結ばれて

いること、また皆が恵みのために神に結びつけられていること、を見て取ることができるでしょう。ここに我々は、さまざまな自然の性質を知るために、遠方まで苦勞して探し求める必要はなく、聖なる教会を当たればよい、我々の母の胸のうちを探ればよい、ということを知るでしょう。それはすなわち、我々自身の魂の中、我々の主がお住まいのところなのです。そして我々は、そこにすべてを見出すのです。今は、信仰と理解において。そして、後にはまさに自分自身の中に、至福のうちに明確に。

しかし、どんな男も、いかなる女も、これが特に自分のためのことだ、などと思ってはなりません。なぜなら、これはそうではなく、広く皆のためのものなのです。なぜなら、それは我々の大切なキリストなのであり、キリストのためにこのすばらしき自然が整えられたのであり、人間創造の栄光と威厳のため、そして人間を救済する喜びと至福のためなのです。まさしく、かのお方がいいしえから、ご覧になり、ご承知で、ご理解なさっていらしたように。

63

罪は地獄よりも大きな苦しみであり、かつそれは悪であり、自然な本質を傷つけはするものの、恵みが自然な性質を救い、罪を無きものにすること。イエスの子たちは、まだみな生まれたわけではないが、生まれた子らも、子供時代を脱してはおらず、尽きることなく常に喜びが再生される天国へと至るまで、弱きうちに日々を送っていること—— 63 章。

ここに我々は、まさしく自然の本性から罪を憎むということが派生し、まさしく恵みから、罪を憎むことが生ずるということを知るでしょう。なぜなら、自然な性質は、すべてそれ自体が善であり、すばらしきもので、恵みは自然の性質を救い、罪を無きものとし、すばらしき自然の性質を、徳にあふれた恵みの働きにより、一層の威厳と栄光をもって、それがやってきた元の至福の所まで、すなわち神のもとへと、立ち返らせるのです。というのも、自然な性質が苦難の炎によって試され、その後にも、欠けるものも、傷も全くないということが、聖なるものによって永遠に、喜びのうちに、神のみ前で明らかになるのです。このように、自然の性質と恵みとは調和しているものなのです。というのも、自然な性質が神であるように、恵みも神であるからです。神は働きにおいてはふたつで、愛においてはひとつであり、どちらも他方がなければ働かず、どちらも分けることはできないのです。そして、我々が神の慈悲と助けによって自然な性質と恵みとに親しんだ時、罪というものは、例えようもないほど地獄よりも下劣で、苦痛に満ちたものだ、と我々は本当に悟るのです。なぜなら、それは我々のすばらしい自然とは相容れないものだからです。というのも、罪が清浄でないのと同じく、まさにそれは不自然なものなのです。ですから、自然と恵みとが教えるように、神の目にまったくすばらしくまた輝いて映る、愛されている魂にとっては、それは見るのも恐ろしいものなのです。

ですが、我々はこれを恐れずに、あたかも恐れが我々を後押しするかのよう、我らがありがたき母にひそかに嘆こうではありませんか。そうすれば、そのお方が自らの貴重な血液を我々に振り掛けて下さり、我々の魂をとてて柔和で慈悲にあふれたものにして下さり、そのお方にとっても最

高の誉れとなり、我々にとっても最大の喜びとなるようにと、時の経過とともに我々をすっかりいやして下さいのです。そして、そのお方の栄えあるすべての子供たちが生まれ、成長するまでは、このありがたく、すばらしき働きを、そのお方が休んだり止めたりすることは決してないのです。そしてこのことを、すなわち霊的な渴きの意味を、そのお方は、最後の審判の日まで止むことがない愛への渴望をお見せ下さった際に、お示し下さいました。

このように、太古から続くイエスご自身の先見の明あふれる英知と、父なる神の偉大な力と、聖霊のすばらしく壮麗な善とを伴って、まさに我々の母であるイエスのうちに我々の礎があるのです。そして、我々が自然の性質を受け取る際に、そのお方は我々にいのちを下さり、そのお方が十字架の上でありがたき死をお迎えになった時には、我々を終りなき生へと担って下さいました。そしてその時から、今も、また永遠に、最後の審判の日まで、あの高貴で最高なる母性の自然性のままに、また子供であることが自然に必要なままに、そのお方は我々に糧を与えて下さり、我々を支えていて下さいます。我々の魂の目には、天上の母は美しく、ありがたく映ります。本来子供に備わっている慈悲や、謙虚さ、そしてあらゆるすばらしき徳を持っている恵み深い子供たちは、天上の母の目には貴重でいとおしく映ります。なぜなら、本来、子供は母の愛に対して望みを失ったりはしないものだからです。元来、子供は自分のことを最優先したりはしないものです。本来、子供は自分の母を愛し、それぞれがお互いに愛し合うものなのです。これらは、すばらしき徳であり、ほかにも似通ったあらゆる徳を備えています。我々の天上の母は、そのことに満足され、喜ばれます。そして、我々は弱々しく、力がなく、知恵に欠けてはおりますが、我々の恵み深い母が我々の父の至福へと我々を担って下さるまでは、子供時代よりもすぐれた段階はこの世にはないと私は思うのです。そしてその時には、そのお方が次のようにありがたきお言葉をおっしゃる時のみ心が、まさに明らかにされるのです。「万事はしかるべくいくものなり。そして汝は自分自身の目で、すべての物事がしかるべくいくことを目にするものなり」そしてその時には、キリストにおける我々の母の至福が、神の喜びのうちに新たに始まります。そしてこの始まりは、終りなく永遠に続くものなのです。繰り返し新たに始まりながら。

このように、そのお方から自然に生まれた幸いなる子供たちは皆、恵みによって再びそのお方へあがない戻されるものなのだ、と私は理解しました。

64

示されたままの第15番目の啓示など。この世での神の不在は、外の苦勞に加えて我々のとても大きな苦痛となるが、イエスを母としている我々は、突然にすべての苦痛から解放される。我々が辛抱強く忍耐していることは、神にとってとても喜ばしく、そして神は常に、我々を救い出す場所のすぐそばで、我々のことを気にかけてながら、我々の苦難を軽く考えていること。愛ゆえに——64章。

この時以前、私は神からの賜り物によって、この世と、このいのちから解放されたいと切望し、願っておりました。なぜなら、私はしばしばこの世の苦しみと、あの世にある幸福と至福とを見据えていたからです。そしてもし、この世には神が不在であること以外に苦痛がなかったとしても、

この世は耐えうる以上のものである、と私にはしばしば思われたのでした。そしてこれによって私は嘆き、そしてまた、私自身の惨めさと、怠惰と弱さから、生き続けて、自らの定めであるように苦しみたくはない、と懸命に請い願いました。そして、これに対して、我らが優しき主は、慰めと忍耐強さとを与えるために、次のようにお答えになりました。「出し抜けに、汝のあらゆる苦痛から、汝のあらゆる病から、汝のあらゆる煩いと汝のあらゆる苦しみから、汝は救済されることになっておるのだ。そして汝は遙か上方へと昇り来るのだ。そして汝は我を糧として食し、愛と至福とで満たされることとなる。そして汝は二度といかなる痛みも、いかなる不満も、望みがかなわぬいら立ちも感ずることはなくなり、未来永久に終りなき喜びと至福を感ずるのみとなる。しからば、それが我が意であり誉れであるのに、なぜに一時苦しむことを汝は嘆き悲しむのか」そして、「出し抜けに救い出される」というこの言葉に、私は、人が神を待つために費やす忍耐力と、神を待ちながら費やした時間が報われる、ということを見て取りました。そしてまた、人は生きていううちに、時の経過とともに忍耐力を強くするということも見て取りました。なぜなら、自分が死ぬ時を知らないこと、それが大いに役立つのです。なんとなれば、もし人がいつ自分が死ぬのか知っていたのなら、その時をじっと待つことは難しいからです。そして神がお望みのように、魂が肉体のうちにある間は、魂自身には助け出されるまではほんの一瞬にしか思われません。なぜなら、この世の暮らしのすべてと、そしてこの世での苦しみは、点に過ぎないものなのです。そして我々が突然に苦痛から助け出され、至福へと至る時、その時には苦痛は無となるのです。

そしてこの時、私は地面の上に何か物体があるのを目にしました。その物体は、悲しげで恐ろしく見え、変幻自在で、それはあたかも泥沼が膨れ上がって異臭を発しているかのようでした。そしてこの物体から突然に、とても美しい生き物が飛び出しました。それはしっかりとした体を持っており、生き生きとしてかわいらしく、ユリよりも白い幼子で、その子はするりするりと天へ昇って行きました。そして、その膨れた物体は、我々の死すべき肉の大なる惨めさを表しており、子供の幼さは魂の汚れなき清浄さを表しています。そして私は思いました。「この物体には、この子のすばらしさは残っておらず、この物体の汚れは少しもこの子に付いてはいない」

人が苦痛から救い出されるということは、人から苦痛が取り除かれるという以上の、十分な至福なのです。なぜなら、我々から苦痛が取り除かれたのなら、再び苦痛が訪れることがあるかもしれません。ですから、愛を持った魂にとっては、我々が苦痛から救い出される、ということが最高の慰めなのです。なぜならば、私はこの誓いに、我らの主が我々の苦悶に対して持つておられるすばらしい同情心を目にし、また完全なる解放がありがたく約されるのを見たからです。なぜなら、主は我々が神の超越性に安どすることを望んでおられるからです。そしてこれを主は以下のお言葉でお示しになりました。「そして汝は上の世界へと上昇するものなり。そして汝は我を糧とす。そして汝は喜びと恵みにより満たされるものなり」我々が、できる限り頻繁に、この至福の光景によく思いを致すことを心がけ、神の恵みを得てできるだけ長時間そこにとどまることを心がけるべし、というのが神のご意志なのです。なぜなら、神に導かれている魂にとって、これが至福の観想であり、それが続いている間、これは神の大きな誉れとなるのです。そして再び、我々は打ち沈み、霊的に盲目になり、また、我々の弱さから、霊的また肉的な苦痛を感じるようになりますが、神が我々をお忘れになっているのではない、ということを我々が知ることこそが、神のご意志なのです。そして、神はそうにお考えで、慰めのために次のようにおっしゃいます。「して、汝はこれ以上の痛みも、

いかなる病も、いかなる不満も、望みがかなわぬいら立ちも感ずることはなくなり、未来永遠に終りなき喜びと至福を感ずるのみとなる。それが我の意思であり誉れであることを存じておるに、なぜに一時苦しむことを汝は嘆き悲しむのか」神のご意志は、我々が、神のお約束と慰めをできる限り寛大に受け止める、ということにあるのです。そしてまた神は、我々の忍耐や苦難に我々ができる限りとん着せず、一顧だにしないことをお望みです。なぜなら、我々がそういったことに煩わされることが少なければ少ないほど、そして愛によってそれらに払う代償が減れば減るほど、我々が感ずる苦痛はより少なくなるものであるからなのです。そしてそのために、我々はそれだけ一層より多くの感謝と報いとを手にする事となるのです。

65

敬けんな謙虚さをもって、愛のために神を選ぶ者は必ず救われること。その敬けんな謙虚さとは、神をととても偉大なものとして見つめ、また自分をととても小さきものとして見るもの。そして、我々が神以外の何物をも恐れない、というのが神のご意志であること。なぜなら、我々の敵の力は我々が友の手中にあるから。よって神がなされることのすべては、我々にとって大きな喜びであること—— 65 章。

そしてこうして、この世において愛のために喜んで神を選ぶ者であれば、男でも女でも、だれでも、永遠に愛されることになるのだ、と確信できるということを私は理解しました。この無限の愛は、その者の中で恵みとして働きます。なぜなら、あの世ではまったく確実であるのと同じように、我々がこの世にあるうちは、天上の恵みが疑いなく訪れることを固く信じるように、と神はお望みなのです。そして示されたように、我々が畏れと謙虚さをもってこれを確信し、喜び楽しめば、それだけ一層神のお気に召すところとなります。私が言うこの畏れというのは、神聖で敬意をもった、神に対する畏れのこと、これに謙虚さが結びつけられます。そしてそれはつまり、人が主をととても偉大なものとして見つめ、自分自身のことをとても小さなものとして見るということなのです。なぜなら、神に愛されている者は、永遠にこれらの徳を手にする事ができるからです。そして時が到来し、その時となれば、我々が主の存在を通じて、幾分か感ずることができましょう。あらゆるものに神があらせられるということは、とても望ましいことです。なぜならそれは、神の愛の大きさに対する真の信仰と確実な希望と、ありがたく好ましい畏れのうちに、大きな安心感となるからです。

あたかもすべて神がなされたことは、私のためにおやり下さったかのように、私自身が神に多くを負っていると考えることが、神のみ心なのです。そして、すべての魂は愛する人のことを心の内でそのように考えるべきなのです。それはすなわち、神の愛は、その結び付きを目にした際にはだれもお互いから自分自身を引き離すことができない、と本当に思えるような結合を我々の中に作り出すのです。そしてこのように、神がなされたあらゆることは、自分のためになさって下さったことだ、と我々の魂は考えざるを得なくなります。そして、神はこのことを、我々が神を愛し、神以外を畏れないようにするためにお示しになるのです。なぜなら、我々の敵の戦力はすべて我々が友

の手中にある、と我々が知ることを神は望んでいらっしゃるからです。ですから、このことを確実に承知している魂は、自らが愛する神以外のものを畏れません。あらゆる畏れを、そのような魂は、苦痛や、体の病や絵空事と同じものと見なします。

よって、そのことしか考えられない、あるいはそれ以外は感じないような、大きな苦痛や、苦悩や、不安を味ってはいても、我々は速かに、軽々とそれを克服し、何事も無かったかのように振る舞うことができるのです。どうしてか。我々が神を知り、愛し、恭しく畏れるなら、我々は平安と大いなる安息を手にするということ、それを我々が知るのを神が望んでおられるからです。そして、神がなさることはみな、我々の大いなる喜びとなるのです。このことを、神は次のお言葉でお示しになりました。「では、一体なぜに、汝はひと時苦しむことを毛嫌いだるか。それが我が意思であり我が誉れであるに」

さて、神がわざわざ労をお執り下さり、我が心にお示し下さった15の啓示を、私はあなたにお話ししました。ここ、そこを選んで、光を当てながらお話しし直したわけですが、それらすべての中で示された精神を損なっていないことを望みます。これら15の啓示のうち、はじめのものは明け方の早い時間、およそ4時ごろに始まり、とても見事で、しっかりと順番に次から次へと示され、お昼がすっかりと過ぎるころまで続いたのです。

66

第16番目の啓示など。そしてこれは15すべての啓示の結びと確認である。さらに、その者のか弱さと、苦痛におけるうめき。またイエスの大いなる慰めの後で、うわごとだと言いがたたく軽口。それは私が思うに、重病だったことを考慮すれば、小罪にすぎないこと。しかしまだ、悪魔はその後も、その者を死ぬほどに苦しめる大きな力を持っていた——66章。

そしてこの後、善き主はその夜、後に述べるように、16番目の啓示をお示し下さいました。その16番目のものは、15のもののすべての結びであり、全体を確認するためのものでした。しかし、私には、まず自分の弱さと、惨めさと、盲目さについてお話しするのがふさわしいように思われます。私は最初に、「そしてこのうちに、私の苦痛はにわかにすべて取り去られた」と申し上げました。その痛みについてですが、15の啓示が次から次へと続いている間には、私は何の苦痛も不快感も感じませんでした。そして最後に、すべてが終り、もはや何も目にはしなくなりました。するとすぐに、生き長らえて、苦しむべきだと感じたのでした。そして間もなく、私の病が再び訪れました。まず、頭の中で音が鳴りだし、頭ががんがんしました。そして突然に以前のように体中が病で満たされ、私はからからに渇き、ほとんど何の慰めも感じられませんでした。そして、哀れな私は体の痛みを感じ、また霊的にも肉体的にも慰めを得られず、うめき、もだえました。

それから、教会の方が訪れ、具合はどうかと私に尋ねました。ですので、今日は夢にうなされ、うわごとを申しました、と答えると、その方は大声で快活に笑いました。それから私が、「私の顔の前にある十字架ですが、それからたくさん血が流れたように思います」と言いました。すると、これを聞いた話し相手の人物は、急に真顔になり驚嘆していました。そしてすぐに、自分の向こう

見ずな行いを恥ずかしく感じ、当惑し、そして、「この方は、私が口にすることができたたわい無い言葉を、私がもはやそれを目にすることがなくなったということよりも、真剣に受け止めて下さったのだ」と思いました。それから、その方が私が言ったことをまじめに、大いに畏れを抱いて聞いて下さっているのを目にして、涙を流し、とても恥ずかしくなり、告白を聞いて欲しくなりました。でもしかし、その時には、私はいかなる聖職者にもその話をするわけにはいきませんでした。なぜなら、「一体どうしたら、聖職者が私を信じてくれるのか。私は我らが主である神を信じてはいないのか」と思いました。私は神を目にしているうちは固く信じておりましたし、とこしえにそうしようと思い、心に決めてはおりましたが、愚か者である私は、きれいさっぱりそんなことは忘れてしまっていました。ああ、なんと、哀れな。これは大きな罪で、不信心です。なんと、私は愚かさから、少しばかり肉体的な苦痛を感じたからといって、愚かにも、我らが主である神がお示くださった至福の啓示がもたらした慰めの数々を、その時に見失ってしまっていたのです。

ここにあなたは、私の本当の姿を見て取ることができるでしょう。ですが、我らが優しき主は、このまま私をお見捨てになろうとはお考えにはなりませんでした。それから私は夜まで、神の慈悲を信じて横になっておりました。そしてそれから眠りに落ちました。するとそうして眠っているうちに、まず悪魔が、若い男のような顔を私に近づけて、首を絞めに来ました。悪魔は面長で、驚くほどやせ細っていました。私はそんなものはそれまで見たこともありませんでした。顔色は、焼き上がったばかりのレンガのように真っ赤で、そこには真っ黒い水たまりのような黒い斑点があり、レンガよりも汚らしいものでした。髪は鉄さびのように真っ赤で、前で分けられ、束ねた髪がこめかみに下がっていました。悪魔は白い歯を私に見せ、小ざかしい微笑みを浮かべました。それだけに一層、より醜いものに思えました。悪魔には、胴体も、またそれと呼べるようなものもなく、両手で私ののどをつかみ、私を絞め殺そうとしていましたが、それはできませんでした。眠っているうちに示された啓示は外にはありませんでしたが、この恐ろしい啓示は、眠っているうちに示されたものでした。そして、この間中ずっと、私は神の慈悲でもって救われ守られると確信していました。それから、我らが優しき主の恵みによって私は目覚め、なんとかいのちを取り留めました。

私のそばにいてくれた者たちが、私を見て、こめかみを冷やしてくれ、息が楽になり始めました。するとまもなく、薄い煙が、ものすごい熱と、ひどい悪臭と共に、ドアのところから入ってきました。そして私は、「祝福あれ、主よ。ここいら一帯が火事です」と言いました。そしてそれが本物の火で、我々皆を焼き殺してしまうと思ったのでした。身近にいてくれた者たちに、何か異臭はしないかと尋ねました。その者たちは、いいえ、と言い、臭いを感じてはいなかったのです。私は、「神に祝福あれ」と言いました。なぜなら、悪魔が私を誘惑しにやって来たのだ、と悟ったのです。それからすぐに、その日に主が私にお示し下さった啓示を思い出し、聖なる教会の教えに全幅の信頼を寄せました。なぜなら、両者はひとつだと思ったからで、それに慰めを求めてすがり付きしました。するとすぐにすべては消え去り、私からは肉体の病も、良心の恐れもなくなり、大きな安らぎと平安がもたらされたのでした。

誉れ高き魂の光景について。それはとてつもなく高貴に造られており、改良の余地などあるべくもなく、その中で三位一体の神が永遠にお喜びになっておられること。そして、魂は神以外のものには安息を見出せないこと。そのお方は魂の中にご座し、すべてを治めていらっしゃる——67章。

そしてそれから、我々が主は私の霊的な目を開いて下さり、私の心の真ん中にある魂をお示し下さいました。私は自らの魂を、まるで終りのない世界、至福に恵まれた王国のように大きなものと見て取りました。そしてそこに見て取った様子から、それが誉れ高き光景であることがわかりました。その光景の真ん中には、我々が主イエス、神にして人であられるお方が、座っていらっしゃいます。美しいお方で、お体が大きく、最高位の司教であり、もっとも厳粛な王であり、もっとも誉れ高き君主であります。そして、主が威厳に満ち、誉れ高い装いでいらっしゃることを目にしました。主は魂の中で、まさに平穏と平安のうちに座しておられます。そして神性が、天と地と、存在するものすべてを支配し、統治しておられます。それは、最高の力、最高の英知、そして最高の善なのです。

イエスが我々の魂のうちに占めていらっしゃる場所、イエスは決してそこから身を動かされることはない、と私には思えます。なぜなら、我々のうちには、最も親しみやすい家があり、それがイエスの永遠のお住まいであるからです。そしてこの折に、主は人の魂を造った時の喜びをお示し下さいました。というのも、父なる神が生き物を造るように、そして子なる神も生き物を造ることができるように、同じく聖霊も人の魂を造ることができれば、と望み、そうすることができたのです。よって、三一神は終りなく、人の魂が造られたことをお喜びなのです。なぜなら、三位一体の神はいにしえから、何が無尽の喜びとなるかご承知であったからです。三一神がお造りになられたものは皆、その君主性を示しています。同時に示された、ある君主の偉大な荘厳さとその王国とを目にすることとなる、ある人物についてのたとえ話によって理解したところによると、その者が下の方にある、ありとあらゆる荘厳なものを目にした時、それには驚きながらも、その者は、上の方へ行き、君主が住まわれている高みを探し求めてみたいと掻き立てられました。頭の中で、君主の住まいは最も誉れ高きはずのもの、と思ったのです。そしてこのように、私は実に、我々の魂はそれ自身よりも劣るものでは、決して安息を得ることができない、ということを理解しました。そして、すべての被造物を超え、自分自身のこととなると、魂は自分自身を見つめることにはとどまることができず、思い至ることはことごとく、至福のうちに我々の魂の中に住まわれている、造り主である神へと向かうこととなるのです。なぜなら、人の魂の中が、まさに神のお住まいなのですから。そして私の目には、最も神々しい明かり、最も明るい街の輝きとは、我々の主の栄光に満ちた愛であると映ります。神が自らのみ業のうちで最も楽しめるものを目にする以上に、我々が神のうちにより楽しむことがありましようか。というのも、私は同じ啓示で目にしたのです。ありがたき三位一体の神が人の魂を、実際よりももっとよく、もっと美しく、もっと気高くお造りになっていたのなら、三位一体神は人の魂が造られたことを十分にはお喜びにはならなかったであろう、ということ。そして三位一体の神は、我々の心が現世の深みや、ありとあらゆるむなしい悲しみから力強く引き上げられ、神のうちに喜ぶことを望んでおられるのです。

68

これらすべてをお示し下さったのはイエスであり、幻覚などではなかったことをきちんと知るべきであることについて。そして試練の時においても我々が打ち負かされることはない、という確信をいかにして得るべきか—— 68 章。

これは心楽しき光景で、安息にあふれた啓示でした。永遠にそうあるものなのです。そして、我々がこの世でこの光景を目にしたということは、神にとっては大きな喜びとなり、我々にとっては大きな励みとなります。そして神を見つめる魂にとっては、見つめている神のようになり、平安と安息のうちに、神の恵みによって神とひとつに結びつけられることになるのです。そして神が座しているお姿を目にしたことは、私にとってとても大きな喜びであり至福でした。なぜなら、腰を落착けて座っていらっしゃるお姿は、永遠にそこにお住まいになるということを表しているのです。そして神は私に、以前に様々なことを示したのはご自身であるということ、誠にお伝え下さいました。そして私がこのことをほう然と見つめていると、善き主はお声も出さず、唇も動かされずに、とても謙虚にお言葉をお示しになりました。以前とまったく同じように、またとても優しく。「よく承知したであろう。今日汝が目にしたのは幻覚にあらず。受け入れ、信じよ。して、しかとそれを守り、それにて心を安んじ、それを頼みとせよ。しからば、汝は打ち負かされることなし」この最後のお言葉は、すべてを私にお示し下さったのは我々が主イエスである、と誠に確信させるために述べられた教えでした。そして、我らの主が、ありがたき受難を意図してお示しになった、「ここに悪魔は打ち負かされた」という最初のお言葉と同じく、主は最後のお言葉で、本当に大きな確信をもって、我々みなに、「汝は打ち負かされぬ」とおっしゃられたのです。

真の慰めをもたらすこの教えのすべては、以前に申し上げたように、同胞のキリスト者みなを広く意図しており、そしてそれが神のご意思なのです。そして、「汝は打ち負かされぬ」というお言葉は、とてもきびしく、とても力強く、これから訪れるであろうさまざまな試練に対して、心強く慰めになるように、と述べられたものなのです。神は、「汝は誘惑されることなく、苦しめられることなく、苦痛を感じることもし」ではなく、「汝は打ち負かされることなし」とおっしゃられたのです。神は、我々がこのお言葉に注意し、健やかな時も苦しみの時も、我々がしっかりとした信頼を常に強く神に寄せることをお望みなのです。なぜなら、神は我々を愛しており、我々に喜びを見出していらっしゃいます。ですから、神は我々が神を愛し、神の喜びを見出し、神を力強く信頼することを望んでおいでなのです。そして、万事はしかるべくなるものなのです。こうして直にすべての啓示が終り、私がもはやそれ以上目にすることはありませんでした。

69

2回目の、悪魔による長時間にわたる絶望への誘惑について。しかしその女性は力強く神と聖なる教会の教えに信頼を寄せ、キリスト受難の様子を繰り返し唱えることによって難を逃れたこと—— 69 章。

この後、再び悪魔が熱と臭気を携えてやって来て、私を翻ろうしました。その臭気はこの上なく不快で、苦痛に満ち、また、恐ろしく、危険なものでした。時を同じくして、人が早口でまくしたてるような声を耳にしました。それはふたりのようでしたが、私を感じたところでは、両方が一遍にまくしたてており、何か重要な事柄について論じ合っているかのようにでした。そしてその声はというと、小声でささやくようで、私には何を話しているのかまったく分かりませんでした。そしてこれはみな、思うに、祈りを上げることを馬鹿にするふたりの様子を私に見せ、絶望へと駆け立てるためのものだったのです。我々の祈りであれば、神に対する敬けんな思いと、賢明な熱意とが込められていなければならないのですが、それがなく、ただ口先で乱暴に声を出しているというだけのものだったのです。そして我々が主である神は、疲れきった外の人に声をかける時にすべきように、神を信ずるべく、肉の声で私の魂を慰めるために、力強く恵みを授けて下さりました。その力の注ぎようは、肉的な力の入れ具合には例えられない、と思われました。私は肉体の目を、以前には安らぎを得ることができたあの十字架に据え、口ではキリストの受難を唱え、聖なる教会の教えを復唱し、そしてあらん限りの信頼と力で私の心を神と結びつけました。そして心の中で次のように思いました。「汝は今信仰を守るという大きな使命を担っている。なぜなら、汝は敵に捕らわれてはならないのだ。汝が今この時に、自らを罪から守ることに一層専心すれば、それは善き、無上の働きとなろう」なぜなら私は、罪を犯さずにいれば、自分は地獄の悪魔たちや、魂の敵からまったく安全だと誠に考えていたからです。

そしてそれから、その夜一晩中悪魔が私を悩ませ、翌朝の日の出の時刻まで私を悩ませ続けました。そして日が出ると、あらゆるものが消え去り、なくなって、残ったものは異臭だけでした。そしてその異臭もしばらく残っていただけでした。そして私は悪魔を嘲笑しました。そしてこのように、キリスト受難のおかげをもって、私は悪魔から解放されたのです。なぜなら、以前にイエス・キリストがおっしゃったように、それによって悪魔は打ち負かされたのですから。

70

我々はいかなる試練の時にも、力強く神を信頼申し上げ、信仰を固く守るべきこと。なぜなら、我々の信仰に対する敵がいなければ、報いには値しないこととなるから。そして、啓示の数々はいかに信仰にかなうものであるか—— 70 章。

このありがたき数々の啓示において、我々が善き主は、その光景は止むことになっている、と教えを授けて下さいました。そのありがたき啓示によって、主の善きご意思と恵みとともに、信仰が守られるのです。なぜなら、主はそれが啓示であると知ることができる、み印も証拠となるようなものもお与え下さいませんでした。ですが主は、正しい理解をするようにと、ありがたきご自身のお言葉を残して下さい、それを信ずるようにと、とても力強くお命じになりました。私はそういたします。主に祝福を。主は、啓示をお示し下さった我らの救い主であり、信仰というものをお示し下さったのだ、と私は信じます。そして私は、喜びつつそれを信じます。ですから、私は、次に続く言葉とともに、主ご自身のあらゆるみ心に従います。「信仰のうちに自らを守り、信仰に自らを

慰め、信仰に自らを任せよ」ですので、私はそのことを信仰において守らなくてはなりません。なぜかという、啓示があったその日に、その光景が終ると、愚か者の私はそれをないがしろにし、幻覚だった、とあっさり言ってしまったのです。すると我々が主であるイエスは、そのまま啓示が消え去ってしまうことを許さず、すべてを再び私の魂のうちにお示しになり、もっとはっきりと、ありがたき至福に包まれた愛の光と共にお示し下さり、次の言葉をとて力強く、まったく謙虚にお述べになりました。「よいか、汝が今日目にしたものは幻覚にあらず」それはまるで、「その光景は終り、汝はそれを失い、手元に置くことはできない。だが、よいか、それはすなわち、もはや汝はそれを目にした、ということなのだ」とおっしゃっておられるかのようでした。

これは、私が言ったことに対して、その時にそう言われたというだけのことでなく、私の信仰の土台を作るために言われたことなのです。この点については、すぐに次のようにおっしゃいました。「だが、受け入れよ、信じよ、そしてそこに汝を持し、それによって汝自身を慰め、それを信頼せよ。しからば、汝は打ち負かされじ」この「受け入れよ」に続く6つの言葉で表されたみ心は、お言葉を信心深くしっかりと心に刻め、ということなのです。なぜなら、主は我々のいのちが尽きるまで、主のお言葉が我々の信仰と共にあり、そしてその後には、全き喜びのうちにそのお言葉があらんことを欲しておられるからです。そして我々が主の善を学びながら、主の至福にあふれたご命令に、いつでも揺るぎない信頼を寄せることを望んでおられます。なぜなら、我々自身の盲目さと、内や外から来る魂の敵のために、我々の信仰はさまざまに覆されることがあるからです。ですから、我々を愛して下さる大切なお方は、霊的な光景とさまざまな事柄についての本当の教えで、内から、また外から、我々を助けて下さいます。そうすることによって、我々がそのお方を知るようにと。ですから、どのような教え方をおとりになろうとも、主は我々が主を賢明に受け止め、優しく受け入れ、信仰を持って主を我々のうちに保つことを望んでいらっしゃるのです。なぜなら、私の目には、この世には信仰以上の善はないからです。そして、信仰以下のものは、魂の助けには役立ちません。つまり、信仰においてなのです。そこにおいてのみ、主は我々が自らを持することを願っておいでなのです。なぜならば、我々は、主の善と、主ご自身のお働きによって、信仰を守らなくてはならないからです。そして、主のお許しを得て、霊的な敵によって我々は信仰を試され、強くなります。というのも、もし我々の信仰に敵がいなければ、我々が主のみ心のすべてを私が解したところで、信仰がなんの報いにも値しないものになるからなのです。

71

イエスは、我々の魂がよき顔をお見せすることをお望みである。なぜならイエスの表情は我々にとって朗らかですばらしいものであるから。そしていかにイエスが3つの表情を見せるか。受難、同情、そして至福の表情を——71章。

喜ばしく朗らかですばらしいもの、それは我々の主が我々の魂にお示し下さる恵みにあふれたすばらしき至福の表情です。なぜなら、主は絶えず我々を愛への渴望のうちに生かしており、我々の魂が主に喜ばしい表情を見せ、それが主の糧となることを、主は望んでおられるのです。したがって、

主の恵みによって、外側の表情を内なる表情にして下さり、今後も更にそうして下さること、そして、真に永続する喜び、すなわちイエスの内に我々皆を主とひとつとして下さり、我々ひとりびとりをお互い同士ひとつにして下さることを、私は望みます。

我らの主がお示しになる3つの表情の意味を私は存じております。まずは、主がここ、この世で死に向かう時に見せた受難の表情。この表情を見つめることは、悲しく不愉快なのですが、同時にうれしく楽しいものでもあるのです。なぜなら、そのお方が神であるからです。2番目の表情は、哀れみと悲しみと同情の表情です。これは、主を愛する者たち皆が主の慈悲を求める時に、お持ちの養いの確かさを示すために主がお見せになる表情です。第3には、永遠に続く至福の表情です。そしてこの表情が最も頻繁で、最も長く続いたものでした。

そしてこのように、我々が苦痛にさいなまれ、苦難に耐える時、主は受難の際の表情と十字架上での表情を見せて下さり、ご自身のすばらしい徳を通じて、我々が耐え忍ぶことを手助けして下さいます。そして、我々が罪を犯すとき、主は悲しみと哀れみの表情をお見せになり、我々をすべての敵から力強く守り、保護して下さいます。そしてこの2つが、この世で主がお示しになる普通の表情です。これらとひとつに結びついているのが3番目のもので、それは主の至福の表情です。それはあたかも天国の一部のものであるかのようなものです。そしてそれは、霊的な生活をありがたく触発してくれるものであり、すばらしき発露なのです。それによって、悔悟と信心、観想とありとあらゆる本当の慰め、そしてすばらしき安どを通じて、我々は確かな信仰と希望と愛のうちに保たれます。我らが主である神の至福の表情は、我々のうちで恵みによって働くもののなのです。

72

選ばれし魂の罪は、一時的には致命的と思われるものだが、選ばれし魂が神の眼前で死することはない。また、我々はいかにこの世で喜びの種と、嘆きの種とを手にするか。そしてそれは、我々の盲目さと、肉の重さとのためであること。また、最も慰めとなる神の表情について。そして、なぜこれらの啓示がなされたのか—— 72章。

さて、罪のために死するというのではなく、終りなく神の喜びのうちに生き続ける生き物にとって、罪とはいかに致命的なものか、私がどのように考えたか、お話しすべき時が今や参りました。2つの相反するものが、神に対してひとつ所に決してあってはならない、と私は理解したのです。存在するもののうちで最も相反するものとは、至高の至福と、最も激しい苦痛です。存在するもののうち最高の至福とは、まさに神を見つめ、神をありがたく感じ、すべてを全き喜びのうちにとらえつつ、神を永遠の生命の曇りなき状態でとらえることです。

そしてそのように、我らが主の至福の表情が哀れみのうちに示されました。その啓示の中で、罪というものが対極にあり、我々が罪と何らかのかかわりをもっている限り、決して我らが主の至福の表情をはっきりと見ることはない、ということを私は目にしました。そして、罪が恐ろしいものであればあるほど、重大なものであればあるほど、そういった時我々はこの至福の光景から遠ざかってしまうもののなのです。ですから時に、罪が我々にもたらす苦しみと苦痛のため、死の淵にいるよ

うに、一時地獄にいるように思えることがあります。そしてこのように当面、至福のいのちの光景に対して、我々は死んだも同然となります。しかし、このすべてにおいて、神の目には我々は死んでもいないし、神は我々から決して離れもしない、ということを私はまざまざと見て取りました。しかし、我々がまさに神のすばらしい至福の表情を目にし、神のうちに我々の至福を見出すまで、決して神は我々のうちに全き至福を手にはされることはないのです。なぜなら、自然にそう定められているからで、我々は恵みによってその状態に達するものなのです。このように、永遠の生命をもつ至福の生き物たちにとって、短い時間ではあっても、罪がいかに恐ろしいものであるか、私は理解しました。そして、この至福の表情を、魂が愛の恵みによってはっきりと目にすればするほど、より一層魂はそれを全き姿で目にしたいと願うものなのです。なぜなら、我々が主なる神は我々のうちにお住まいで、我々とともにあらせられ、我々を優しき愛ですっかりと抱擁し、包み込んで下さっておいでで、決して我々の元を去ったりはなさらず、口では話せないほど、また心が考え及ばないほど、我々のそばにいて下さいますが、それでも、神の至福のお顔をはっきりと目にする時までには、我々は嘆き、涙を流し、請い求めることを止めることができないのです。なぜならば、そのありがたく至福に満ちた光景の場所では、苦しみが待ち受けるということはなく、幸福が不足するということもないのですから。

そして私は、うれしきことと、嘆かわしきことを目にしました。うれしきこととは、我々が主、我々が造り主が、偉大なる善による確固たる養いによって、こんなにも近くに、我々のうちにいて下さり、我々が主のうちにいるということ。嘆かわしきこととは、我々の霊的な目が盲目で、我々が罪深き肉体の重さに疲弊しきっており、罪の中で光を見失ったが故に、我々が神のすばらしき至福の表情を曇り無く見るができないということ。そうなのです。そしてこの暗さのために、我々は神の偉大なる愛や、我々の確たる養いを信じ、信頼することが容易にはできないのです。ですから私は、我々は嘆いたり、泣いたりすることを決してやめることができない、と言わざるを得ません。この泣くということは、肉体的な目で涙を流すということだけを意味するのではなく、もっと霊的な意味をも含んでいます。なぜなら、我々の魂の自然な願いは、とても大きく、計り知ることは到底出来ないもので、もし我々の慰めと慰安のために、これまでに神が天上と地上にお造りになった高貴なものすべてを我々に下さったとしても、神ご自身のすばらしき至福の表情を目にすることができなければ、我々は嘆いたり霊的な涙を流すことをやめることはないのです。つまり、苦痛に満ちた願いは、我々の主のまさにお美しい至福の表情を拝見するまで、やむことがないのです。そして、我々の心が考える限りの、言葉にできる限りの、苦痛に我々の身が包まれていたとしても、その時に神のお美しく、至福にあふれたお顔を拝見することができたのなら、このありとあらゆる痛みも我々を苦しめることはないのです。このように、その至福の光景は、愛する魂にとってすべての苦痛の終りを告げるものとなり、あらゆる喜びと至福とをしっかりと充足させるものなのです。そしてこのことを神は、気高く驚嘆すべき言葉でおっしゃいました。「我なり、もっとも高きにあるものは。我なり、もっとも低きにあるものは。我なり、すべては」

我々は3つの知識を持つべきです。まずひとつは、我々が主である神を知ること。ふたつ目は、自分自身を知ること。すなわちそれは、神を通じ、自然と恵みとにおいて、我々がいかなるものであるかを知ること。3つ目は、我々の罪と弱さに関して、謙虚に自分自身を知ること。そして、私の理解するところによると、これら3つのために、すべての啓示が示されたのでした。

これらの啓示が3通りに示されたこと。そして、うち2つは靈的な病についてであり、これについては、神の受難を我々が思い起こし、また神のすべては愛であると知ることによって、我々が自らを治すことを神が望んでおられること。なぜなら、神は我々が過去の罪をいわれなき重さとして担うのではなく、愛を確信し、愛のうちに喜ぶことを望んでおられるのだから——73章。

我らが主である神のあらゆる至福の教えは、3つの部分に分かたれて示されました。すなわち、肉的な光景と、心の中に形をなした言葉と、そしてまた靈的な光景によってです。肉的な光景については、私はできる限り見たままにお話ししました。そして、み言葉については、我らが主が私にお示し下さったままにお伝えしました。そして靈的な光景については、幾らかはお話ししましたが、私には完全にお伝えすることは決してできません。ですから、この光景については、神が恵みを下さる時にもっとお話することといたしたいと存じます。

神は我々がかかる2つの病をお示しになりました。ひとつは、短気や怠惰です。それは、我々が苦難や苦痛をずっしりと担っているがためのものです。もうひとつが、絶望あるいは懐疑的な恐れ、ですが、これについては後にお話ししましょう。神は罪について広くお示しになり、そこにはすべてが含まれていましたが、神は特にこの2つについてお示しになったのです。そしてこの2つは、主が私にお示しになったように、我々を最も苦しみ、惑わすもので、この点について、神は我々が改めることを望んでいらっしゃいます。私が述べているのは、神の愛を求めて罪を憎み、神のご意志を行おうと志している男や女についてのことです。そのような者たちは、我々の靈的な盲目さと肉の重さのために、それらの罪を犯してしまいがちなものなのです。ですから、それらが前もって知られ、我々が外の罪を犯さずに済んでいるように、我々がそれらの罪をも退けることを神は望んでいらっしゃいます。

そして、これによく役立つようにと、我らが主は、主がきびしい受難をお耐えになった忍耐と、さらに愛のためにあの受難の際に味あわれた喜びと楽しみとを、とても謙虚にお示しになられました。そして主はこのことを、我々が喜んで賢明に我々の苦痛を担うべきである、というたとえとしてお示しになりました。なぜなら、それが主にとって大きな喜びとなり、我々にとっては計り知れぬ報いとなるからです。そして、我々がなぜそれらに苦しめられているのかというと、それは愛を知らないからなのです。三一神の3つの位格は、それ自身のうちではみな同等ですが、魂は愛を最もよく理解しました。そうです、そして神は何事においても、我々が愛を見つめ、愛のうちに喜ぶことを欲しておられます。そして我々は、このことを知ることもなく、とても盲目な状態にあるのです。というのも、我々の中には、神は全能で、何でもすることができ、神は英知であり、何でもご存知で、それでも神はすべての愛であり、すべてを行う、と信じている者がおりますが、そこで我々は止まってしまうのです。そして、私の目には、この無知が、神を愛するたいていの者を引き止めてしまうものだ、と映ります。なぜなら、聖なる教会のお達しによって、我々は罪を憎み、改心し始めますが、それでも我々を妨害する恐れが巣くっているのです。自分を見つめることや、以前なした罪が恐いのです。そしてなかには、日々の罪を恐れている者もあります。というのも、我々は自らの契約を守らず、我らの主が我々をお造りになられた清浄さを守ることこそせず、しば

しば悲惨な状態に落ち込み、目にするのにも恥ずかしいほどなのです。

そしてこれを見つめていることは、我々をとて悲しく、重苦しくするので、我々はいかなる慰めをも見出すことができません。そして、時に我々はこの恐れを、謙虚さとして理解することができますが、これは甚だしい無知であり、弱さなのです。そして、我々は、また別のな染みの罪を犯すことになるので、それを蔑むことはできません。なぜならそれは敵意から来るものだからです。そしてそれは真実に反するものなのです。なぜなら、至福の三位一体の神のすべての特質のうちでも、我々が愛を最も確かなものとして受け取り、愛を最も喜ぶ、ということが神のご意志であるからです。というのも、愛が、力と英知を、我々に対してとても謙虚なものとするからです。なぜなら、我々が悔い改めた後に、神が優しさ故に我々の罪をお許しになるのと同じように、神は我々が、自らのいわれなき重さと懷疑的な恐れにかかわる罪を自ら許すことを望んでおられるのです。

74

おそれには4つのものがあるが、敬けんな畏れには、かならず謙虚な愛が伴い、それはすばらしい真実であること。そうではあるものの、これらはひとつではないこと。そして、我々は神にそれを求めていかに祈るべきか—— 74 章。

というのも、私は4種のおそれを理解したのです。ひとつは、弱さ故、突然に襲いかかってくる攻撃に対する恐れです。この恐れは役に立つこともあります。というのも、それは、肉体の病や、罪ではない外の苦痛のように、人を清めることに一役買うからです。何となれば、そういった痛みはすべて、忍耐強く受け止められれば、人の役に立つものだからです。2つ目は痛みに対する恐れで、人はこのために揺り動かされ、罪の眠りから目覚めるのです。この痛みに対する恐れには、肉体的な死に対するものと、霊的な敵に対するものがありますが、この恐れを理解するまでは、当面人は聖霊によって与えられる敬けんな慰めを受け取ることができません。そしてこの恐れは、神の慰めと慈悲を求めるようにと、我々を掻き立てます。そしてこうして、この恐れは我々が神の慰めと慈悲を求めるのに役立ち、聖霊から至福の触発を受けて、我々が悔悟の情を持つことができるように仕向けてくれるものなのです。

3つ目は懷疑的な恐れです。懷疑的な恐れは、絶望に陥ることにつながりやすいので、神が我々に愛を知らしめることによって、愛に変えて下さるものです。それはつまり、疑いの苦しみが、恵みによって自然な愛の甘美さに変わる、ということなのです。なぜなら、我々が主は、しもべが主の善を疑うことを決してお喜びにはならないからです。

4つ目は、敬けんな畏れで、神をまったく喜ばせる畏れは、敬けんな畏れ以外にはありません。そしてそれはとても穏やかなもので、愛の優しさ故に、あればある程、感じる度合いが少なくなるものです。愛と畏れとは兄弟なのです。そしてそれらは、我々の造り主の善によって我々のうちに根を張っており、未来永遠に、我々から取り上げられてしまうことはないものなのです。我々は生まれながらにして畏れるものであり、恵みによって畏れを与えられているのです。君主や父が畏れられるのはもっともなことで、それは善が愛されるのにふさわしいのと同じことです。そして、主

のしもべであり、主の子である我々にとって、君主であり父である主を畏れるのは、善のために主を愛するのが我々にふさわしいのと同じく、当然のことなのです。そして、この敬けんな畏れと愛とは、別々に分割されるべきものではありませんが、それでもなお、これらはひとつではなく、特質においては2つであり、働きにおいても2つのもので、またどちらも他方なしには存在し得ません。ですので私は確信しておりますが、たとえ畏れを少ししか感じなかったとしても、愛する者は畏れます。我々にもたらされる敬けんな畏れ以外のあらゆる恐れは、神聖さを装ってやっては来ますが、決してさ程正しいものではありません。ですので、この点で簡単に見分けがつきます。よくなきものに対する恐れから、子供が母の胸に飛び込むように、我々を急いで立ち去らせ、主のみ胸へと向かわせる、その畏れは——我々が心を込めて、また自らの弱さと大いなる必要性を知りながら、主の永遠の善と至福の愛を知りつつ、主には救済以外は求めず、絶大なる信頼をもってお頼り申し上げる、そういった働きへと我々をもたらしこの畏れ——それは自然で、恵みにあふれ、善で正しいものなのです。そして、これに反するものはすべて、誤っているか、誤りと混じり合っているものなのです。ですので、解決策は、これです。両者を知り、悪を拒むこと。なぜならば、この世で聖霊の恵みあふれる働きによって我々が享受している畏れからくる自然な報いは、天上でも神のみ前で堂々としており、礼節をわきまえ、とても好ましく見えるものなのです。そしてこのように、我々は愛のうちに親しく神のおそばにあり、そして、堂々とはしつつも、礼節をわきまえて、神を畏れることとなるのです。堂々とかつ礼儀正しく。

我らが主である神に、我々が神を敬けんに畏れ、神を謙虚に愛し、神を力強く信ずるお許しをいただこうではありませんか。なぜなら、我々が神を敬けんに畏れ、謙虚に愛すれば、決して我々の信頼が無駄になることはないのですから。何となれば、より我々が信頼し、より強く信頼すればする程、我々は一層神を喜ばせ、我々が信頼申し上げる神をたたえることとなるのです。そして、もし我々にこの敬けんな畏れと、謙虚な愛が欠けているのであれば（そのようなことは神はお許しにはならないものなのですが）、我々の信頼はすぐに当面揺らいでしまうでしょう。ですから、我々はこの敬けんな畏れと謙虚な愛をたま物として手にできるように、我らが主の恵みを心から懸命に請い願い、またそのために働く必要があるのです。なぜなら、これを欠いてしまうと、神を喜ばせることは誰にもできないものなのですから。

75

我々には、愛と、渴望と、哀れみとが必要であること。また我々のうちに存する神の3つの渴望について。そして審判の日に、幸いなる者の喜びがいかに高められるか。神がなされたあらゆることの源をまさに目にし、畏れをもって震え、喜びに感謝しつつ、神の偉大さと造られしもの的小さきことに驚きながら—— 75 章。

神は我々にとって必要なことをすべてなされる、ということを私は理解しました。そして、次の3つを、必要なものとして申し上げます。愛、渴望、そして哀れみ。愛における哀れみこそが、困難に直面した際に、我々を救ってくれるものです。そして、その同じ愛を求める渴望が、我々を

天国へと引き寄せてくれます。なぜならば、神の渇きは、広く人を自らのうちに集めるために起こるもので、その渇きのために神は聖なる人々を引き寄せ、その人々は今や至福に恵まれているのです。そして熱心な信者たちが集まって来てはいますが、神は常に引き集め、常に飲み物を口にされてはいらっしゃるものの、いつでも渇き、いつでも神は渴望しておられます。

神のうちには、3つの渴望があり、それらはみなひとつのものを願っており、我々の中にも同じ渴望があり、同じ力のものであって、同じ目的に向かっているということを私は知りました。まず第1に、神は我々に神を知ること、神を常に愛するということを教えることを望んでいらっしゃいます。なぜなら、そうすることが我々の役に立ち、好結果をもたらすからです。第2には、我々を苦痛から天上へと救い出す際に、魂として、我々が神の至福に見合うものであることを渴望しておられます。第3には、我々を至福で満たすことです。そしてそれは最後の日に、永遠に続くようにと成就されるでしょう。なぜなら、我々の信仰において知られているように、救われるべき者皆の、苦痛と悲しみとが終りを迎えるのだということを、私は目にしたからです。そして、我々は、以前に天において魂が受けたものと同じ至福を受けるだけではなく、新たなものも受け取るのです。それは神から豊かに流れ出し、我々を満たしてくれるもののなのです。そしてこれらは、太古から神が我々に与えるために整えられた善の数々なのです。これらの善は、神ご自身の中に秘蔵されていたもののなのです。なぜなら、その時が来るまでは、それらを受け取ることが出来るほどに、造られし者たちは力強くも立派でもないのですから。

この中に、我々は神がなされたことすべての訳をまじまじと目にすることになるでしょう。そしてさらに、我々は神があらゆるものを耐え忍ばれた、その理由をも目にすることとなるでしょう。そして、恵みと我々の充足とはとても深く、気高きものとなり、不思議さと驚きの気持ちとで、すべての生き物は神に対して敬けんで大きな畏れを抱くこととなるでしょう。これまでに目にし、感じたことをはるかに超えているために、天の柱が震え、揺れることとなるでしょう。しかし、このような震えと畏れは、痛みを伴いません。

しかし、畏れを抱いて震えながら、謙虚な喜びを求めてうち震え、造り主である神の偉大さと、造られたものの小ささに畏れおののいている、自らお造りになられた者たちから、このように見つめられることは、まさに神の誉れ高き力にふさわしいことなのです。なぜならば、このように見つめられることは、被造物をとっても謙虚で慈悲深くするからです。ですから、自然の性質においても、恩ちょうにおいても、我々がこのことを知り、理解することを神はお望みですし、また、この働きを求めながら、この光景を見つめることが我々にはふさわしいのです。なぜなら、そうすることが我々を正しい道に導き、本当の生活のうちに守り、神とひとつにしてくれるものであるからです。

そして、神が善であるように、神は偉大であり、神の善性にとっては愛されることが至当であるのと同じく、神の偉大さは畏れられるのが似つかわしいのです。なぜならば、この敬けんな畏れこそが、天国の神のみ前で示されるべきすばらしき謙譲の心なのです。そして、その時には、神は今よりもずっとずっと知られ愛されることとなり、今よりもずっとずっと畏れられるようになるでしょう。ですから、柱が震え、揺れる時には、天と地のすべてがうち震え、揺らぐのがもっともなことなのです。

愛する心は、すべての地獄の苦痛よりも、罪をその邪悪さ故に憎むこと。他人の罪を見つめることが（もしそれが同情なしのものであるならば）、いかに神を見つめる妨げとなるか。そして悪魔は、惨めさを我々に思い起こさせることによって、神を見つめることを妨げようとする。そして我々の怠惰について—— 76 章。

敬けんな畏れについては、あまり申し上げないことといたしましょう。というのも、もう既にこのことに関しては、以前にお話ししましたので。ですが、我々が主は、主を畏れる魂以外の者を私にお示しにならなかったということを、よく承知しております。というのも、聖霊の教えをよく受け入れる魂は、熟知しているのです。地獄のあらゆる苦痛よりも多くの、邪悪さや恐ろしさ故の罪を自分が持っている、ということ。なとなれば、我々が主であるイエスの自然な本質を見つめる魂は、地獄ではなくして、罪ばかりを手にかけている、と私の目には映るのです。それゆえに、我々が罪を知り、懸命に祈り、喜んで苦難に臨み、謙虚に教えを求め、やみ雲に罪には陥らない、ということ。神は望んでおいでなのです。そして、もし我々がつまずいても、我々は容易に立ち上がります。なぜならば、どんなに片時であっても、魂が罪によって神に背くということは最大の苦痛を意味するからです。

安息を欲する魂は、他人の罪が自分の心に近づく時、神のうちに救いを求め、それに対する救済を求めて、まるで地獄の苦痛から逃れるかのように、それから逃れるものなのです。なぜなら、他人の罪を見つめていると、それは魂の目の前で、あたかも濃い霧のようになり、そのような人に同情を寄せ、そのような人にも神を味あわせたいという聖なる願いをもって、神とともに罪を悔悟するのでなければ、しばし我々は神のすばらしさを目にすることができなくなってしまうものであるからです。なぜなら、これがなければ、罪を見つめることは、罪を見つめる魂をうるさがらせ、誘惑し、妨害することになってしまうのです。というのも、次のように私は哀れみの啓示を理解したのです。

我らの主がお示しになったこの至福の啓示の中で、私は2つの相反するものが存在することを理解しました。ひとつは、どんな生き物でも行うことが出来る、この世で考えられる限り最高に賢明な行い。もう一方は、考えられる限りの愚かしき行い。賢い行いは、生き物が最も気高く至高の友人から意向を聞き、助言を得て行うものです。この至高の友人というのは、イエスです。そして我々がイエスと共にあり、我々がどんな境遇にあろうとも、永遠に親しくし、離れはしない、というのがイエスのご意志であり、ご助言なのです。というのも、我々が汚れていようと、清らかであろうと、我々がイエスを愛することには変りはないからです。なぜなら、健やかなるときも、苦難の時も、イエスは決して、我々がイエスの元を去ることを望みません。しかし我々は自らの移ろいやすさのため、しばしば自ら罪へと落ち入るのです。そのような時、我々は敵の画策によって、自らの愚かさや自らの不明を通じて、罪を手にするのです。よく次のように言われます。「汝は自分が愚か者であり、罪人であり、正しくない者であることをよく承知しておろ。汝は命じられたことを守らないからである。汝はしばしば我々が主に、改心します、と約するが、直後にはまた同じ過ちを犯す。それはすなわち、怠惰、時間を浪費することなのだ」なぜなら、私が思うに、それ

が罪の始まりなのです。特に、主の至高の善を内なる目で見つめて、我々が主に仕えることに身を捧げる生き物にとっては。そしてこれによって、我々はやさしき主の前へと進み出ることを畏れるようになります。すると我々の敵がやって来て、我々の惨めさに対する偽りの畏れを植え付けたり、我々が感ずる苦痛で脅して、我々を退散させようとします。なぜなら、悪魔の企みは、我々をこれに堪え難く、うつろにし、美しく至福にあふれた我々の永遠の友を、我々に忘れさせることにあるのですから。

77

悪魔の敵意について。悪魔は、我々のつまずきによって勝利を手にするというよりも、我々が上昇する際に面目を失い、そのことによって軽蔑されるものであること。そして、神によってなされるむち打ちは、神の受難の心持ちをもって耐え忍ばれるべきものであること。なぜなら、そうすることが、選んで自ら罪の償いをするよりも、特別に報われるものであるから。そして我々は苦難を忍ばなければならないが、優しき神は我々の指導者であり、救い主であり、至福である——77章。

我々が善き主は、悪魔の敵意をお示しになりました。その際に、私は愛と平安に相對するものを理解しました。それは、悪魔と、その一味です。そして、我々はつまずきの元となる弱さと愚かさを持ち合わせており、また聖霊の慈悲と恵みによってさらなる喜びへと上昇することにもなっています。そしてもし我々の敵が、我々のつまずきによっていかばかりかは勝利するとしても（それは悪魔の喜びとはなりませんが）、悪魔は愛と謙虚さによる我々の上昇によって、何倍にも敗れることとなります。そしてこの栄光にあふれた上昇は、悪魔にとっては大きな嘆きであり、苦痛となります。なぜなら、我々の魂に対して持つ憎しみのため、悪魔はねたみのうちに延々と身を焼き焦がすこととなるからです。そして悪魔が我々に与えたかったあらゆる嘆きは、悪魔自身に降り懸るものとなるのです。そして、我らの主が悪魔を嘲笑したのは、このためなのです。そしてこれを目にして、私は力強く笑いました。

そうして、これが救済策です。我々が自らの惨めさを知り、我々が主のみ元へと走ることです。なぜなら、早く知り、み元へ向かうのが早ければ早いほど、主に近づくことがよりうまくいくからです。そして心の中で、こう言いましょう。「ひどい痛みがあることは承知しております。また、我らが主は全能であり、私をきつく罰せられることがあります。そして、主はあらゆる英知ですから、すぐれて上手に私を罰するすべをご存じです。また、主はあらゆる善であり、私を大変にやさしく愛して下さいます」そうして、このように考える際には、待ち続けることが必要なのです。なぜなら、神自らがお与え下さるむち打ちや責めを、我々が自ら率先し喜んで受け入れること、それが慈悲と聖霊の恵みによって造られた罪深き魂にとっての、すばらしき謙虚さなのです。そしてもし、我々がただただ神と、神のみ業に満足するのであれば、それはとても容易でたやすいことです。なぜなら、人が自ら罪の償いをする、ということは私には示されなかったからです。それはつまり、そうすることははっきりとは示されなかったということです。はっきりと、高貴に、とてもすばらしいお顔つきによって示されたことは、我々は謙虚に忍耐強く、神のありがたき受難に心いたしな

がら、神自らが我々に与えて下さった罪の償いを担い、耐えることなのです。なぜなら、我々が神の受難に哀れみと愛をもって思いを致す時、それを目にした神の友人たちと同じように、我々は神とともに苦しむこととなるのです。そして、このことは第13章の始めの方で示されました。そこには哀れみについて書かれています。そこで神は言われます。「困難と苦しみとが、汝のとがに対する報いであると思いなし、勇み、自らを責めることなかれ。なんとなれば、我は汝がいわれなく打ち沈み、嘆くことを望まざれば。そもそも、汝がどのようにいたそうとも、汝は嘆くこととなるものなり。よって、我は汝が賢明に汝の罪の償い方を知ることを望む。さすれば汝はまさに汝の人生が有益な罪の償いとなることを目にするであろう」

この世は牢獄で、この生は償いであり、その救済に我々が喜びを見出すことを、神は願っています。救済とは、我らの主が我々とともにあられ、養ってくださり、全き喜びへと導いて下さることです。なぜならば、我らが主のみ心においては、これが我々にとっての永遠の喜びであるからです。すなわち、我々がそこへ至る時、主が我々の至福となり、こちらに居る間は我々の養い主である、ということです。我々の道と我々の天とは、本当の愛と確かな信頼のことです。そしてここから、神はすべてに対する理解を授けて下さいました。特に、受難の啓示において、私の天として、力強く主を選ばせて下さいました。

我らが主のみ胸に逃げ込もうではありませんか。そうすれば我々は慰められます。主に触れようではありませんか。そうすれば清められます。主にしがみつけば、いかなる危険からも安全で、恐くはありません。なぜなら、我らが優しき主は、考えられうる限り、魂が願い得る限り、我々が主と親しく交わることをお望みなのです。ですが、注意しなければいけません。我々は調子に乗ってこの親しさを取り違え、礼節を忘れてはならないのです。というのも、我らの主自身が至高の親しさであって、親しみをお示し下さるのと同じように、主は礼節をも重んじられるお方なのです。なぜなら、主はとても礼儀正しいお方であるからです。主と永遠に天国においてともに過すこととなる幸いなる者については、主は、すべてにおいて、主ご自身と同じくすることを望まれます。そして完全に我らが主のようになること、それこそが我々の救いであり、全き至福なのです。そしてもし、どのようにしたらこれを成し遂げられるか分からなければ、我らが主に願いましょう。そうすれば主が教えて下さいます。なぜなら、そうすることが主ご自身のお喜びであり、誉れなのです。主が祝福されますように。

78

我らが主は、主が我々に対してなさる4つの善について、我々が知ることを望んでおいでであり、また我々の罪と弱さを知るためには、いかに恵みの明かりが必要なものであるか。というのも、我々は自分自身が悲惨さ以外の何物でもないため、罪の恐ろしさはあるがままだに知ることはできないから。そしていかに我々の敵は、最後の日まで我々が自分の罪を知らずにいることを望んでいるか。よって、我々の罪を今示して下さいる神に大いに感謝しなければならないこと——78章。

我らが主は慈悲から、ありがたく恵みにあふれたご自身の明かりで、我々の罪と弱さを照らして

下さいます。なぜなら、我々の罪はとても恥ずべきもの、とてもひどいものであり、主はお優しさから、それを我々にはお示しにはなりたがらず、恵みと慈悲の明かりを通してお示しになります。我々が4つの点について知る、ということが、主のご意思です。第1に、我々が生命を持ち、存在している礎は主である、ということ。第2は、我々が罪を犯した時、また厳しく我々を責めたる敵たちにすっかり囲まれてしまった時、主が力強く、慈悲深く我々を守って下さること。そうでなければ、我々はなお一層の危険にさらされることになります。なぜなら、我々は敵に付け入るすきを与えてしまい、なおかつ、自分たちにはどうすることが必要なのか、分からないのですから。第3には、いかに主が我々を優しく養って下さっており、道を誤ると我々に知らせて下さっているか。第4には、いかに主は我々を絶えず待っておられ、顔色ひとつお変えにならないか。というのも、主は、我々が主の方に顔を向け、主が我々と結ばれているように、我々が主と愛のうちに結ばれることを願っておいでであるからです。そしてこのように、この恵み深き知識によって、我々は自らの罪を、絶望することなく、有益に見ることができるのです。

というのも、実のところ我々にはそれを見る必要があるのです。それを見ることによって、我々は自らのことを恥じ入らざるを得なくなり、自らに対する自信と、自らの厚かましさが、粉々に打ち碎かれるのです。このように自分たちだけでは、罪と悲惨さ以外の何ものでもない、ということを見て取ることが我々には必要なのです。そしてこのように、我らの主が我々にお示し下さるのは、ほんの少しのものであるが故に、我々が目にはしない多くのものが、捨て去られています。なぜなら、主は優しさから、我々にお示し下さる光景を選択なさっているのです。というのも、それがとても邪悪でひどいもので、そのままでは見るに耐えないものであるからです。

このように、痛悔と恵みを通じて謙虚に知ることによって、我々は我々が主ではないもののすべてから解放され、そして我らの至福の救い主が、完全に我々をいやして下さり、我々を主とひとつにして下さるものなのです。この解放といやしは、我らの主が、広く一般の人に与えようとしているものです。なぜなら、最も気高く、最も神に近い主が、人々と共に、ご自身を罪深いものとお考えになり、助けが必要とお考えになることがあるからです。そして、救われるべき者のうちでも、最もちっぽけで、最もとるに足りない私も、最も気高き主のおかげで慰めを見出すことができるのです。ですから、我らが主は、私が罪を犯すものであるとお示しになられた折に、愛のうちに我々とひとつになられました。

そして主を見つめた際に感じた喜び故に、私はその啓示にすぐには目をやりませんでした。すると、やさしき主はそこでおやめになり、主が私に注意を向けるための恵みと意思を下さるまでは、さらに教えを下さろうとはなさりませんでした。そして私はここに教えられました。我々は、主の特別な恩ちょうによって、高貴な観想のうちへと導かれることがありますが、それでもその時に、自らの罪と弱さを知り、心得ておくことが相応なことなのです。なぜなら、これを知ることなしには、本当の謙虚さを手にすることはできず、それなしには救われることはないからです。そしてまた、私は、このことに関して自分のことが分からなければ、この点について、我々の魂の敵に関して何も知ることができない、と理解しました。なぜなら、敵は我々に大きな善を意図しているわけではないのですからです。もしそれが敵の意図であるならば、我々は最後の日まで大きな善を目にすることはないでしょう。ですから、慈悲と恵みを適切な時に、我々に自らお示し下さる神に、我々は大いに感謝すべきなのです。

我々は自分の罪について教えを受けるが、隣人の助けとなる場合を除いて、隣人の罪については教えを受けるものではない。そして、この啓示に反するような何か扇情的なものを知ったとしても、それは敵からのものであると我々が気付くことを、神は願っている。なぜなら、知られている神の愛の大きさ故に、我々が一層墮落しやすくなってはならず、もしつまずいたなら、急いで立ち上がらなければならないから。さもないと我々は神に対して大きく自然に反することとなる——79章。

また、私はこの点についてもっと理解を深めたのでした。かのお方が、私は罪を犯すことになっているとお示しになったので、私はそれをそのまま理解し、私ひとりに当てはまることだと思っておりました。というのも、私にはその時はそれ以外の気持ちが沸き起こってはこなかったからです。ですが、後に示された我々が主の気高く慈悲にあふれた慰めによって、主のみ旨は広く一般の人を意味していた、つまり、罪深く、最後の日までも罪深くあり続けるすべての人を指していた、と理解しました。神のお慈悲を得て、自分もその一員であることを望みます。私が目にしたありがたき慰めからすると、それは我々みなに対して十分な大きさをもったものでした。そしてここに私は、自分自身の罪を見つめるべきであること、そして同胞のキリスト者の慰めとなり助けとなるのであれば、他人の罪を見つめるべきではない、ということを教えられました。

そしてまた、自分は罪を犯すものだ、ということを目にした同じ啓示のなかで、自分自身の不確実さを恐れる、ということも教えられました。というのも、私は自分がどのようにつまづくのか知りませんし、罪の度合いも、その深さも存じません。というのも、もし恐れながらそれを知っていたとしても、私にはそれに対する答えが用意できなかったからです。また、同じ時に、我々の優しき主は、とてもしっかりとまた力強く、主の愛の無限性と不変性をお示しになられました。そしてまた、主の偉大な善と、恵みの働きを通じてご自身のうちに養っておられることによって、主の愛と我々の魂とは、永遠に、決してふたつに分かれることがないということをお示しになりました。そしてこのことに対する畏れを持っていれば、自分が差し出がましくなることを妨げてくれる謙虚さ、というものを持ち合わせることとなります。そして、このありがたき愛の啓示の中には、私を絶望から救ってくれる、本当の慰めやよろこびを与えてくれるものがあるのです。

そして、我々の優しき主のこの親しき啓示全体は、すばらしき教訓であり、ありがたく我々の魂を慰めて下さる、恵み豊かな主自身の教えなのです。というのも、主の愛のすばらしさと親しさを通じて、内に外に、見たり感じたりするもののうち、これに反するようなものは、敵のものであって、神のものではない、と我々が知ることを主は望んでおられるからです。そしてこうです。もし我々がこの豊かな愛を知ったというまさにその理由で、我々の暮らしや心を守ることがよりおろそかになるのであれば、その時は我々はよくよく注意する必要があります。というのも、この種の煽動が迫って来たとすると、それは正しくないものであり、我々はそれを嫌悪すべきなのです。なぜなら、それは神のご意思とは似ても似つかないものであるからです。

そして我々が弱さ故、あるいは盲目さのためにつまずいた時、その時には我々が優しき主は、我々に触れてくださり、励まして下さり、我々を大声で呼んで下さいます。そして主は、我々が自らの惨めさを目にし、謙虚にそれを認めることを望まれます。しかし主は、我々がそこにとどまってい

ることをお望みにはなりませんし、自らを責めることに忙しい姿をご覧になることも望んではおられませんし、自らのことを嘆く姿をご覧になりたいわけでもありません。そうではなく、主は我々が、急ぎ主を目指すことをお望みなのです。というのも、主はおひとりでしっかりと立ち、悲しみ、嘆きながら我々が来るまで、待っていて下さるのです。そして、早く我々に主のみ元へ来てほしいと思し召しなのです。というのも、我々は主の喜びであり、楽しみであり、主は我々自身であり、我々のいのちであるのです。主がまったくおひとりでお立ちになっている、と私が申し上げる時は、天のありがたき軍勢についてはお話をすることを控え、この地上での主の役割と主のお働きについて、啓示の内容にもとづいてお話ししているものです。

80

3つのものにより、神は崇拝され、我々は救われること。そして我々が現在承知していることはいかに初歩に過ぎないものであるか。また、ありがたきイエスは我々を待ち受けながら、我々とともに嘆きつつすべてをなさるが、我々が罪を犯すとき、キリストはおひとりで嘆いて下さる。その際には、自然の本性と畏敬の念から、急ぎ再びキリストへと向かうのが我々にはふさわしいこと——80章。

3つのことによって、人はこの世によって立ちます。この3つにより、神は崇拝され、そして我々は助けられ、養われ、救われるのです。まず第1が、人の自然な理性を用いることです。第2には、聖なる教会の一般的な教え。第3が、聖霊の恵みあふれるうちなる働き。そしてこれらの3つは、みなひとりの神からのもので、神が我々の自然な理性の礎で、そして、神が聖なる教会の教えであり、そして、神が聖霊なのです。さらに、それぞれは別々のたま物であり、主は我々がそれらに大いなる注意を払い、注目することを望んでおられます。というのも、これらはみな絶えず我々の中で、神へと向かって働いており、すばらしきものであるからです。主は我々がこの世で、それがあたたかも入り口であるかのように、そのすばらしきものについて知ることを望んでおられます。つまりそれは、我々が少し知ることとなれば、それが天において完全なものとなるものなのです。そしてそれは、我々の助けとなるものなのです。

我々は信仰において、神のみが我々の性質をお引き受けになり、神を除いて外の誰もそうはしなかったということを承知しています。そしてさらに、キリストのみが我々の救済にかかわるすべての業を行い、業を行った者はキリスト以外にはいなかったということも承知しております。そして、まさにそのように、キリストのみが最終目標へ向けて、み業を行っておられます。それはつまり、キリストはこのように我々とともにあり、この世において我々を支配し、治め、そして我々をそのお方の至福へと導くのです。そしてそのお方は、天国へと向かうことになる魂が地上にある限り、そのようになさり続けます。そして、もしそのような魂がひとつだけになってしまっても、そのお方はその魂を自らの至福へと導き終るまで、ずっとひとりで付き添われることでしょう。牧師が語る天使たちの奉仕の話を、私も信じ、理解しております。ですがそのことは啓示の中で私には示されませんでした。なぜなら、そのお方自身がもっとも近くもっとも謙虚で、もっとも高貴でもっ

とも身近で、そしてすべてをなされるからです。我々にとって必要なことばかりではなく、誉れとなることもすべてをなさります。天国で我々の喜びとなるようにと。私が、そのお方が悲しみ嘆きながらお待ちになる、と言う時、それは我々が自らの中で悔悟し、同情する際に感ずる真正な気持ちと、我々がまだ神とひとつになってはいないことを大いに悲しみ、嘆いているということとを表しているのです。そして、うまくいくことはみな、我々の中にいらっしゃるキリストの行いなのです。そして、我々の中にめったにはそのように感じない者もありますが、それは決してキリストから離れないもので、我々の苦しみがみな取り除かれる時までキリストから離れないものなのです。なぜなら、愛は同情心を持たないことを決して許さないからです。そして、我々が罪に陥り、キリストのみ心を離れ、自らの魂を養うことを忘れた時はいつでも、キリストがたったひとり、我々の面倒を見て下さるのです。ですからこのように、そのお方は悲しみ嘆きながら立っておられるのです。ですので、畏敬の念と自然な本性から、我々は取り急ぎ我々が主に向かい、主をお独りにしないのがよいのです。主はここにお独りで我々皆と共にいて下さいます。それはつまり、我々のためだけに、主はこの世にいて下さるのです。そして私が、罪のため、絶望のため、あるいは怠惰のために、主に対してよそよそしくする時はいつでも、その気持ちが私の中にある限り、私は我々が主をおひとりにしてしまいます。そして、罪人である我々皆が、そのような具合なのです。しかし、我々がしばしばそのように振る舞うにしても、主の善は決して我々がひとりぼっちになることを許しません。そうではなく、永遠に主は我々とともにおられ、主は優しく我々を許して下さい、主の目の前で、常に我々を非難から守って下さっているのです。

81

この幸いなる女は、さまざまな形で神を目にしたが、人の魂以外の場所で神が憩うのを目にすることはなかった。そして、しばしばつまづくことを嘆くよりも、報いは永遠であることを銘記しつつ、我々が悔い改めのうちに喜びを持って生きながら、神の愛のうちにさらに歓喜することを神はお望みである。そして、なぜ神が罪をお許しになるのか—— 81 章。

我々が善き主は、天に、地に、さまざまにお姿をお示しになりましたが、私は主が人の魂以外の場所にご座すのを目にすることはありませんでした。主は地上では、ありがたき受肉と、至福の受難のお姿をお示しになりました。そして外には、主は私が、「一瞬神を見た」と申し上げたようにお姿をお見せになりました。そしてさらには、主はあたかも地上で巡礼に赴いておられるかのようにお姿を示されました。それはつまり、主が地上で我々とともにあり、我々をお導きになり、我々みなが天上の至福に達するまでお導き下さっているようでした。以前に申しましたように、主は統治されるお姿を何度もお示しになりましたが、それは概して人の魂においてでした。主はそこにご座所を定め、誉れ高き街をお造りでした。そして主がその誉れ高きご座所から、お立ちになることも、ご座所を別の場所にお移しになることも、永遠にありません。主がお住まいの場所は、すばらしくまた荘厳なものなのです。

ですから、しばしばつまづくことを嘆いているよりも、主の完全なる愛のうちに一層楽しみ、主

のありがたき触発を我々が熱心に求めることを、主はお望みなのです。なぜなら、主の愛を求めて、また我々の悔い改めのうちに、我々の暮らしが喜びにあふれ楽しきものであることが、我々のなすことのうちで何にもまして最も主にとって誉れ高きものなのです。なぜなら、主は我々をとて優しくお見つめになり、我々の暮らしと悔い改めのすべてをご覧になっているのです。というのも、主にとって自然な愛とは、我々のうちの、常に絶えざる悔い改めのことなのです。そしてその悔い改めを、主は我々のうちで働かせ、それに我々が耐える手助けを、慈悲深くして下さいます。なぜなら、主の愛は、主を渴望させます。そして、主の正当性と相まった主の英知と真実は、我々を地上で苦しませることを、主に強います。そして、主は我々のうちでもそのように行われることをお望みです。なぜなら、これが我々の自然な悔い改めであり、私の目には、最高のものと映るのです。というのも、この悔い改めは、主を我々の報いとしていただき、我々が満たされる時まで、我々のもとを離れることがないものであるからです。ですから、乗り越えることに我々が心を傾けるように、と主はお望みです。それはつまり、我々が感ずる痛みから、我々が信ずる至福へと。

82

神は、我々の魂の嘆きをとがめるのではなく、同情をもってご覧になるが、我々は罪を犯すばかりである。そのような状態でも、我々は慰めと畏れの中に養われている。なぜなら、神は我々が一心に愛にしがみつki、神が我々の薬であることを悟り、神に向かうことをお望みであるから。よって、渴望し、歓喜しながら、我々は愛さねばならない。そして、これに反するものは何であろうと、神からのものではなく、敵からのものである——82章。

しかし、我々が優しき神はここに嘆きと悲しみをお示しになり、次のようにお考えです。「我はよく存じておる。汝は我が愛のために、汝に訪れるあらゆる悔い改めを、楽しく、うれしく耐えようとしておるのである。だが、汝が罪を犯さずして生きているのでない限り、汝は我が愛のために汝を襲うあらん限りの苦しみや、ありとあらゆる苦難や、苦痛を耐えることとなろう。して、それは真なり。しかし、汝の意に反して汝をおとなう罪に、過度に心煩わすことなかれ」そして、私はここに理解しました。主はしもべを哀れみの目でご覧になっており、お責めになるまな差しではない、ということ。なぜなら、この仮の生においては、責めや罪をまったく負わずに生きていくことなど不可能であるのですから。

主は我々を終りなく愛して下さい、一方我々はよく罪を犯し、主は我々に大きな慈悲をお示し下さいます。すると、我々は自らを主の慈悲を見つめることに向かわせ、主の愛と善とにしがみつki、主が我々の薬であることを目にし、我々がなすことは罪以外のなにものでもない知りつつ、賢明に嘆き悲しむのです。そしてこのように、自らの罪を目にして手にした謙虚さによって、主の無限の愛を固く信じ、主に感謝し祈りながら、我々は主を喜ばせるのです。「我は汝を愛し、汝は我を愛す。そして我らが愛はふたつに分かたれることなし。して汝がために我は苦しむ」そうしてこれは私の心に霊的に示され、また次のありがたき言葉も示されました。「我、汝を堅固に養えり」

そして、私が我々の主に対して持っている、このように暮らしたい、つまり、この愛の教えのす

べてが示しているように、渴望と喜びのうちに暮らしたい、という強い願い、まさしくこのことによって、我々に反するものは主からのものではなく、敵からのものだ、と私は理解しました。そして主は、我々がこのことを、主の自然な、ありがたき恵みにあふれた愛の明かりを通して知るように、と望んでおられます。

もし、転ばないようにと、常に守られている恋人が地上にいても、私はそのような方は存じません。なぜなら、私には示されなかったからです。ですが、これは示されました。つまり、つまり立ち上がる際には、いつでも我々は大切に、ひとつの愛に守られているということです。なぜなら、神が見ていて下さる時には、我々はつまり、自分が自分を見ている時には我々は立ち上がることが出来ないのです。そしてこの両者ともに、私が思うに、真実です。ですが、我々の神が見つめていて下さることが、最も高貴な真実です。そうなれば、我々はこの世で主がこの気高い真実を我々にお示し下さったことに、大いに感謝せずにはおられないのです。そして、この世に暮らしているうちに、この両者を共に知ることができるのは、我々にとってとても役立つことだ、と私は思います。なぜなら、高貴な見方は、我々を大きな慰めと神における本当の喜びのうちに守って下さります。そしてもう一方は、すなわち劣った方の見方は、我々を畏れのうちにとどめ、自らに恥じ入らせます。しかし、我々が善き主は、常に我々が上の世界へと連れて行かれるまで、低い方の知識を捨ててしまうことなく、より高い見方をすることを望んでおられます。そしてその上の世界で、我々は我々が主、イエスを滋養分としていただき、そこで我々は喜びと至福により永遠に満たされることとなるのです。

83

神における3つの特色、いのち、愛、光について。そして我々の理性は神と調和していること。それは最高の贈物である。そして、いかに我々の信仰は父なる神から発する光であるか、我々に分け与えられた光であるか。また、いかにこの世のやみで我々を導いてくれているか。さらに、我々の嘆きの終りについて。そして、まぶしい光と明快な光景の中で我々の目が突然開かれること。それが我らの救い主であるイエスのうちなる、我々の造り主たる父であり、聖霊であること—— 83 章。

少々私は神の3つの特質に触れ、目にし、感じました。そこには、啓示のすべての力と効力がかかっています。そして、それらはすべての啓示に見て取れたもので、特に12番目の啓示において顕著で、そこでは、「それは我なり」と、語られていました。その特質とは次のものです。いのち、愛、光。いのちには驚くべき親しさが、愛には高貴な優しさが、光には自然から受け継いだ終りなき性質があります。これらの特質はひとつの善の中にあるものでした。その善の中へと、私の理性がひとつに結びつけられ、全力を振り絞ってしがみつきます。私は敬けんな畏れを抱いて見つめ、その光景と、我々の理性が神のうちにあり、ありがたき調和を感じたことにとても驚き、我々が受け取ったうちでもそれが最高の贈物であり、自然な本質に基づいているものである、ということを理解しました。

我々の信仰は光であり、我々の終りなき日から自然にやってきます。それはすなわち、我々が父

であり、神なのです。その光の中に、我々の母であるキリストがおり、このはかなき人生においては我々の善き主である聖霊が我々を導いておられます。この光は、慎重に案配されており、我々のやみ夜の必要性に答えてくれています。その光は、我々の人生の元であり、やみ夜は我々の痛みとすべての苦痛の源なのです。そのやみ夜において、我々は神の報いと神からのほめ言葉に値します。なぜなら、慈悲と恵みを得て、自ら欲して我らの光を知り、信じ、その中を賢く、力強く進んで行くからです。そして苦痛が終りを迎えると、突然に我々の目がひらかれ、そして目ばゆい光の中で、眼前の視界が広がります。その光が、我らの造り主である神と、我々の救い主である救世主キリストなのです。私はこのように、我々の信仰とは、我々のやみ夜を照らす明かりである、ということを理解しました。その光とは、神であり、すなわち我々の終りなき昼なのです。

84

神の愛が、この光であること。そしてそれはあまり小さなものではないが、労苦に対する報いに富んでおり、誉れ高き神からの永遠の報いに値するもの。というのも、信仰と希望は我々を愛へと導くが、それには3つのものがあること——84章。

その光は愛であり、この光を分け与えることは、神の英知によって、我々の役に立つようになされるものなのです。なぜならば、その光は我々の至福に満ちた日を明るく照らすほどには大きなものではないものの、かといって、我々から見えないというほどでもなく、我々が多くの報いを受けながら暮らすことができる光で、神の終りなき誉れに見合うように、労苦が報われることとなるものなのです。そしてこのことについて、神は第6の啓示の中で、「我は汝の奉仕と、汝の労苦に感謝する」と、おっしゃっておられました。このように、愛によって、我々は信仰と希望のうちに養われます。そして希望が我々を愛へと導きます。そして最後にはすべてが愛となります。私はこの光、すなわち愛、について3つの理解を得ました。第1に、造られざる愛。第2に、造られた愛。第3に、与えられた愛。造られざる愛は神であり、造られた愛は神のうちなる我々の魂。与えられた愛とは徳。そしてそれは、恵みに満ちた働きのたま物なのです。その中で、我々は神自身を愛し、神のうちなる我々自身を愛し、神のために神が愛するものを愛するのです。

85

神は太古から、選ばれし者を愛しており、その者たちが、自分たちの至福が減るような傷を負うことは決して許さなかったこと。そして、今は天に隠されている神秘の数々がいかにして知られるか。したがって、我々はあらゆるものがとてもうまく定められていることに、我らが主を祝福することとなる——85章。

そしてこの光景に、私は驚きを禁じ得ませんでした。なぜなら、この世での我々の素朴な生活や

盲目さにもかかわらず、我々が優しき主は、喜びのうちにこのみ業を行いつつ、我々を見つめて下さっているのですから。そして、神を喜ばせる何にも勝る最良の方策は、我々が本当にこのことを信じ、神とともに喜び、神のうちに喜ぶことなのです。というのも、我々が神に祈り、感謝しながら、永遠に神の至福のうちにあるように、我々は太古から神の終りなき目的のうちに含まれ、神の摂理のうちにあり、愛され、知られていたのです。そして、神はその悠久の愛のうちに我々をお造りになられ、同じ愛のうちに我々を養い、至福を損なうような損害を我々が被ることをお許しにはなりません。ですから、審判が下され、我々が天上へと連れていかれた時、その時になって初めて、今は我々から隠されている神秘の数々を、神のうちにはっきりと見るようになるのです。その時に、我々の中には、どのようなことがあっても次のように掻き立てられる者はありません。「主よ、こうであったのなら、とてもよかったものを」そうではなく、我々はみな、声を出さずに言うでしょう。「主よ、汝が祝福されますように。なぜなら、こうであれば、それはすばらしきものです。そして、何物かが造られる以前から定められたように、まさにそのように、すべてがなされたことを、我々はまじまじと目にしております」

86

善き主が、この本は最初に書かれたものとは別に、書き直されるべきものであるとお示しになったこと。そして、主に感謝し、主を信頼し、主のうちに喜びながら、主のお働きのために我々が祈ることを、主はお望みであること。また、主は啓示が知られることを欲して、いかにそれを示したか。そしてそれを知ることによって、主は我々に主を愛する恵みを下さるのである。15年後になって、このすべての啓示が示された理由は、愛である、と教えられたこと。イエスが我々に愛を与えて下さることを祈る。アーメン—— 86 章。

この本は、神からのたま物、神からの恵み、として書き始められましたが、まだ仕上がってはいない、と私は思います。神の愛を求めて、神に祈りましょう。神のお働きの得んことを。感謝しつつ、信頼しつつ、喜びながら。なぜならば、主ご自身のみ心をできる限りにお計りし、理解したところによると、我々が善き主はするように祈りを捧げられることを望まれるからです。そして、このすばらしきお言葉にて、主はとても楽しげにおっしゃいます。「我は汝の願いの礎なり」なぜならば、私は我々の主のみ心のうちに、主が啓示をお示しになったのは、今よりももっとそのことについて知ってほしかったからだ、と見て取り、理解しました。そしてそのように知ることによって、主は我々に主を愛し、主にしがみついたための恵みを与えようとしておいでなのです。なんとなれば、主は地上における、主のすばらしき宝物を、とてつもなく大きな愛をもって見つめておられ、主は、我々のおかれている悲しみと薄暗さの故に、天上の喜びのうちへと我々の心を引き上げるために、より多くの明かりと慰めを下さろうとしているのです。

そして啓示が示されて以来、私は幾度となく、我らが主のみ心をお計りしたいと願いました。そして、15年以上が経過し、私は霊的な答えを得たのです。それは、次のものです。「汝は、このことについて、汝が主のみ心を知ることが欲するのであるか。よろしい。愛が主のみ心である。誰が汝にそ

れを示したか。愛なり。何を主は汝に示したか。愛なり。何故に主はそれを示したか。愛故に。これをしっかりととらまえよ。さすれば、汝はさらに一層そのことを知り、理解を深めるであろう。さりとて、汝はそこによそ事を知り、理解することは永遠になし」このように、愛が主のみ心であることを私は教えられました。そして私は、これと、そしてまたすべての啓示において、神は我々をお造りになる以前から我々を愛しておられた、と確信しました。そしてその愛は決して揺らいだことはなく、今後も揺らぐことはありません。そして、この愛のうちに、神はすべてのみ業をなされたのです。そして、この愛のうちに、神はすべてが我々の役に立つようにと差配されたのです。そして、この愛のうちに、我々の命は永遠なのです。しかし、神が我々をお造りになる際に込めた愛は、太古から神のうちに存在したものです。その愛のうちに我々の始まりがあります。そしてこのことすべては、永遠に神のうちに見て取ることができるものなのです。イエスよ、それを我々にお許しあれ。アーメン。

こうして、我らが救い主、イエス・キリストによって、我々の終りなき慰安と慰めとなるように、またこの生というつかの間の旅路において主のうちに喜ぶためにと示された、ありがたき三位一体の神による愛の啓示は終る。アーメン、イエスよ、アーメン。

神を忠実に愛する者と、聖なる教会の教えに身を捧げ、有徳の暮らしを送り、賢く齢を重ね、深遠なる学問を身につけた人々の健全なる知識と教えに従う者だけの手に、この本が渡るようにと、私は神に祈ります。なぜならば、この啓示は高度な神性と高度な英知であり、よって罪と悪魔の奴隷となっている者とは相容れぬものであるからです。そして、汝は自分の好みであることを好きなように理解し、外のことを打ち捨てておく、というようなことがないように注意しなさい。というのも、それは邪教の要件を満たすこととなるものであるからです。そうではなく、すべてを外のもののかかわりにおいて理解し、聖書と、聖書に基礎を置いたものによってすべてを理解しなさい。そうすれば、まさに我々の愛であるキリスト、光であり真理であるお方が、すべての汚れなき魂に、主のこの英知を謙虚に辛抱強く求めよ、とお示しになります。そうすれば、汝は、この本を手にするにふさわしき者となり、我らが救い主であるイエス・キリストに、高らかに心の底から感謝し、汝のために、汝に対して、尽きせぬ愛と、慈悲と、善から、汝と我らを守り、永遠の至福へと導くために、主がこれらをお示し下さり、啓示を与えて下さったことに感謝することでしょう。イエスがそのことを我々にお許し下さいますように。アーメン。

1

第1章——個々の啓示の数々について。これは我々の終りなき喜びであるイエス・キリストが16のお告げ、あるいは啓示で個別にお示しになった愛の啓示なり。その第1は、かの方のありがたき茨の戴冠。そこに、托身を伴う三位一体の神と、神と人の魂との合一とが、数多くの永遠の英知と愛の教えとともに、込められ、明確にされたこと。後続の啓示はみなここに基礎をおき、ひとつとなるものなり。第2は、キリストのありがたき受難を表すもの。すなわち美しいお顔から血の気が

引いたこと。第3は、全能の英知、愛そのもの、であり、我らが主である神は、存在するものすべてをお造りになったのとまさに同様に、まさに起こることすべてをなされること。第4は、キリストの柔和なお体に対するむち打ちと、お体からの大量の出血。第5は、キリストの尊い受難によって悪魔が克服されたこと。第6は、天上の幸いなるしもべたちに、我らの主が報い、誉れ高く感謝すること。第7は、喜びと苦しみをしばしば感じる。喜びを感じるとは、終ることのない至福を本当に確信しながら、ありがたく触れられ触発されること。苦しみの感覚とは、怠惰の誘惑と我々の肉体の営みの煩わしさのこと——喜びの時も苦難の時も、神の善によって、神の愛のうちに我々はしっかりと守られていると霊的には理解してはおるものの。第8は、キリストの最後の苦痛と、残忍な死。第9には、至福の三位一体神が、キリストの困難な受難と悲しき死に対してもつ喜び。そのうれしさと喜びにおいて、そのお方は、我々が天において全きを手にするまで、ともに慰められ楽しむことを望んでおられること。第10には、我らが主であるイエスは、み心がまっ二つに裂かれるのを、お喜びになりながら示されること。第11は、そのお方のありがたき母上を、高らかに、霊的にお示し下さったこと。第12は、我々の主は最も価値ある存在であること。第13は、神がすべてのものをお造りになった際に、大いなる気高さをもって行ったすべての行いと、神のみ業のうちでも特に卓越している、人をお造りになった時の素晴らしさに対して、また、人の罪に対し神が我々の負うべき責めをみな終りなき誉れに変えて下さったありがたきあがないに対して、我々が大いに関心を寄せることを、我らが主である神はお望みであること。そして、あがないについて神は、「よいか、まさにその同じ強大な英知と善で、我はよくなきことを正さん。汝はそれを目にするものなり」とおっしゃった。そして、そのうちに、我々が聖なる教会の信仰と真実を守り、今は神の神秘を知りたいとは欲せず、この世の暮らしにふさわしくすることを、神はお望みである。第14には、我らの主が、我々の祈りの礎であること。これには2つの特質があり、ひとつは正しき祈り、もうひとつは確固たる信頼であり、主はその両者ともに大きなものであることをお望みである。そしてこのように、我々の祈りが主のみ心にかなえば、主は善性からそれをかなえて下さる。第15には、突然に、神の善によって、我らのすべての苦痛から、我々のすべての労苦から、解放され、我々は天に昇ることとなり、そこで我らが主なるイエスを報いとしていただき、天上の歓びと至福で満たされることとなる。第16には、至福にあふれる我らが造り主である三位一体神は、イエス・キリストにおける我々の救い主であり、終りなく我々の魂のうちににお住まいで、愛のために我々を力強く、そして賢明に、救い養いながら、誉れ高くすべてを治め、すべてを分け与えていること。そして、敵によって我々が打ち負かされることはない、ということ。

* 本稿は Julian of Norwich (ノリッジのジュリアン) の Revelation of Love (愛の啓示) の長いバージョンの試訳、その第3部である。第1部(2章から14章)は、茨城女子短期大学紀要32集(2005: pp. 21-36)に、また第2部(15章から51章)も同紀要33集(2006: pp. 80-128)に掲載されている。この第3部で完結する。なお、末尾に掲載されている第1章は、本来は最初に置くべきものである。全巻の目次となっているため、訳出が遅れ、末尾に載せることとなった。

この場を借りて、この翻訳を勧めてくださった宇賀治正朋先生、勉強会を主宰し貴重な機会を作ってくださっている児馬修先生、そして勉強会のメンバーの方々に心から感謝申し上げたい。

茨城女子短期大学紀要

第 34 集 (2007 年)

＜目 次＞

-
1. 近現代の戯曲・小説作家と『平家物語』— 作家別作品一覧 —
 武田 昌憲 1
 2. 愛の啓示——ノリッジのジュリアン：試訳—その3
 内桶 真二 (51)
 3. 海外・アメリカの性教育カリキュラムの変遷・推移とわが国との関連
 内山 源 (29)
 4. 安全、危険、リスク、ハザード等と安全教育に関わるメンタルヘルス (その2-①)
 内山 源, 中村 朋子 (21)
 5. 学校安全教育の状況と問題 (その1)
 内山 源 (1)
-

茨 城 女 子 短 期 大 学

34	茨女短大紀	No.34 P1～160	茨 城 2007
----	-------	--------------	----------